

岡山商科大学
自己評価報告書
〔日本高等教育評価機構〕

平成 19 年 7 月
岡山商科大学

目 次

・ 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色	1
・ 岡山商科大学の沿革と現況	3
・ 「基準」ごとの自己評価	
基準1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的	5
基準2 教育研究組織	9
基準3 教育課程	18
基準4 学生	33
基準5 教員	48
基準6 職員	59
基準7 管理運営	65
基準8 財務	71
基準9 教育研究環境	77
基準10 社会連携	84
基準11 社会的責務	95
・ 特記事項	
1. 「3つのM」運動の展開——「心豊かな人材の育成」のために	101
2. 本学におけるキャリア教育の展開	104
3. 産学官連携センター	106
4. 国際交流の推進	110

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色

1. 岡山商科大学の建学の精神

岡山商科大学（以下、「本学」という）では、前身校（明治 44(1911)年 3 月設立の吉備商業学校、昭和 23(1948)年 4 月設立の吉備高等学校、昭和 30(1955)年設立の吉備商科短期大学）における「産業教育」の歴史と伝統を基調としつつ、昭和 40(1965)年に 1 学部 1 学科（商学部商学科）の 4 年制大学として開学して以来、商・法・経済の 3 学部及び大学院 3 研究科の社会科学系総合大学に発展した今日においても、下記の 3 つを「建学の精神」として明文化し継承している。

〔建学の精神〕

- 中正な思想を涵養し、広い視野をもって社会に貢献しうる人物の養成
- 学問と真理とに対して謙虚な情熱と不屈のファイトをもつ人物の養成
- 産業の現実に関心を持ち、文化的知性をそなえ、創造的に社会の発展を指向する人物の養成

2. 岡山商科大学が目指す大学像

(1) 大学の「教育理念」と「教育目標」

本学では、商学部について法経学部が設置されたころ（1990 年代初期）、次のような「教育理念」を明文化している。これは、大学の使命・目的を明文化し、社会科学系総合大学としての大学の将来像を示したものと言えよう。

〔教育理念〕

社会事象を的確に捉え、分析し、解決する能力を備えた心豊かな人材の育成

本学では、上記「教育理念」に基づいて、次のような「教育目標」を設定している。「教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学術を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」と規定する大学設置基準とも整合性をもった教育目標となっている。

〔教育目標〕

- 幅広い学習機会の提供
「社会事象を的確に捉える」ための独自のスタンド・ポイントを築くことができるように、幅広い学習の機会を提供する。
- 専門学術の振興
「社会事象を分析し、解決できる能力を備える」ための専門学術を振興し、豊かな知識に裏づけられた鋭い洞察力と問題解決能力を身につけることができるようにする。
- 社会的人材の育成
「心豊かな人材」でありうるために、社会での役割を認識し、これに積極的に取り組むことの意識を理解できるようにする。

(2) 大学院の「教育理念」と「教育目標」

本学は、平成7(1995)年度の大学院商学研究科商学専攻修士課程開設以来、大学院教育の充実にも力を注ぎ、その後、商学研究科に加えて法学研究科及び経済学研究科の3研究科の設置をみている。設置に際しては、各研究科は、大学院設置基準に従って「人材養成に関する目的」(第一条の二)を定め、公表している。言うまでもなく、それは、本学の「建学の精神」が示す本学発展の方向に沿ったものであり、3研究科の教育目標と「建学の精神」の間には共通の教育理念もある。3研究科が整備された今日では、既に掲げた「建学の精神」について、下記の「大学院の教育理念」及び「大学院の教育目標」を、「大学院学生便覧」等において掲示して、学内外に周知を図っている。

〔大学院の教育理念〕

社会科学の各専攻分野における高度な専門知識と、具体的社会事象に関する問題分析能力、理論的予測能力、創造的な政策立案・実践能力を備えた人材の育成

以上の本学大学院の教育理念に基づき、各研究科はつぎのような教育目標を定めている。

〔大学院の教育目標〕

- 商学研究科
グローバルな視野を持つ地域ビジネス・プロフェッショナルの養成
- 法学研究科
リーガルマインドを背景にした高度の専門知識・能力を備えた社会人の養成
- 経済学研究科
総合的・実践的能力を体得した地域経済プロフェッショナルの養成

Ⅱ. 岡山商科大学の沿革と現況

1. 本学の沿革

○沿革

学校法人吉備学園は明治44(1911)年3月産業教育の一翼を担って岡山市南方に吉備商業学校を設立し、昭和23(1948)年4月吉備高等学校（平成6(1994)年4月岡山商科大学附属高等学校と改称）、ついで昭和30(1955)年3月吉備商科短期大学を設立（昭和32(1957)年1月岡山商科短期大学と改称、昭和41(1966)年3月廃止）した。しかしこれに満足せず、産業教育に50有余年の歴史と伝統とを基調として、遠大なる視野の下に世の要望に応え、新たに最高学府である4年制の商科大学の設立を企画、岡山市津島京町に新校舎を建設し、岡山商科大学を開学した（昭和40(1965)年4月）。今日までに19,982人の卒業生を社会に送り現在に至っている。

○年譜

昭和40(1965)年1月25日	文部大臣から岡山商科大学設置認可
昭和40(1965)年4月1日	岡山商科大学商学部商学科（入学定員100人）開学
昭和46(1971)年4月1日	商学部産業経営学科（入学定員100人）増設
昭和47(1972)年3月10日	附属図書館完成
昭和47(1972)年4月1日	附属経営研究所創設
平成3(1991)年4月1日	法経学部法学科（入学定員100人）・経済学科（入学定員100人）増設
平成7(1995)年4月1日	大学院商学研究科商学専攻修士課程（入学定員20人）開設
平成9(1997)年4月1日	商学部国際観光学科（入学定員100人）増設
平成10(1998)年4月1日	大学院法学研究科法学専攻修士課程（入学定員10人）及び経済学研究科経済学専攻修士課程（入学定員10人）開設
平成11(2000)年4月1日	3年次編入学定員制度設置（商学科20人、産業経営学科10人） 附属経営研究所を社会総合研究所に改称
平成15(2003)年4月1日	情報教育センター、会計教育センター設置
平成17(2005)年4月1日	学部学科改編により、商学部商学科（定員300人）・会計学科（定員100人）、法学部法学科（定員120人）、経済学部経済学科（定員120人）の3学部4学科体制となる 地域再生支援センター設置
平成19(2007)年4月1日	商学部商学科にアジアビジネス専攻を設置 産学官連携センター設置 法学教育センター設置

2. 本学の現況

○大学名

岡山商科大学

岡山商科大学

- 所在地
岡山県岡山市津島京町 2 丁目 10 番 1 号
- 学部等の構成
商学部…商学科・会計学科、法学部…法学科、経済学部…経済学科
ただし、商学部産業経営学科・国際観光学科、法経学部法学科・経済学科は、
在学生の卒業をもって廃止する。
大学院 商学研究科・法学研究科・経済学研究科
- 学士課程及び大学院修士課程

平成 19(2007)年 5 月 1 日現在 単位：人

		学生数	教員数	職員数（含む嘱託）
大学院	商学研究科	32	0	49
	法学研究科	16	1	
	経済学研究科	1	0	
学部（学科）	商学部	1,006	42	
	法経学部 （法学科）	323	20	
	法学部			
	法経学部 （経済学科）	314	17	
	経済学部			

※平成 17(2005)年 4 月「法経学部」を分離し「法学部」「経済学部」とした

Ⅲ. 「基準」ごとの自己評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

1-1 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

《1-1 の視点》

1-1-① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

(1) 1-1 の事実の説明（現状）

本学の建学の精神や教育理念は、本学学生及びその保護者、教職員に対しては「学生便覧」「学生手帳」「保護者懇談会資料」を通じて、また高校生や進路指導者・保護者に対しては「大学案内」等を通じて、学内外に示している。インターネットの普及した今日においては、本学ホームページにより学内外同時に公表し周知させている。そのほか、大学の「二十年史」「三十年史」「四十年史」や「吉備学園七十年史」を公刊することにより、建学の精神等を学内外に広く公表し周知させている。

『岡山商科大学三十年史』（平成 6(1994)年刊）に、つぎのようにある。

岡山商科大学建学の理念(精神)は次の 3 項目に示される人間像形成に集約される。すなわち、広い視野をもって社会に貢献し得る人物、学問と真理に対して謙虚なる情熱をもつ人物、産業の現実に関心を持ち、創造的に自らの判断を下しうる人物、これである。この精神をうけて、本学開学時の「学生必携」(次年度より「学生便覧」)には、本学学生の自覚として、こう書かれている。「1, 本学の学生は大学に学ぶことの幸福を思い、人格と知識の両面に亘り充分にその育成を図り、以って健全なる社会の一員となることが望ましい。2, 本学の学生は、商業に関する専門的学術の研究によって社会国家および人類のため有為な人材となるよう心懸けねばならない。」

上記の記録により、建学の精神等が、開学と同時に「学生便覧」等の印刷物を通じて学内外に示されていたことが分かる。

その後、商学部に加えて法経学部を設立し、さらに法学部・経済学部を分離独立させてきた今日では、「商業に関する専門的学術の研究」にとどまらない。本学学則第 1 条において「商業、法律及び経済に関する専門的学術の教授及び研究によって、社会、国家及び人類のために、有為な人材を育成すること」を目的と規定し、「研究機関情報」(科学技術振興機構「ReaD」研究機関)においても岡山商科大学の「設置目的」として外部にも公表している。

(2) 1-1 の自己評価

本学の建学の精神の周知については、学生・教職員に対しては 40 余年前の開学以来「学生便覧」「学生手帳」等を通じて相応の努力がなされていると言える。対外的には受験生募集用の「大学案内」で言及されているほか、その精神を具現化したものとして社会人教育や講演会、社会貢献活動等を行い、その普及や周知に努めてきた。しかしその取り組みに

については更なる徹底を図る余地があると考えられる。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の精神は極めて時代を超えて普遍性を有するものである。「中正な思想」や「学問と真理」に対する態度は、現代の若者一般の軽佻な精神風土に楔を打ち込むものでもある。加えて、「産業の現実」へ関心を持ち「創造的に社会の発展」を指向する人物の養成は、現実の産業社会の変化への実践的対応をも説いており、今日的課題でもある。学生・教職員など学内への周知徹底はもとより、公開講座や討論会、社会的貢献活動においても、その意義を広める取り組みとして、更なる充実を図りたい。また、「将来構想検討委員会」や「大学教育改革委員会」においても、これを改革の指針として継承していく計画である。

1-2 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

《1-2 の視点》

- 1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。
- 1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。
- 1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

(1) 1-2 の事実の説明（現状）

本学では、建学の精神に基づいて「社会的事象を的確に捉え、分析し、解決する能力を備えた心豊かな人材の育成」という教育理念を明文化し、さらにそれに基づいて、「幅広い学習機会の提供」「専門学術の振興」「社会的人材の育成」といった3つの「教育目標」も定めている（本報告書「I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色」参照）。

開学以来の建学の精神に基づいて、本学の教育理念及び教育目標が明文化されたのは、大学設置基準の大綱化が施行され、本学において法経学部が新設された平成3（1991）年ごろのことである。それ以来、学生及び教職員には「学生便覧」や「学生手帳」の冒頭に表示されている。インターネットの普及に伴って開設された本学ホームページにも掲載されている。教員研修や新任教職員研修などのいわゆるFD(Faculty Development)においても、説明し、周知を図っている。また、在学生及び保護者に対しては、入学式・卒業式などでの学長式辞などでも説明し理解を深めるようにしている。「保護者懇談会」においても、教育理念や教育目標に触れるようにしている。

授業時間に受講態度の改善のために、「3つのM」（モラル、マナー、モチベーション）運動（IV. 特記事項で詳述）の基本理念として建学の精神や教育理念に触れるように教員が申し合わせている。

また、高校生やその保護者、進路指導者に対しては、本学発行の「大学案内」等而言及しているほか、受験情報誌や研究機関情報誌においても、建学の精神、教育理念、教育目標に言及するようにしている。社会貢献活動を主目的として設置された附属機関である社

会総合研究所発行の「商大レビュー」などにも明示し、地域社会住民にも示している。

(2) 1-2 の自己評価

本学の使命・目的は、教育理念、教育目標として明確に定められ、学内においては、「学生便覧」「学生手帳」「ホームページ」等を通じて目にふれるように措置を講じてあり、学外へも周知のための取り組みが様々な活動を通じて行われている。しかしながら、その意義及びその背後にある価値観について共通理解に欠けているところもあり、また、学外への周知についても更なる努力が必要である。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

学内における周知をさらに徹底するとともに、保護者懇談会、後援会（在学生保護者で構成される）等へ配布している「岡山商科大学学報」での周知の働きかけを継続するとともに、本学卒業生からなる「同窓会」や「商師会」（本学出身の県内高等学校商業科教員の会で約 180 名在籍）を通じての学外への周知、公開講座・講演会の開催など外へ向けて更なる認知に努める。

〔基準 1 の自己評価〕

本学の「建学の精神」及びそれに基づいた教育理念、教育目標は、明確に定められ、学内外へ向けた出版物及びホームページ等を通じて公表されている。そのほか、入学式や卒業式、保護者懇談会での学長挨拶、受講態度改善のための理念として教員が口頭で言及することで、学内外に周知する努力がなされているほか、社会的活動により間接的にその普及や周知に努めてきた。しかしながら、学生やその保護者、受験生やその保護者・進路指導者、本学教職員といった直接的利害関係者を除いた地域社会住民への周知は、様々な機会を捉えて行われているが万全とは言えない部分も見受けられる。

また、「変わらざる理念」は絶え間なき改革の指導原理としての役割をもっていることも、学内外に広めていく必要がある。

〔基準 1 の改善・向上方策（将来計画）〕

学内では FD 等を通じての「精神」や「理念」という価値観の共有化を進めるとともに、学外への働きかけに一層の工夫を図っていく。具体的には、ホームページの充実、学校関連組織（後援会、保護者会、同窓会、商師会ほか）を通じての PR、パブリシティ活動（マスコミ媒体の活用）、公開講座・講演会開催での趣旨説明など、幅広い取り組みをこれまで以上に進めていく計画である。

「産業の現実に関心を持ち・・・創造的に社会の発展を指向する人物の養成」（建学の精神）に近づくためには、変化の激しい地域産業社会との関係のあり方について、継続的な見直しが必要となる。平成 19(2007)年度に設置された「産学官連携センター」を中心として、そのことを検討する。また、「産業の現実」に目を向けると、中国をはじめとするアジアの動きから目が離せない。対アジアをはじめとする「国際化の推進」を指向する人材育成の指針について、「将来構想検討委員会」等で検討する。

岡山商科大学

なお、「産学官連携センター」及び「国際交流の推進」については、IV.特記事項で詳述している。

基準 2. 教育研究組織

2-1 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

《2-1 の視点》

2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

(1) 2-1 の事実の説明（現状）

本学は、表 2-1-1 に示すように、社会科学系の総合大学として、「商学部（収容定員 1,660 人）」、「法学部（収容定員 480 人）」、「経済学部（収容定員 480 人）」の 3 学部と、大学院に「商学研究科（収容定員 40 人）」、「法学研究科（収容定員 20 人）」、「経済学研究科（収容定員 20 人）」の 3 研究科、そしてこれらにおける教育・研究及び社会活動を支援するために、「岡山商科大学附属図書館」並びに「岡山商科大学産学官連携センター」が設置されており、さらに「産学官連携センター」の統括下に「社会総合研究所」、「情報教育センター」、「会計教育センター」、「地域再生支援センター」、「法学教育センター」が設けられ、大学ならびに大学院における教育研究上の目的を達成するための支援を行えるよう組織化されている。

表 2-1-1 学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織

大学	商学部（収容定員:1,660 人）	商学科（収容定員:1,240 人） 会計学科（収容定員: 420 人） （産業経営学科*、国際観光学科*）
	法学部（収容定員:480 人）	法学科
	経済学部（収容定員:480 人）	経済学科
大学院	商学研究科（収容定員:40 人）	商学専攻（修士課程）
	法学研究科（収容定員:20 人）	法学専攻（修士課程）
	経済学研究科（収容定員:20 人）	経済学専攻（修士課程）
附属機関	産学官連携センター { 岡山商科大学社会総合研究所 情報教育センター 会計教育センター 地域再生支援センター 法学教育センター	
	岡山商科大学附属図書館	

*産業経営学科及び国際観光学科は平成 17(2005)年 4 月の改編により募集を停止しており、在学生の卒業を待って廃止。また、法学部法学科及び経済学部経済学科は、法経学部法学科及び経済学科を改編・独立したもの。

「岡山商科大学社会総合研究所」は、各種調査研究の実施、助成、受託及び研究成果の発表と、公開講演会及び公開講座等大学公開事業、資格取得試験のための相談及び資格試験講座の実施等学習支援活動の実施などを行い、本学における総合的な教育研究の支援機関となっている。「情報教育センター」は本学と高等学校との連携を促進する事業を行っている。「会計教育センター」は、会計学を学習する本学学生に対する支援事業(学習意欲の向上や資格取得等に関する支援事業)を中心に行っている。「地域再生支援センター」は近隣地方公共団体への政策提言や委託調査、地域再生のためのシンポジウム開催などの事業を行っている。「法学教育センター」は、法的資格の取得や公務員採用試験をめざす学生の支援を行うための講座の開設を行っている。「産学官連携センター」は、産学官連携を推進し、大学の知的財産を社会において活用するとともに、学内の学生に対する教育支援を目指している。これらの研究所およびセンターは、学部を横断しての教育研究支援を行うものであり、各種事業の学生への参加呼びかけなども全学的に行われている。

大学全体としての意思決定を行う機関として評議会があり、大学の各学部には教授会、大学院には大学院委員会のもとに各研究科委員会が設置されている。全学の教員に対する連絡・調整が必要な場合などには、全学教授会が必要に応じて招集される。評議会は学長、副学長、大学院長、各学部長、大学院各研究科長、教学部長、就職部長、入試部長、附属図書館長、産学官連携センター長によって構成され、毎月1回の定例評議会と学長が招集する臨時評議会がある。評議会は「岡山商科大学評議会規程」に基づいて運営され、全学的な事項に関して審議する。大学全体の教育研究に関わる問題に対応するための全学的な委員会としては、「教学委員会」、「自己点検・評価委員会」、「附属図書館運営委員会」、「就職委員会」、「入試委員会」、「人権教育委員会」、「学内ネットワークシステム委員会」、「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」「大学教育改革委員会」等があり、それぞれ各学部・学科から委員が選出される。各委員によって学部・学科の方針や状況が委員会での議論に反映されるようになっており、全学的な連携を図るべく構成されている。

(2) 2-1 の自己評価

学部の規模の観点からは、現在の商学部2学科、法学部および経済学部各1学科の構成と学部の規模は、地方都市における本学の社会的使命から言って妥当なものと考えられる。ただし、全学部合計の収容定員充足率が平成19(2007)年5月現在0.59と低下している現状は改善する必要があると認識している。

各学部および学科では、本学が掲げる教育目的を実現するために、教授会および学科会議により教員間の連携が図られている。さらに大学全体の統合された運営のために、評議会が運営されている。評議会での審議・報告事項は教授会にも報告され、全学的な意思統一が図られている。

附属機関として設置されている研究所および各センターは、全学的な取り組みを行っている。ただし、その取り扱う分野によっては特定の学科へのサービスとなりやすい面がある。全学部での利用をさらに促進し、これら附属機関の効果的な活用をいっそう図ることが必要である。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

18 歳人口の減少をはじめとした大学を取り巻く厳しい環境の中で、大学としての意思決定の迅速性を求められている。各学部教授会による学部運営に関しても、全学的な連携が求められる局面があるが、その円滑な実現を図るための評議会の責任は今後いっそう重大となる。教学面の民主的な議論は尊重しながらも、大学運営の改革へ向けての迅速な意思決定は、最高議決機関である評議会及び学長の責任のもとにスピーディーな対応を図っていく。また、収容定員に関しては社会から本学に対して求められるニーズを検討し、妥当な定員設定を行っていく必要がある。更に、地域社会や学生のニーズに応えた「アジアビジネス専攻」を平成 19(2007)年度より設置したが、このように大学教育として適切なものであるよう留意しつつ展開し、定員充足率の減少への対応策の一環としたい。ただし、入学する留学生の比率や日本語能力のレベルを適切に管理することに十分な注意を払い、日本人学生の満足度などに悪い影響を与えないようにしなければ、定員充足率を改善することにはつながらない点に留意する。

各センターの利用学生の偏りについては「産学官連携センター」が中心となって検討を行い、大きな偏りがある場合には利用の少ない学部学科の学生への周知を図るなどの対応を行う。

2-2 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

《2-2 の視点》

2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

(1) 2-2 の事実の説明（現状）

本学では大学設置基準の大綱化を受けて「教養科目担当者委員会」が設置され、教養教育の運営にあたっていたが、平成 17(2005)年度の学部改編・3 学部体制への移行を機に同委員会は廃止された。現在、教養教育については各学部が責任をもって運営し、各学部の教育方針のもとに教養教育を実施することになっている。これにより、教養教育に関することは、各学部の教育及びカリキュラムに関する事項として教授会の審議・承認を得ることになっている。ただ、教養教育が全学共通カリキュラムという側面も持っていることから、この面からは全学的な立場から「教学委員会」において協議されることになっている。

教養教育に関する組織上の措置及び運営上の責任体制については、資料編【資料 2-4】「教養教育の組織的位置づけ」に示されている。同資料で明らかなように、教養教育と専門教育の内容や量的バランス等の教育課程に関することは、教員の人事（「教養科目」担当者も各教授会の所属となっている）を含めて、各学部教授会の審議事項となっている。しかしながら、教養教育の実施に際しては、教養教育が全学共通のカリキュラムという性格もっているため、学部間の調整も必要になる。その役割を担う部署として平成 18(2006)年度から「教学部」が設置され、協議機関として「教学委員会」（委員長は教学部長）が設けられた。同委員会では、学部から諮問されたことについて協議する。附議事項の協議結果に

ついては一部の事項を除き各学部教授会に報告され、教授会で審議・了承されて初めて実施に移される。一部の事項、すなわち「全学共通のカリキュラムの配置・調整に関する事項」及び「学部間兼担科目と兼任教員の配置・調整に関する事項」については、各教授会へは報告のみで、「教学部」の責任で実施に移すことができる（「岡山商科大学教学委員会規程」第7条）。要するに、教養教育の実施及び同担当者の配置・調整に関しては責任と権限が「教学委員会」に与えられている。また、必要に応じて部会等も設置できるようになっている（同上「規程」第8条）。

(2) 2-2 の自己評価

専門教育のみならず教養教育についても、学部教授会による審議・決定がなされるようになって以来、教養教育の内容に少しずつ学部の独自色が打ち出されてきている。このことは積極的に評価したい面であるが、これと並行して、部分的にはあるが、教養教育における専門基礎教育としての面が強く現われ始めている。このことについては、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」（大学設置基準）という教養教育の本筋から逸脱しないように慎重に見守ってゆく必要がある。その一方で、「教学委員会」においても全学共通カリキュラムという視点から教養教育の配置・調整が行なわれている。同委員会は実施上の配置・調整にとどまらず、共通選択科目「岡山講座」を積極的に提案し、迅速に実施に移すという役割を果たしている。このようにして、教養教育は現状では学部による運営と、学部横断的教育という面からの「教学委員会」による調整の二重構造になっており、十全な責任体制というにはやや曖昧さが付きまとっていることは否めない。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

現在の教養教育の組織上の措置や運営上の責任体制は、以前の教養教育運営における経験をふまえて、1～2年前にできあがったものであり、この運営体制の成熟と周知の期間を要するものとなっている。急速なグローバル化等、急速に変貌してゆく社会の中で教養教育を一層実質のあるものとするためには、専門教育との量的バランスの問題だけでなく、教養教育の内容についても、各教授会の審議事項であり、責任範囲であることの認識を広めていく必要がある。今後、このことについて各学部教授会において更に検討してゆきたい。

2-3 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

《2-3 の視点》

- 2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。
- 2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

(1) 2-3 の事実の説明（現状）

本学の教育研究に関する意思決定機関の組織は、図 2-3-1 の学内教育研究関係意思決定機関の組織図（資料編【資料 2-1】「岡山商科大学組織図」参照）のように示される。「評議会」は、学内意思決定の最高議決機関であり、学長、副学長、大学院長、各学部長、大学院各研究科長、教学部長、就職部長、入試部長、附属図書館長、産学官連携センター長、その他学長が必要と認める教職員若干名を評議員として構成され、(1)学則及び諸規程の制定・改廃に関する事項、(2)大学の機構に関する事項 (3) 事業計画及び予算案に関する事項、(4) 学部、学科、その他重要な施設の新設並びに改廃に関する事項、(5) 各種委員会に関する事項、(6) 人事の基準に関する事項、(7) 全学的行事に関する事項、(8) 収容定員に関する事項、(9) 学生の厚生補導並びにその身分に関する事項、(10) 各教授会間の調整に関する事項、(11) その他大学の運営に関する重要事項について審議し決定する。「評議会」のもとに、教育研究に関わる学内意思決定の中心的機関として、大学には「教授会」、大学院には「大学院委員会」及び「研究科委員会」がある。このほかに、「評議会」のもとに、全学的な各種「委員会」が組織体の機能の一部を担い、組織の有機的連携を通じて、組織全体として、「社会事象を的確に捉え、分析し、解決する能力を備えた心豊かな人材の育成」という本学の使命・目的（教育理念）及び学習者の要求に対応する構造となっている。なお、組織上は正式な機関ではないが、各学部において「学科会議」や「専攻会議」が頻繁に開催されおり、教育研究に関する事項についてきめ細かな検討・協議が行われている。その活動は、「教授会」や全学的な各種「委員会」での議論に反映されている。

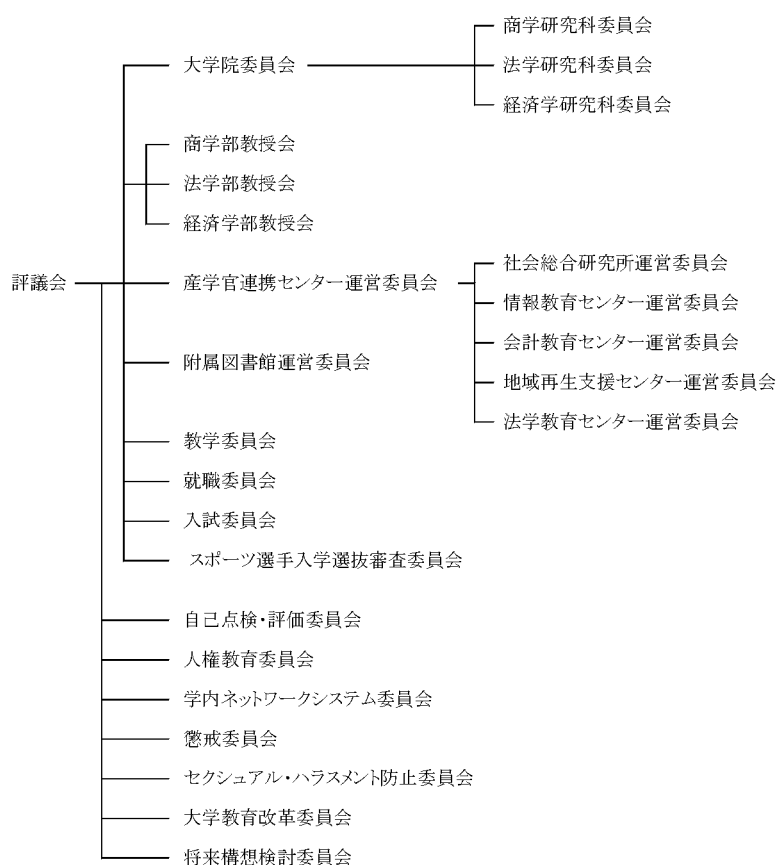


図 2-3-1 学内教育研究関係意思決定機関の組織図

「教授会」は、教授、准教授、講師、助教をもって構成され、(1)学則その他諸規程に関する事項（教育及び研究に関するものに限る。）、(2)学部内規の制定・改廃に関する事項、(3)教育・研究に関する事項、(4)各種委員会に関する事項、(5)教員の人事及び研究員の受け入れに関する事項、(6)学生の入学・退学・編入学・転学部・転学科・転学・休学・復学・単位修得及び卒業・修了に関する事項、(7)学生の教育課程に関する事項、(8)学生の厚生補導及び賞罰、その他身分に関する事項、(9)大学の諸行事に関する事項、(10)評議会から諮問された事項、(11)その他審議を必要とする事項、すなわち本学の教育研究の基本的方針等の重要事項について審議し決定する。ただし、事項(10)のほか、評議会の審議事項に関する重要な審議経過及び結論は、学部長から評議会に報告され、学部長が必要と認めるときは評議会の審議を求めることになっている。また、全学部長が協議の上必要と認め学長に申し出たとき及び学長が必要と認めたときは、全学部合同の教授会が開催され、附議事項その他運営方法については、教授会の例によって行われる。

「大学院委員会」は、学長、大学院長、各研究科長及び各研究科ごとの推薦に基づき学長が指名する各1名の者を委員として構成され、(1)大学院担当教員の資格審査の承認に関する事項、(2)学位授与の承認に関する事項、(3)その他大学院の運営に関する重要な事項について審議し決定する。「研究科委員会」は、当該研究科の授業科目を担当する専任教員をもって構成され、(1)研究科担当教員の資格審査に関する事項、(2)学位授与の審査に関する事項、(3)研究科課程に関する事項、(4)学生の入学、休学、復学、退学及び課程の修了に関する事項、(5)その他研究科に関する事項について審議し決定する。

全学的委員会である「教学委員会」「附属図書館運営委員会」「就職委員会」「自己点検・評価委員会」「人権教育委員会」「学内ネットワークシステム委員会」「懲戒委員会」「大学教育改革委員会」では、各学科から委員が選出されており、各学部あるいは学科の意思が委員会での議論に反映されやすい形になっている。「入試委員会」では、各学部長及び学科長のほかに、各学部から委員が選出されている。「スポーツ選手入学選抜審査委員会」及び「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」では、各学部長及び学科長が委員となっている。「将来構想検討委員会」では、各学部長が委員となっている。大学院からの委員の選出については、「附属図書館運営委員会」に、各研究科から1名の委員が選出され、「懲戒委員会」には、大学院から1名の委員が選出され、「将来構想検討委員会」及び「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」には、大学院長が委員として出ている。このほかに、特殊な全学的委員会として、「産学官連携センター運営委員会」「社会総合研究所運営委員会」「情報教育センター運営委員会」「会計教育センター運営委員会」「地域再生支援センター運営委員会」「法学教育センター運営委員会」があり、「社会総合研究所運営委員会」を除いて、委員は本学専任教員の中から学長によって選出されている。「社会総合研究所運営委員会」では、各学科から委員が選出されている。なお、「産学官連携センター」は平成19(2007)年4月1日に新設され、既設の「社会総合研究所」「情報教育センター」「会計教育センター」「地域再生支援センター」「法学教育センター」を構成組織としたものであり、本学の学習支援を含む多様な活動を行っている。

教育研究に関わる全学的な各種委員会の中で、「教学委員会」の協議内容のうち、全学共通のカリキュラムの配置・調整に関する事項と学部間兼担科目と兼任教員の配置・調整に関する事項については「教授会」に報告され、その他の事項については、「教授会」に報告

され、審議・決定される。「附属図書館運営委員会」「入試委員会」「スポーツ選手入学選抜審査委員会」の審議内容については、「教授会」に報告され、決定される。「就職委員会」で審議決定された事項は、「教授会」に報告・決定され、重要な事項については、教授会の審議をまたなければならない。「人権教育委員会」で審議された重要事項は、「教授会」に報告され、決定される。「学内ネットワークシステム委員会」の審議結果は、「評議会」及び「教授会」に報告され、決定される。「自己点検・評価委員会」による見直し、策定等については、「教授会」の議を経たうえ「評議会」で決定される。「大学教育改革委員会」の審議内容は、「評議会」に報告される。「将来構想検討委員会」が本学の将来のあり方について策定した戦略については、その実行にあたっては、必要に応じ理事会、評議会、教授会等の意見が聴取される。このほかに、規程上、「教学委員会」のもとに、「商学部教務委員会」「法学部教務委員会」「経済学部教務委員会」があり、現在運営されていないが、実質的な役割は、各学科から選出されている教学委員と当該学部長及び学科長間の密接な連携関係を通じて果たされている。

以上のように、本学では、「評議会」のもとに、「教授会」を教育研究に関わる学内意思決定の中心的機関とし、教育研究に関わる各機関が有機的に連携して、本学の使命・目的及び学習者のニーズに対応している。

このような組織構造の中で、たとえば、「自己点検・評価委員会」は、自己点検・評価報告書の作成のほか、授業評価アンケート調査の実施及びその結果の教員へのフィードバックや全学教職員集会における教授法の報告会開催等のFD(Faculty Development)、「学生満足度調査」の実施等々、本学の教育研究及び運営等について組織的・継続的かつ自主的な自己点検・評価、教育研究の改善及び学習者の要求への対応を行っている。「大学教育改革委員会」は、建学の精神や教育の理念・目標、学部及び大学院の教育組織、カリキュラムや教育方法、アドミッションポリシーや学生支援、FD 等幅広い事項について検討し、本学の教育の改革・改善策を提言している。「将来構想検討委員会」は、学長のもとで幹部教職員が、本学の将来のあり方について、学部構成、定員管理、教学体制の構築等全般にわたり、戦略を検討している。「教学委員会」は、「オフィス・アワー」や「学習指導カルテ」の充実、「学生出席調査」の実施とフィードバック及び「講義案内システム」の改善等に関する協議を通じて、学習支援体制の充実を図っている。「附属図書館運営委員会」は、開館時間の延長や学生用図書の充実等の検討を通じて、学習者の利便を図っている。

なお、本学では、以上のような公式会議組織や常置的委員会組織のほかに、新規の事態や緊急の事態に臨機応変に対応するため、「ワーキンググループ」という柔軟な組織を形成することを慣行としている。学長等トップマネジメントが責任者（リーダー）を指名し、あとはそのリーダーの下で対応策を協議するため有能で機動力のあるメンバーを関係部署から横断的に数人集めて緊急事態への対応策を協議し学長等へ答申するという方式である。

(2) 2-3 の自己評価

上述のように、本学では、教育研究に関わる意思決定機関の組織が整備され、各機関及びシステム全体が本学の使命・目的及び学習者の要求に対応する体制が一応機能している。しかしながら、教育研究に関わる学内意思決定の中心的機関である「教授会」と教育研究に関わる各種「委員会」の一部との間で有機的な連携関係が必ずしも構築されていない。

また、本学では、学習者の様々な要求に対して、包括的かつきめ細やかに対応するための専用の窓口や運営委員会等の組織が未整備である。本学の教育研究に関わる意思決定組織は整備され、機能しているものの、必ずしも万全とはいえず、今後、活用・廃止・改編・統合や新設等の見直しの余地を残している。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

現在のような急激な変化・変革の時代にあっては、意思決定組織はスピーディかつ適切に本学の使命・目的や学習者のニーズに対応することが求められている。そのためには、本学の教育研究に関わる意思決定組織が十分に機能することが必要であり、各意思決定機関及びシステム全体が十全に機能するよう意思決定組織の見直しを行っていく。それに伴って、全学的な情報の共有化・整理・統合・活用が不可欠と考えられることから、これらが可能なシステムの構築を検討していく。また、学習者の様々なニーズに包括的かつきめ細やかに対応するため、学生支援センターのような組織の設置を検討していく。さらに、発足後間もないが、「将来構想検討委員会」での検討を急ぎ、できる限り早期に、本学の将来のあり方について、戦略を策定し、学部構成、定員管理、教学体制の構築等を検討していきたい。

〔基準 2 の自己評価〕

商学部、法学部、経済学部の 3 学部と、各学部専任教員が中心となって兼任指導する商学研究科、法学研究科、経済学研究科の 3 研究科を教育研究の基本組織とし、附属機関として「附属図書館」「社会総合研究所」、それに「産学官連携センター」の下に統括される 4 つのセンター（「情報教育センター」・「会計教育センター」・「地域再生支援センター」・「法学教育センター」）をもつ本学の教育研究組織は、「社会的事象を的確に捉え、分析し、解決する能力」（教育理念）を育成するといった大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成されているといえる。

本学は商学部商学科の 1 学部 1 学科をもって開学し、その後法経学部を設置し、さらに大学院 3 研究科の設置、法学部・経済学部の分離独立と連携といった歴史的発展は、「産業の現実に関心を持ち」「創造的に社会の発展を指向する人物の養成」という建学の精神の実現に近づくための組織的措置であったと評価できる。平成 17（2005）年度改組の完成年度を待たず、商学部商学科のもとに「アジアビジネス専攻」を新設し、全学の附属機関の連携を強めるため統括組織として「産学官連携センター」を設けたのも、「産業の現実」への関心を強め、「創造的に社会の発展を指向する」ための措置と評価できる。

つぎに、教養教育と専門教育の量的バランスや有機的連携については、3 学部各教授会の審議事項（「学生教育課程に関する事項」）とし、「全学共通のカリキュラムの配置・調整に関する事項」及び「学部間兼担科目と兼任教員の配置・調整に関する事項」の全学共通の実施上の決定権限を教学委員会に委譲するという組織上の措置（資料編【資料 2-5】「岡山商科大学教学委員会規程」第 7 条第 1 項参照）は、大学設置基準第 19 条を遵守するとともに、「専門学術の振興」及び「幅広い学習機会の提供」「心豊かな人材の育成」といった本学の教育目標を達成するための措置となっている。

教育方針や施策を形成する組織としては、「評議会」の下に3学部教授会、各学部横断的に「教学部」「入試部」「就職部」を置く一種のマトリクス組織が教育研究の施策決定・執行のための基本となっている。その決定・執行を点検・評価するための組織として、「自己点検・評価委員会」、また各決定・執行機関のスタッフ組織として各種委員会をおいている。すなわち、「将来構想検討委員会」（議長は学長）、「大学教育改革委員会」（議長は副学長）、「産学官連携センター運営委員会」（議長は副学長）、「教学委員会」（議長は教学部長）等が支えている。これらの組織上の措置は、「建学の精神」や「教育理念」「教育目標」などに明示する大学の使命・目的を達成するために設置されている。

しかしながら、上に述べた組織的措置が十分に機能をはたしているか、学習者のニーズに十分に対応できるようになっているかと問われれば、肯定的に答えることはできない。学生定員の充足率は、収容定員充足率（データ編【表 F-4】「学部・学科の学生定員及び在籍学生数」参照）及び入学定員充足率（同【表 4-2】「学部・学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去5年間）」参照）ともに、全学的に低下の一途をたどっている。これは、産業社会の需要への対応が十分でないことの認識の必要性と、なお一層「産業の現実」に関心を向け、「創造的に社会の発展を指向する」教育研究組織の再編が必要であることを示唆している。

〔基準2の改善・向上方策（将来計画）〕

「基準2の自己評価」の最後に述べたように、本学の収容定員充足率や入学定員充足率は、平成17（2005）年度の学部学科の再編にもかかわらず、平成12（2000）年度以降、低下傾向にある。とくに、本学開学以来中核をなしてきた商学部において、その低下傾向が著しい。これは、「建学の精神」「教育理念」「教育目標」に定める本学の使命・目的を十分に果たせていないように見える。改善・向上の方向は、「建学の精神」「教育理念」「教育目標」の改訂ではない。むしろ、これらを変えぬ精神・理念・目的とし、それらを実現するための方策に改革を加え、そのための組織上の措置を工夫することが、その方向でなければならない。とくに、「産業の現実」に対する関心や「創造的に社会の発展を指向する」姿勢を強めることで、社会や学習者の潜在的需要に沿う方向が模索されなければならない。

そのため、本学では平成17（2005）年度学部学科再編の完成年度を待たず商学科の改革に着手し、平成19（2007）年度に全学的連携をもちつつ商学部商学科の下に「アジアビジネス専攻」を開設した。同年度から、「将来構想検討委員会」（議長は学長）や「産学官連携センター運営委員会」（議長は副学長）が設けられた。とくに前者は、完成年度後の平成21（2009）年度以後の学部学科再編（リストラクチャリング）計画を策定することを任務の一つとしている。

基準 3. 教育課程

3-1 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

《3-1 の視点》

- 3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、研究科ごとの教育目的・目標が設定されているか。
- 3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。
- 3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

(1) 3-1 の事実の説明（現状）

本学は建学の精神の具体的実現のために、「幅広い学習機会の提供」、「専門学術の振興」、「社会的人材の育成」の3つの目標を定めており、この方針のもと、特に地域社会のニーズに対応した人材の育成を目指しており、各学部での教育目標もこれに基づいたものを定めている。各学部の設置経緯と目標を表 3-1-1 に示す。

表 3-1-1 学部および研究科の教育目標

学部・研究科	設置経緯	教育目的・目標
商学部	昭和 40(1965)年設置	ビジネスに関する“総合的理解力と専門的実行力”を備えた人材の育成
法学部	平成 17(2005)年設置	専門知識と教養を融合し充実した授業を通じて、基本的な法知識と解釈能力を習得した人材の育成
経済学部	平成 17(2005)年設置	経済学の専門知識を身につけた有能な人材の育成
商学研究科	平成 7(1995)年設置	グローバルな視野を持つ地域ビジネス・プロフェッショナルの養成
法学研究科	平成 10(1998)年設置	リーガルマインドを背景にした高度の専門知識・能力を備えた社会人の養成
経済学研究科	平成 10(1998)年設置	総合的・実践的能力を体得した地域経済のプロフェッショナル養成

大学が掲げる教育目標の実現のための方策の一環として、現在の高度な情報技術を利用した教育方法をとることができるように、マルチメディア教室を設けて各種の情報機器を駆使しての効果的な教育を行うようにしている。この教室には、独立して表示を切り替えることのできる大型のスクリーン3面、学生用のPCの2台に対して1台のセンターモニタ、Webサーバやメディアストリーミングサーバとして各種の科目で利用できるサーバコンピュータなどが配備されており、情報関連の科目だけでなく多くの分野の講義において利用され、教育効果を上げている。そのほかにもPCを接続することのできる大型スクリーンを備えた教室を用意しており、理解しやすい講義を目指して利用されている。また、社会で活躍している非常勤講師の採用により、実社会での具体例を交えた学生の興味を引く内容となるような科目を配置している。以下に各学部・研究科の内容に関して記述する。

〈商学部〉

商学科では、情報技術の急速な進歩や国際化によって生じつつあるビジネス環境の急激

な変革に対応できる能力を身につけ、ビジネスに関する“総合的理解力と専門的実行力”を備えた人材を育成することを教育目標と定めている。教育目標の効果的な実現のために「流通」、「ビジネスデザイン」、「経営」、「ビジネス情報」、「観光ビジネス」、「ビジネスコミュニケーション」、「アジアビジネス」の7つの専攻を設け、各学生の目標意識をベースとして、「マルチメディア表現」、「WEBプログラミング HTML」、「LAN 構築演習」、「計測制御演習」などの科目が早い学年から実践的な教育を行うことを目指している。特に演習・実習系の科目を多く配置していることが特徴であり、実践的な能力を持つ人材育成の実現のための教育課程編成が行われている。商学部専門科目の編成は、共通必修科目、選択必修科目、自由選択科目、基礎演習・研究演習の4つに分類されており、商学部の各学科で、不可欠とされる内容は共通必修科目で履修し、そのほかは各自の目標や関心に合わせて履修するようになっている。また、「基礎演習」および「研究演習」は、少人数制による個別指導を可能とし、一人ひとりの学生に合わせた学習面や生活面の指導も行い、教育目的をより効果的に実現できるように考慮されている。専門的スキルを真に自分のものとするためには、将来への動機付け、学習意欲の向上も必要であるとの方針に基づき、「経営学特殊講義Ⅰ」及び「経営学特殊講義Ⅱ」では実社会で経営に携わっている方々を講師として招き、経営の実際について学ぶこととしている。3年次、4年次の「研究演習」では、各担当者の専門分野に関する掘り下げた学習により専門性を養うことができるように配慮されており、そこで学習した内容は卒業論文の作成によって確実に身につけることができる。

会計学科では、21世紀の経済活動を会計の視座から把握・分析・伝達できるように、会計の制度・理論・実務を学び、社会の各分野で活躍できる会計スペシャリストを育成することを教育目標として定めている。専攻制やコース制をとってはならず、科目履修について、「高度な専門的知識をもつ職業的会計スペシャリスト」を目指した「職業会計人モデル」と、多様な学習目標や志望分野に対応して「会計の専門性と幅広い職業知識を備えたビジネスパーソン(企業の経理・財務部門などにおいて幅広く活躍できる会計スペシャリスト)」を目指す「一般会計人モデル」という2つの履修モデルを提示することにより、学習の到達目標を明確にして、学生が卒業後の進路を見据えた体系的な学習ができるようにしている。また、1年次から一律に基礎的専門科目を履修するのではなく、それぞれの学生の習熟度に応じた履修進度の調整が可能になっている。例えば、学習目標によっては一部上級の専門科目もより早期から履修できるようにするとともに、簿記検定の取得状況によって「簿記論Ⅰ」「簿記論Ⅱ」を単位認定し、入学当初からより高度な科目履修に進めるようにして、高等学校の簿記教育との連携及び簿記検定試験受験者への支援に配慮している。

〈法学部〉

現実に関心を向けつつ、法律を生かして社会事象の分析・解決に当たる、社会的人材の創出という建学の精神を実現すべく、法律学専門の学術の振興が法学部の教育の根幹となる目標である。その実現のため教育課程の編成にあたっては、法教育の基礎となるような正確で明晰な日本語の文章力・表現力を養う配慮がなされている。これにより法を駆使する主体に相応しい解釈能力を具えた「市民として」必要な教養を身につけさせ、かつ、基礎的な法律学の知識と解釈能力の習得を行う。

学生のニーズに対応して公務員試験受験や行政書士等の資格取得のサポートを教育の重

点項目に割り当てている。専門知識と教養の融合による教養的素養の学習機会の提供を目指しつつ法学基礎教育を行う基礎法学・政治学類科目群が、公務員・法曹コース及び一般法職コースという教育編成によって肉付けされている。また法学部を卒業する社会的人材に幅広い問題解決能力を持たせるため、商学・会計学・経済学類を自由選択科目に置いている。

各コースに用意された履修モデルは教育方法上、当該教育編成方針に見合っている。また各演習は、文章力・表現力を養うことにも配慮した上で運営され、基本的な法律学の知識と解釈能力を基礎から体系的に習得できるようにしている。適正規模の講義形式の授業を中枢に据えながらも、各演習による少人数教育を織り込みつつ、高いレベルの法的思考能力がつくような教授方法の配慮がそれぞれに為されている。

〈経済学部〉

広い視野をもって社会に貢献しうる人物の養成という建学の精神に沿い、経済学の専門知識を身につけた有能な人材の育成を目的に、経済情報専攻ならびに政策・福祉専攻の2専攻を設定している。新入生に対する基礎教育を重要視し、1、2年次生の演習においては少人数編成をとりつつ専門科目の基礎知識の習得を指導することを基本方針としている。これら基礎教育を根幹に据え、経済学の専門知識を基に、経済学的分析能力に基づくコンテンツの発信が可能な人材や、コミュニケーション力、分析力、積極的な姿勢を備えた人材の育成を行えるよう教育課程を編成している。

専門科目のうち選択必修科目を経済学類・キャリア科目と経済情報学類に分け、また、自由選択科目を経済学類、経済情報学類、商学類、会計学類、法学類に分けることで、教育目標の実現に必要な科目を履修できるように配慮している。各年次の演習においては、学生指導を目的とした学生指導カルテの作成や講義の出欠状況をデータベース化するなどの方法により、学生の習熟度を詳細に把握する手段を用いている。様々な分野でリーダーとなりうる政策のプロを養成するため、合同ゼミや合宿などを通じたフィールド調査の実施、情報処理能力の育成にも力を入れている。また、経済学へのより深い学習を希望する意欲のある学生を対象としてアドヴァンスト・クラスを設けている。

〈商学研究科〉

商学研究科においては、情報処理技術の進歩に基づくグローバル化の進展を背景として、世界的ビジネス環境の動向を捉えつつ、地域産業ビジネスの発展に貢献できる人材の育成を目指して、教育目標を「グローバルな視野を持つ地域ビジネス・プロフェッショナルの養成」としている。研究分野別(「商業・経営」、「マーケティング(消費者・生活者志向)」、「会計」)に主要科目と関連科目を配置して教育・研究体制を構築している。

平成17(2005)年度から既設3分野(「地域商業」、「マーケティング(消費者・生活者志向)」、「サービス・ソフト化」)を新3分野(「商業・経営」、「マーケティング(消費者・生活者志向)」および「会計」)に改めて教育体制を編成している。さらに19(2007)年度からは、1年制コース(新設)、2年制コース(既設)および3年制コース(新設)による新学生受入れ体制を整え、新しい修学ニーズに対応しようとしている。1年制コースは、優秀者短期修学・早期社会的還元を狙いとしうる資格取得者、社会実績者、成績優秀者等を対象とし、2年制コースは従来の研究指導コースとし、3年制コースでは、奥地外国人留学生等、時間をかけて学修・研究を計画する者を対象として受け入れるものとしている。

＜法学研究科＞

法学研究科は「リーガルマインドを背景にした高度の専門知識・能力を備えた社会人の養成」を教育目標とし、地域社会のリーダーとなりうる人材を育成すべく教育課程を編成している。研究分野として「企業関係法」と「市民関係法」の2分野を置き、それぞれ主要科目を配置し、これに関連科目、共通科目が加わり、学生は自己の研究領域に沿って、これらの科目を履修し、自己の研究領域をより深化させることができるよう編成されている。学生はその希望により専修科目以外の他の主要科目の指導教授の許可を受けて、その主要科目の研究演習を履修し単位認定を受けることができる。

法学研究科には税理士への志望者が多いため、税法担当の教授を2人体制とするなど、その支援体制を用意している。また、自己の専門分野の知識の修得に限らず、幅広い知識を身につけさせるよう、経済学研究科、商学研究科との間で2科目（計4単位）を限度として他研究科との単位互換制度も取り入れている。社会人教育の関係では中国税理士会からの要望に基づき現役の税理士を受講者とする税理士特設講座を開設し、ほぼ1年間にわたり、毎年、租税実体法・租税訴訟法などの理論的実践的教育を行っている。また、岡山県行政書士会からの要望に基づき、現役の行政書士を受講者とする行政書士特設講座を設け、ほぼ1年間にわたり、毎年、行政手続法や家事審判法などの理論的実践的教育を行っている。

＜経済学研究科＞

経済学研究科は「総合的・実践的能力を体得した地域経済のプロフェッショナルの養成」という教育目標に基づき、地域経済に通じ、情報技術・経済システム分析能力を体得した人材の育成をめざした教育課程編成としている。本研究科の教育課程には、学問的基礎に加えて実践的な応用力を習得させるために、経済理論、経済政策はもちろん地域経済政策を加えたカリキュラムを導入している。まず、経済の根本原理を教授するための講義、演習を設け、さらに深い研究のための科目を配置している。また、金融、福祉、労働といった地域住民にかかわりの深い政策課題研究を行える科目配置とし、地域経済を総合的に捉え、そのシステムと機能、活性化の方策についての研究機会を得ることができるよう配慮した教育課程となっている。

(2) 3-1 の自己評価

学部に通じた事項として、科目設定が教員の専攻をまず考慮して行われており、大学としての教育目的の実現を十分に検討してのものとはいえない部分がある点を反省する必要がある。また、近年入学してくる学生の学力やモチベーションには、一般的に低下傾向が見られるが、教育目標の実現のためには、この点に対する対策が必要である。大学教育の水準を維持するために従来行われてきたレベルの講義についてこられない学生の増加が実感される。学習に対するモチベーションを持たせるための新たな方法を考える必要に迫られているといえよう。

在籍学生に占める留学生の比率の増大に伴い日本語能力に問題のある留学生が増加しつつある。日本語の科目も設置されているが、現在の留学生の日本語能力を考慮すると、まだまだ十分とは言えない。優秀な留学生の存在は、日本人学生にとっても良い刺激となるが、逆に日本語能力に問題があり講義についてこれない留学生は、日本人学生のモチベー

ションを下げてしまうこともあり、留学生に対する教育を考えねばならない。また、日本人学生のモチベーションの低さが、優秀な留学生に悪い影響を与えうることも考慮し、学生全体の意識向上を図るよう教育課程の編成を行う必要が生じている。

〈商学部〉

商学科では実習的要素を多く取り入れた科目の配置によって、机上の理論だけにとどまらない実践的教育に重点を置いているが、これを継続していくことは、商学部における教育目標の達成にとっても意味のあることと考えられる。平成 17(2005)年度から学部および学科の構成が改編され、カリキュラムも新しいものとなり、6 つの専攻が設けられ、さらに平成 19(2007)年度からは 7 専攻に増やし、多様な学生の目標を実現させるための受け皿となることが期待されている。一方で 7 専攻が存在することは、学生側から見て複雑な印象を与えやすいのではないかとの反省もある。現在、学生の専攻決定においては学生自身には特に明確な目標ができておらず、流動的な学生も多く見られる。将来の目標をできるだけ早い時期に決めさせ、確固とした意思を持って専攻を決定できるようにする方策が求められる。また、専攻の設置は在籍教員の担当可能分野と社会のニーズとの調整の結果決定された面もあるが、本学の建学の精神にも合致していることは確かである。

会計学科では、学生が各自の将来計画にそって適切な学習ができるように、カリキュラムの内容を「職業会計人モデル」及び「一般会計人モデル」という 2 つの履修モデルによって系統立てて分かりやすく提示している。2 つのモデルは「会計スペシャリストを育成」すべく長年の会計教育の経験から編成されたもので、履修の目安として適切である。会計学科では、会計学習についてのさまざまなレベルでのオリエンテーションの実施や、履修モデルの提示・説明によって、学生が 1 年次から会計学習に対する理解を深めることができるようにしている。また、履修モデルの系統性により、簿記科目等の学習歴の違いや、卒業後の進路の多様性にもかかわらず、学生各自が概ね将来を見据えた履修計画に基づいて学習できるようにしている。次に、学生の多くが簿記検定資格や税理士資格等の資格取得を目指していることから、今年度は副次的に、簿記演習科目を充実させるとともに、税理士志望者のための授業科目を新たに設置して学生の学習意欲に応えたところである。

〈法学部〉

社会的人材を送り出すという目的に沿って、専門学術志向から近年高まりつつある資格・実務志向まで、学生の要望を充たせるように「公務員・法曹コース」および「一般法職コース」を設けている。

日本語の文章力・表現力の教育に関連しては「教養演習」ばかりか「基礎演習」・「研究演習」、及び専門教育一般も文章力・表現力の練成を目指した編成方針に貫かれている。ただし実際には、学生の実力に応じて能力を伸ばしていけるような、さらなる教育方法の向上が必要である。教養教育と専門教育の融合への取り組みの中で、一部の基礎法学・政治学類の中には旧来の学問体系の読み替えに留まっている科目がある。法関係の専門学術の習得については、法律学の基礎学力を身に付けさせる専門学術教育機関としての編成方針が確立されているが、大学教育の水準を維持しながら、学力低下に対応していかなければならない困難に直面している。また社会実務志向のキャリア開発論が選択必修科目に組み込まれていることについては、法教育との整合性の観点から検討する。教養の単位を含めた全履修単位数の削減が法学部の教育にどのような影響を与えるか、今後注意深く見守る必要

がある。

〈経済学部〉

経済学科では、「読み・書き・話す」能力は「学ぶ力」の基盤であるという認識の下で、1年次から4年次まで一貫して演習を中核に位置付けている。基礎学力を養成した上で教育目標を達成すべく、それぞれ特色を持たせた履修体系の2つの専攻で教育課程が編成されているのが特徴となっている。学生の専攻分属は入学時の希望に基づいて決定されているが、将来の目標が定まらない学生、あるいは多様な価値観や異なった学習能力を持った学生が入学してくる状況の下では、現在の専攻決定方法の是非について検討しなければならないが、学生の希望のみに流されることなく、経済学の専門知識を身につけた有能な人材を育成するという教育目標に沿った教育課程編成とする必要がある。

異なったレベルの学生に対応するためのアドヴァンスト・クラスを設置し、特別演習として単位認定することで、公務員・大学院進学希望者やハイレベルな経済学の学習を希望する学生のニーズに応えるようにしており、教育目標にかなった教育課程編成の一部をなしている。

〈商学研究科〉

商学研究科の教育目的を十分に反映するために、新たに国際面、ファイナンス面あるいは不確実性対応面での研究視座を強化し開設科目の整備・体系化を急いでいる。とくに本研究科における留学生比率の高さから、国際的視点の強化は不可欠な課題であり、持続的規制緩和の動向に関しても財務統合・総合化問題(ファイナンス)あるいは環境変化への適合問題(リスク処理)等への教育的配慮を重要な課題として捉えている。さらに、我が国高齢社会の進展に関しても、商学研究科でのシニア教育を充実し、知的財産の発掘と世代間継承課題に対応できるシニア高等教育研究体制の構築を大きな課題として設定している。

〈法学研究科〉

法学研究科では、在籍者に占める税理士志願者が多い。このことは税法科目の教育方法等において社会的に認知されているものということができる。また、他研究科の科目や法学研究科内の他の研究演習を履修できることにより、学生の研究意欲を刺激すると共に隣接領域への知的好奇心を呼び起こし、自己の研究領域の研鑽をより深化させることができる。各種特設講座は社会人(専門職業人)のリカレント教育の場として有意義であり、毎年熱意のある受講者を集めている。

他面、税法以外の主要科目にかかわる学生の在籍者が少ないことや講義科目数が決して十分であるとはいえないことから、大学院を希望する学生のニーズに十分対応し切れていない面がある。また、複雑化・高度化・専門化・グローバル化する現代社会における知的探求の場として、法学研究科の研究教育体制がそれに見合ったものとなっているかなど、今後検討を加えていかなければならない。

〈経済学研究科〉

経済学研究科では、地域経済という視座から、情報・分析、政策課題、総合的政策の研究まで、包括的な教育課程を編成し勉学の機会を提供してきたが、経済学研究科の入学定員10人に対して入学者数が漸減し、平成18(2006)年後期及び平成19(2007)年前期にいたってはともに入学者なしという状況は、地域社会が本学経済学研究科に求めるものが何であるかを教育課程編成の面からも検討し直す必要性を示している。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

〈商学部〉

商学科においては、平成 19(2007)年度からアジアビジネス専攻が新たに設けられた。中国を中心としたアジア経済の発展にあわせ、新たに人材の需要が高まりつつある状況に即して人材を供給すべく、新専攻としてカリキュラムが設定された。約 1 年間の中国長期研修といった特色を持たせて、アジアビジネスに対応できる人材の育成を目指している。専攻の数が多く、それぞれの特徴がわかりにくいことに対しては専攻説明会の開催などでの対応を行っている。専攻の整理が必要であるかどうかの検討が商学科内で行われており、よりわかりやすい教育課程を提供できるように見直す。平成 20(2008)年度にはビジネスコミュニケーション専攻を廃止し、今後も専攻の構成を検討する作業が進められることになっている。

会計学科は学科設置 3 年目であり、資格志向の強い学生の学習意欲にも応えるために、科目を追加・新設して、カリキュラムの改善・充実を図ったところである。今後も教育成果の状況を見極めながら、2 つの履修モデルを軸としてカリキュラムの改善・充実を重ねること等によって、学生及び社会の幅広い関心に応えつつ、学科教育目標の達成を目指していきたい。

〈法学部〉

人材創出という観点から見ると、ここ 5 年間で資格試験合格者・公務員採用試験合格者を若干名(平成 18(2006)年度実績で 10 人程度が見込まれる)出しているものの、学部全体の学生数に対する比率は必ずしも高くないことから、特に演習授業等を核にして法学の基本を身につけさせるという教育方針を堅持する必要がある。また一般法職コースを選択すると科目選択の余地が少なくなるといった問題があるので、完成年度を視野に入れてカリキュラムの一部見直しの検討が予定されている。また社会実務志向のキャリア開発論が選択必修科目に組み込まれているが、法教育との整合性の観点から検討する。

日本語教育・教養教育に関しては、専門教育との充実した融合をより効率的に実現できるように、学部としての教育指針を明文化していく。また学部内で各学年別演習担当者協議会を平成 19(2007)年度 10 月までに設置し、具体的な取り組みを行っていく。教養教育のあり方についても法学部として議論を深めるべく、ワーキンググループを構成して検討を行っている。

学生の基本的な学力向上のためには、法の基礎的素養を習得するための各科目間の連繋が効果的にとられているかを考慮しながら、教授会で選択必修科目と自由選択科目の編成方針について見直していく。

〈経済学部〉

経済学部の十分な情報を持たない入学前の段階で専攻を確定する現行方式は、意欲ある学生あるいは専攻になじめない学生の学習意欲を低下させるという危険性を孕んでいる点を考慮し、専攻の選択時期に関して再検討していく。

2 つの専攻間には、内容に似通った部分があり、専攻の特色という点からは若干希薄なものとなっているので、経済学部全体の立場から各専攻の特色を出せるような教育課程となるよう調整する。経済学部が法経学部から独立して 4 年が経過する平成 20(2008)年度に

は、学生の新しいニーズに適合するように教育課程を大幅に改革することとしているが、経済学の専門教育を行うという本来の教育目的に軸足をおき、情報リテラシー教育偏重の傾向に陥らぬよう注意を払いつつ実行する。

〈商学研究科〉

高等教育環境は大きく変動しており、留学生の受け入れ、社会人研究教育、あるいは高齢者研究教育等の多様な学習ニーズに応えていかなければならなくなっている。商学研究科では、これらのニーズに応えるために、従来の2年生コースに加えて1年制コースおよび3年制コースを平成19(2007)年度より新たに設けた。これにより、社会でのニーズが高まっているリカレント教育の提供の間口を広げ、高度な職業人への専門教育を提供していく。

〈法学研究科〉

学部との関係では、本学法学部の成績優秀者については、飛び級制度、推薦制度も含めて大学院への入学を誘導してゆくなどの方策とともに社会人のリカレント教育の場として機能させるためにも入試制度の見直しが必要である。講義科目の量的充実のもとより、質的な充実を図り現代社会のニーズに対応していく必要がある。これら諸課題に対応するため、法学研究科内に将来検討委員会を発足させ、同委員会において平成19(2007)年5月9日及び同年6月27日に入試制度として学内推薦制度の導入と推薦基準を決定し、本年度から実施することとしたほか、鋭意検討を加えている。

〈経済学研究科〉

当面、急速に変化を遂げていく社会の状況に即して、福祉社会におけるより実践的な能力や金融における工学的知識を教授する教育課程の検討および教育方法の改善に努める。

入学者が極めて少ない状況を改善するためには、これまでの教育課程の根本的な見直しを行わねばならない。そのためには地域産業の人材ニーズと人々の専門キャリアへの志向を把握しながら、機動的かつ積極的に教育課程の再編を行うとともに、新しい教育方法の研究と実践を行っていく。

3-2 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

《3-2の視点》

- 3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。
- 3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。
- 3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。
- 3-2-④ 年次別履修科目の上限と進級・卒業・修了要件が適切に定められ、適用されているか。
- 3-2-⑤ 教育・学習結果の評価が適切になされており、その評価の結果が有効に活用されているか。
- 3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。
- 3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行って

いる場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

(1) 3-2 の事実の説明（現状）

本学の教育課程は、「教養科目」、「専門科目」を2つの柱とし、その他の科目として、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「博物館に関する科目」、「特設授業科目」を配することにより、社会科学系総合大学の学士課程として、以下のように体系的に編成されている。

「教養科目」は、資料編【資料 F・3】「岡山商科大学学則」別表1の通り、3つの群で構成される科目（「Ⅰ群 歴史と社会」「Ⅱ群 文化とコミュニケーション」「Ⅲ群 自然と人間」、以下ここでは3群科目と呼ぶ）、外国語、健康教育、「教養演習」、「特設授業科目」、「特別単位認定科目」からなる。「教養科目」は全学を対象に開講されており、外国語、健康教育、「教養演習」は全学部共通の必修科目と位置づけられている。3群科目は、各学部で自由選択により（経済学部では必修科目として4科目が指定されている）、それぞれの群からバランスよく履修できるよう配慮されている。「Ⅰ群」科目は歴史と社会に関する24科目、「Ⅱ群」科目は文化とコミュニケーションに関する24科目、「Ⅲ群」は自然と人間に関する22科目がそれぞれ配置されている。外国語は、習熟度に応じた初級英語、中級英語、上級英語の他、会話、海外研修による「総合英語」等、英語に関する21科目、並びにその他の外国語としてドイツ語、スペイン語、フランス語、中国語、ハングルの他、海外研修による「総合中国語」等、15科目が配置されている。また、健康教育科目は、講義科目及び実技科目からなる5科目が配置されている。

「専門科目」は本学全体で、各学部・学科に関わる学類の専門科目（「商学類」「会計学類」「情報学類」「法学類（基礎法学・政治学類、公法学類、民事法学類）」「経済学類」）、演習科目及び「キャリア科目」「特殊講義」「外書講読」「特別単位認定科目」からなっている。「商学類」は、経営、流通、ビジネス等に関する126科目、「会計学類」は会計に関する35科目、「情報学類」は情報処理に関する28科目、「法学類」は法律、政治に関する52科目、「経済学類」は経済、情報処理に関する80科目が置かれている。「教育目標」である「専門学術の振興」に基づく各学部の編成方針に即して、商学部では「商学類」「会計学類」「情報学類」「経済学類」から、法学部では「法学類」から、経済学部では「経済学類」から、各々成る必修専門科目を配置し、「主要授業科目」と位置づけている（表3-2-1参照）。同時に、他の学類から成る選択必修科目、自由選択科目を配置し、「関連授業科目」として位置づけ、「総合的な判断力」（大学設置基準第19条）の陶冶という編成方針に即した教育体系が目指されている。演習科目は2年次必修の「基礎演習」、3年・4年次必修の「研究演習3年」「研究演習4年」からなり、1年次必修の「教養演習」とあわせて、入学から卒業までの一貫した演習教育を形作っている。「キャリア科目」は「YES・プログラム（厚生労働省若年者就職基礎能力支援事業）講座」である「キャリア開発論Ⅰ」「キャリア開発論Ⅱ」「キャリア開発論Ⅲ」からなる。「特殊講義」は各学部で必要に応じて設けられる科目である。「外書講読」は商学部、法学部において設けられており、「主要授業科目」として配置されている。

なお「特設授業科目」は留学生を対象として、日本語、日本事情に関する科目 8 科目が配置され、「教養科目」に充当される。「特別単位認定科目」は「インターンシップ」及び「実践学習」からなり、前者はインターンシップに対し、後者は資格取得、ボランティア参加等に対し、所定の要件を満たした者に単位を認定する。場合に応じて教養科目または専門科目の単位に充当される（資料編【資料 F-5】「学生便覧」参照）。

表 3-2-1 各学科の必修科目

商学部・商学科	健康教育実践、教養演習、ビジネス概論Ⅰ、ビジネス概論Ⅱ、マーケティング論Ⅰ、簿記論Ⅰ、情報処理概論Ⅰ、基礎演習、研究演習 3 年、研究演習 4 年
商学部・会計学科	健康教育実践、教養演習、ビジネス概論Ⅰ、ビジネス概論Ⅱ、マーケティング論Ⅰ、簿記論Ⅰ、簿記論Ⅱ、簿記論Ⅲ、情報処理概論Ⅰ、会計学Ⅰ、会計学Ⅱ、財務諸表論Ⅰ、管理会計論Ⅰ、基礎演習、研究演習 3 年、研究演習 4 年
法学部・法学科	健康教育実践、教養演習、基礎演習、研究演習 3 年、研究演習 4 年
経済学部・経済学科	健康教育実践、教養演習、経済学Ⅰ、経済学Ⅱ、コンピュータ処理Ⅰ、コンピュータ処理Ⅱ、経済原論(ミクロ)Ⅰ、経済原論(ミクロ)Ⅱ、基礎演習、研究演習 3 年、研究演習 4 年

本学では教職員免許状取得及び学芸員資格取得に必要な科目が準備されており、教養科目、専門科目の他に、「教科に関する科目」「教職に関する科目」「博物館に関する科目」が配置されている。「教科に関する科目」と「教職に関する科目」は教職課程資格のために、教養科目と専門科目以外に必要とされる科目が配置されている。「博物館に関する科目」は、学芸員課程資格のために必要とされる科目が「教養科目」と「専門科目」の中から列举されたものである。

本学で開設されている科目の授業形態について見ると、それぞれの科目に応じて、講義、演習、実習、実技、体験型研修の形態をとっている。演習の形態をとるものは、「教養演習」「基礎演習」「研究演習 3 年」「研究演習 4 年」の他、「情報学類」に属する「ソフトウェア技術演習」「計測制御演習」「アプリケーション作成演習」「DTP 演習」「LAN 構築演習」や「教職に関する科目」の「総合演習」等がある。実習の形態をとるものには、「商学類」に属する「環境デザイン実習」「社会調査実践」「観光サービス実習Ⅰ」「観光サービス実習Ⅱ」「観光サービス実習Ⅲ」「博物館実習」や、「教職に関する科目」の「教育実習」等がある。実技の形態をとるものには、「健康教育実践」「総合スポーツ実践」等の健康教育科目がある。体験型研修の形態をとるものは、「特別単位認定科目」の他、外国語に属する「総合英語」「総合中国語」がある。また、商学部におけるアジアビジネス専攻では、1 年間の中国留学による体験型研修を義務付けている。この他の科目は講義形態の授業科目である。上記の演習、実習、実技、体験型研修の科目は本学の特色ある教育方法・内容ともなっている。

本学の年間学事予定・授業期間は「学生便覧」（資料編【資料 F-5】「学生便覧」参照）及び「学生手帳」「講義案内システム」に明示されている。科目の開講は、1 年間を前期と後期に分け、原則的には半期で完結するセメスター制を取っている。基本的には 4 月初旬

から7月下旬の前期試験終了までを前期講義開講期間とし、夏季休業期間を経て、9月下旬から冬季休業を経て1月下旬の後期試験終了までを後期講義開講期間としている。その後、春季休業日を経て新年度が始まる。講義開講期間以外の日程においても、追・再試験や実習、研修、集中講義を行う科目もあるが、すべて年間学事予定に従って運営されている。

年次別履修科目の上限と進級・卒業・修了要件については、表3-2-2及び表3-2-3の通り、各学部履修規程（「岡山商科大学商学部履修規程」「岡山商科大学法学部履修規程」「岡山商科大学経済学部履修規程」）に定められ、適用されている。

教育・学習結果に関する授業科目の評価は、上記の各学部履修規程の第5条「単位の認定は、試験その他の方法によって行う」に従い、試験、レポート、小テスト、発表、課題提出、出席状況等から、それぞれの授業の形態に合わせて担当教員が行っている。また、「特別単位認定科目」の評価は上記の各学部履修規程に従い、「単位認定審査会」の審査を経て教授会において決定される。卒業にさいしては商学部では卒業論文、法学部と経済学部では卒業レポートの評価を各「研究演習4年」担当教員が行っている。学習結果の評価の活用については、学習への励みとなるよう、成績優秀者には奨学金支給（学費免除）や卒業時における表彰を行っている。一方成績不良者については、成績評価結果が所属する演習担当教員に知らされ、サポートできるよう配慮されている。

表3-2-2 各学科における卒業に必要な履修単位

学科 科目群		商学部・商学科 *1	商学部・会計学科	法学部・法学科		経済学部・経済学科
教養科目	共通必修科目	5 単位	5 単位	5 単位		13 単位
	選択必修科目	21 単位以上	21 単位以上	13 単位以上		9 単位以上
	自由選択科目	下記その他自由 選択科目に算入	下記その他自由 選択科目に算入	12 単位以上		8 単位以上
専門科目	共通必修科目	22 単位	34 単位	12 単位		16 単位
	選択必修科目	22 単位以上	26 単位以上	公務員・法曹 コース	一般法職 コース	36 単位以上
				60単位以上	40単位以上	
	自由選択科目	44 単位以上	28 単位以上	22 単位以上*2	42 単位以上*3	38 単位以上
その他自由選択科目		上記で修得した科目以外から10単位 修得が必要。				上記で修得した科目 以外から4単位修得が 必要。
合計		124 単位以上	124 単位以上	124 単位以上		124 単位以上

*1 アジアビジネス専攻の場合教養必修科目・一部、専門自由選択科目は大連外国語学院大学で履修。

*2 内、基礎法学類・政治学類・その他16単位以上。 *3 内、公法学・民事法学類16単位以上。

表 3-2-3 履修可能単位数および進級基準

	履修可能単位数	進級基準
1 年次	32単位以上50単位以下	
2 年次	32単位以上52単位以下	2年次までに56単位(教養演習4単位を含む)
3 年次	32単位以上52単位以下	研究演習3年4単位が修得済であること
4 年次	無制限	

なお、教育・学習結果の評価に関して、本学では、自己点検・評価活動の一環として、学生による「授業評価アンケート」を実施している。

教育内容・方法の特色ある工夫については、上述した、演習、実習、実技、体験型研修の科目の他、教養科目の「文学を考える」「文学と時代」「岡山講座」や商学部専門科目の「経営学特殊講義Ⅰ」が挙げられる。「文学を考える」「文学と時代」は作家を、「岡山講座」は岡山ペンクラブ会員を、「経営学特殊講義Ⅰ」は岡山経済同友会会員を、それぞれ外部講師として招き、開講している。

(2) 3-2 の自己評価

本学の教育課程は、本学教育理念に基づいた教育課程の編成方針に従って、社会科学系総合大学のそれとして、体系的に編成されており、その内容も大筋において、適切であると評価できる。しかしながら、1)「商学類」は126科目からなり、経営、流通、ビジネス等に関する科目が混在し、まとまりのないものになっていること、2)専門科目の「経済学類」において、本来「情報学類」に属すべき情報処理に関する科目が10科目も配置されていること、3)「博物館に関する科目」がすべて「教養科目」と「専門科目」に含まれていること、4)教養科目に留学生対象の1年次教育が含まれていること、5)「専門科目」に「キャリア科目」やファイナンシャル・プランニング資格取得に必要な科目が含まれていること等、編成内容の整合性から見て若干の不備も存在する。教育課程の体系に属する科目数はある程度確保されているものの、近年、不開講科目や隔年開講科目が増える傾向にあり（データ編【表 3-1】「授業科目の概要」参照）、教育編成の基礎となる科目配置が必ずしもすべて揃わない可能性がある。また、経済学部における6科目の必修教養科目の指定は、「教養科目」と専門の基礎になる科目との区別をあいまいにし、「教養科目」と「専門科目」のバランスの観点から改善が望まれる。

年間学事予定、授業期間は「学生便覧」「学生手帳」等に明示され、適切に運営されていると評価できる。年次別履修科目の上限と進級・卒業・修了要件についても各学部履修規程において適切に定められ、適用されていると評価できる。

学習・教育結果の評価については、各学部履修規程に基づき、試験その他の方法で行われているが、評価の基準の具体性において十分とはいえない。また、評価結果の活用については、成績優良者に対する奨学金支給や表彰による学習支援、あるいは成績不良者に対する演習担当教員による学習指導に評価結果が活用されている。学生による「授業評価アンケート」は、ここ数年、継続的に実施しておりデータも蓄積されているが、現在、その活用が課題となっている。

本学において展開されている「教養演習」「基礎演習」「研究演習 3 年」「研究演習 4 年」からなる入学から卒業までの一貫した演習教育は、教員との身近な触れ合い・対話を通して、教育編成を有機的に結び付け、「教育理念」を実現させる役割を果たしており、本学教育課程における特色となっている。その他の演習科目や実習、実技、体験型研修の形態をとる科目も、教育内容・方法の特色ある工夫がなされていると評価できる。一方、「教養科目」の「文学を考える」「文学と時代」「岡山講座」や商学部専門科目の「経営学特殊講義Ⅰ」「同Ⅱ」は、外部講師に依存しているものの、教育内容・方法に特色があるものと評価できる。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育課程を整合性の取れたものに整備するために、流通、経営、ビジネスデザイン、ビジネス情報、観光ビジネス、ビジネスコミュニケーション等に関する科目が混在し肥大化している「商学類」を整理する。更に、「キャリア科目」、ファイナンシャル・プランニング資格取得に必要な科目、教育職員免許状取得に必要な「教科に関する科目」「教職に関する科目」、学芸員資格取得に必要な「博物館実習」、さらには「特別単位認定科目」、これら以上を一まとめにし、新たにキャリア科目類として配置する。こうした処置により、教育課程の体系としての見通しが良くなり、「教育理念」の実現に向けた教育編成方針の、実効性を増すことが期待できる。また、「教養科目」に配されている留学生対象の 1 年次配当である「特設授業科目」は「教養科目」から分離し、留学生支援科目として位置づけ、更なる充実を目指す。「教養科目」と「専門科目」の量的バランスや有機的連携、不開講科目や隔年開講科目の増加については、教授会において継続的に考えていくことが必要である。

学習・教育結果の評価をより適切なものとするために、資料編【資料 3-3】「講義概要」において取り組まれている「授業目標」「到達目標」の洗練化をより一層促す。評価結果の活用については、現在の学習支援を強化するとともに、より多くの学生へ活用できる方策を検討する。

特色のある教育内容・方法については、現在講義の形態を取っている授業科目の一部に、既に実行されている演習、実習、実技形態を取り入れることを、評価方法も含め検討する。

【基準 3 の自己評価】

各学部や大学院各研究科の教育目的は、「建学の精神」に基づいて設定されている。また、各学部、研究科ごとの教育課程の編成方針は、本学及び大学院の「教育理念」および「教育目標」に基づいて編成方針を立てている。

各学部の教育目的は、「社会的事象を的確に捉え、分析し、解決する能力を備えた心豊かな人材の育成」という教育理念に基づいて設定され、大学全体として「商業、法律及び経済に関する専門的学術の教授及び研究によって、社会、国家及び人類のために、有為な人材を育成すること」（学則第 1 条）という目的を達成しようとしている。

各学部学科の教育課程は、「教養科目」と「専門科目」に大別される授業科目によって編成されている。前者は「中正な思想を涵養し、広い視野をもって社会に貢献しうる人物の

養成」(建学の精神)のために、「幅広い学習機会を提供」(教育目標)しようというものである。このことは「社会事象を的確に捉える」(教育理念)ための独自のスタンド・ポイントを築くことにもつながることが期待されている。

本学で開設している「専門科目」は、「産業の現実に関心を持ち、…創造的に社会の発展を指向する人物の養成」(建学の精神)のために、「専門の学術を振興し、豊かな知識に裏づけられた鋭い洞察力と問題解決能力を身につけることができる」(教育目標)ようになっている。

また、各学部とも「教養演習」「基礎演習」「研究演習3年」「研究演習4年」と4年間を通じて、出席を重視する「演習」に属し、指導教員や少人数の同僚演習生相互の人格的ふれあいをもちながら、「教養科目」や「専門科目」に関するテーマについて主体的に調査研究し発表している。このような人格的ふれあいを通じて、「文化的知性」(建学の精神)を持った「心豊かな人材」(教育理念)の育成をめざしている。

本学における教育方法・内容の特徴は、少人数による「演習」や「実践学習」を重視していることである。これも、4年間を通じて「産業の現実に関心を持ち」「創造的に社会の発展を指向」した実践的な「問題解決能力」を身につけた人材の育成という理念に基づいている。

大学院においても、「建学の精神」に基づいて「大学院の教育理念」を設定し、それに基づいて商学研究科・法学研究科・経済学研究科の教育目的を設定し、それぞれ2～3の「分野」に分け、各分野別に「主要科目」と「関連科目」を配置して、教育課程を編成している。

しかしながら、以上の評価は、各学部・研究科の教育目的、教育課程の編成方針、授業方法が、「建学の精神」「教育理念」「教育目標」に基づいて制度化されていると言っているにすぎない。「修得単位状況(前年度実績)」「データ編【表 3-3】」や入学定員充足率の減少傾向(データ編【表 4-2】「学部・学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移(過去5年間)」)などを見ると、実際に大学や各学部・研究科の教育目標が達成されているとは言えない。

【基準3の改善・向上方策(将来計画)】

各学部、研究科ごとの教育目標を「建学の精神」及び学生や社会のニーズに基づいたものとし、その教育目標を達成するために教育課程や教育方法を改善し、達成度を向上させるための方策として3つ考えられる。

第1は、教育課程を構成する授業科目をより「学生のニーズや社会的需要」に合うように再構築(リストラクチャリング)することである。平成18(2006)年度に商学部商学科の完成年度を待たず「アジアビジネス専攻」を設置したのはこの種の改善・向上方策といえよう。今後もこの種の改善・向上方策は継承されるべきであろう。

第2は、学生に対して各授業科目の背後にある理念やその授業を受講することで「何ができる」ようになるか、その学習成果はどのように評価されるのか、といったことをシラバス等を通じて充分浸透させるしくみをつくることである。平成19(2007)年度からは、「演習」を除いて、授業科目ごとに「授業目標」「到達目標」の欄を設けた。「授業目標」には、各授業が「幅広い学習機会の提供」「専門学術の振興」「社会的人材の育成」といった本学

の3つの「教育目標」のうち、どの目標に主として貢献しようとするものを明示することで、学生に対して各授業科目の体系的な位置づけを明らかにする。「到達目標」には、その授業科目履修後には、どのようなことが「できる」ようになるかを示す。従来からの「成績評価方法・注意」の欄には、「到達目標」の達成度をどのような方法でテストするか、配点はどうかなどを明示することにした。この改善・向上策の浸透を図る。

第3は、教育・学習結果の評価を適切なものにし、その評価の結果を有効に活用することである。本学では、平成18(2006)年度に、「授業評価アンケート」集計結果から「学生の満足度」を指標に高得点授業を選び、その授業方法を「学内 GP(Good Practice)」として「全学教職員会議」で授業担当者自身から発表してもらった。今後も、授業評価の有効な活用はFD(Faculty Development)の一環としてはかかっていきたい。

なお、今後の体系的FDの展開については、基準項目5-4の「教員の教育研究活動を活性化」するための改善・向上策（将来計画）として述べる。

基準 4. 学生

4-1 アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

《4-1 の視点》

- 4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。
- 4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学要件、入学試験等が適切に運用されているか。
- 4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

(1) 4-1 の事実の説明（現状）

本学は、前述の教育理念のもと、「商業、法律および経済に関する専門的学術の教授および研究によって社会、国家及び人類のために、有為な人材を育成すること」を目指しており、このような人材として成長することが期待できる学生の入学を目指した学生募集や入学選抜を実施している。明文化されたアドミッションポリシーは、平成 18(2006)年度の商学部商学科アジアビジネス専攻の選抜で初めて使用され、平成 19(2007)年度では全学部 AO 入試に拡大された。今後、アドミッションポリシーの明示はすべての入試に拡大することが予定されている。

本学入試では、これまでアドミッションポリシーを明らかにしてこなかったが、入試募集方法で、アドミッションポリシーと同等な内容が明確に示されてきた。求める学生を確保するためには、受験生・高校生、保護者、高校に対して、本学の教育内容について様々な方法で情報提供をする必要があると考え、現在の入試では、受験対象者が最も重要とする情報誌「在学生の状況・卒業生の進路」などを公表（無料配布）しながら教育理念や教育方法の諸情報の提供を行っている。これらの資料は入学案内や Web サイトなどでは十分に伝えきれない大学実績の公開を重視した広報活動であり受験生からも好評である。

また「高校訪問」は、入試や入学後の指導に関わる教職員が担当し高校現場に接することで、高校側の相談者との共通認識や問題認識を持つことで、大学と高校の意識交流や入試制度の課題発見に努めている。高校独自の行事（進路ガイダンスなど）にも積極的に参加し、学生との対面型募集や PR にも力を注いでいる。その他、高校への周知方法や取り組み内容の主なものは次のとおりである。

(1)大学教職員による高校訪問、(2)進学説明会（単独開催・業者開催）の実施・参加、(3)高校内進路ガイダンス（単独開催・業者開催）実施・参加、(4)出前講義（高校内での模擬講義）、(5)オープンキャンパス（模擬授業・部署ごとによるイベント開催など）、(6)本学卒業生高校教員を通じた広報活動など

入学者選考にあたっては、「岡山商科大学入試委員会規程」及び「岡山商科大学スポーツ選手入学選抜制度規程」に従い、教授会の議を経て可否を決定している。また、入学選抜実施にあたっては、各入試区分別・各試験地別に教職員で構成する入試担当者を決定し、

適正かつ公平に実施している。本学は、多様な形態の入試を実施することにより、普通科、実業科の両方から学生を受け入れる体制を整えている。各入学試験の特徴は次のようにまとめられる。

- (1)「AO 入試」(本学での強い勉強意欲を持つ学生との面談による入試)
平成 18(2006)年度に初めて商学部商学科アジアビジネス専攻の選抜で導入され、翌年度からは全学部の入試に拡大された。
- (2)「専門能力推薦入試」(文化・芸術、スポーツの分野で優秀な成績を考慮する入試)
- (3)「一般公募制推薦入試」(基礎学力テスト、面接、調査書による入試)
- (4)「一般入試」(前期・中期・後期)(学力試験による入試)
試験科目については、「英語及び選択 1 科目」、「選択 2 科目」、「選択 1 科目及び面接」の 3 種類の試験を用意し受験生の要望に応じている。
- (5)「センター試験利用入試」(前期・中期・後期)(センター試験による入試)
入試センター試験の上位 2 教科の成績によって選考している。
- (6)「指定校推薦入試」(本学が指定した高校を対象にした推薦入試)
評定平均値 3.5 以上を対象に面接選考を実施する。また指定校推薦入試には、地元進学高校を対象にした特別特待生推薦入試(普通科向け)と専門高校指定校推薦入試(実業高校向け)を実施している。

入学者の状況は、データ編【表 4-1】「学部の入学者の構成」及びデータ編【表 4-2】「学部・学科の志願者数、合格者数、入学者数の推移(過去 5 年間)」に詳細を示している。全学部の志願者および定員推移の概略を示すと、次表 4-1-1「全学部入試概況」にまとめられる。

表 4-1-1 全学部入学概況 平成 16 (2004) ～19(2007)年度の抜粋

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
入学定員	800	640	640	640
志願者／合格者	956/827	906/750	688/524	626/531
入学者(定員倍率)	512 (0.64)	437 (0.68)	321 (0.50)	343 (0.54)

(平成 17 年度に商学部、法経学部を改組し、商学部、法学部、経済学部とした)

入学定員は、今後の少子化傾向を考慮し見直しを進めてきた。具体的に、平成 11(1999)年度に全学部合計 920 名(商 620、法経 300)であったものを、現行学部構成が完成年次を迎える平成 20 (2008) 年度で、30%減の全学合計 640 名(商 400、法 120、経 120)に縮小し、適正な定員充足率を目指した。

しかし、定員倍率(=入学者数÷入学定員)は、平成 16 (2004) 年度の 0.64 から徐々に低下し直近の平成 19 (2007) 年度では 0.54 に低下している。入学後の在籍者数では、3 学部各学科の過去 5 年間の在籍者推移をみると、平成 14 (2002) 年度 3,053 名、同 15 (2003) 年度 2,594 名、同 16 (2004) 年度 2,322 名、同 17 (2005) 年度 2,097 名、同 18 (2006) 年度 1,791 名と減少し続けており、平成 19 年度では 1,643 名となった(データ編【表 4-5】「学部、学科別の在籍者数(過去 5 年間)」)。

収容定員については、平成 19 (2007) 年度現在、商学部会計学科、法学部、経済学部

で未完成のため、補正した実質人数は全学で 2,780 名である。定員充足率（=在籍者÷実質収容定員）を求めると 0.59 である。

(2) 4-1 の自己評価

本学の実質的なアドミッションポリシーは、学校説明会をはじめさまざまな場面で公開されている。現在、社会科学系学部への志望人気が薄れている状況にあるが、社会を支える学問であり、将来に多くの可能性を秘めている学問分野であることを十分伝えることができていない。

本学では収容定員が在籍者を上回っており、定員超過問題は生じておらず、在籍学生数は適切に管理されているといえる。

入学定員については、これまで入試動向や学内状況を考慮しながら慎重に調整してきたが、本学の定員充足率は微減する傾向にある。このため、定員超過の問題は生じていないものの、近年の学生数減や留学生数の増加により、想定していた日本人学生と外国人の収容バランスが大きく変化し、制度や習慣の異なる外国人に対して、教学や生活面の配慮や対策がより必要となるなど教育現場に及ぼす影響も次第に無視できない状況になりつつある。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

社会科学系学部（商学・法学・経済学）が社会発展には欠かせない学問であることを学生個々人に伝える必要がある。また、地域貢献を自負するだけではなく、このことをいかに学生・保護者に伝えることができるか。地域での役割をアピールし社会科学系総合大学としての存在感を高めることで志願者の拡大を図っていく。

志願者側の事情としては、大学選択、入学に際し、目標を定めることなく進学する傾向が強くなっている。入学当初を中心として、大学で学ぶ意義や将来目標設定のための種々の援助方策を強化することにより、入学後の留年および退学者増加を食い止めるつもりである。このため受験希望者や入学決定者に本学のアドミッションポリシーをさらに周知浸透させることにより、入学前教育や入学後のゼミ指導などを通じ大学で学ぶ意味、将来目標設定の手助けを支援することで、無目的な入学を避ける努力を続ける。このことは、入試のみならず入学後の留年、退学者を防止するための手段ともなる。

また、入学選抜そのものの考え方も、「数や量」確保という考えを排し、入学後の基礎学力（「入れて育てる」ための必要最低学力）を確認する選抜を実施する。入学者の能力や意欲を考慮した能力別カリキュラム導入も念頭において、志願者自身が十分納得した上での選抜となるよう今後も入試制度の改善に取り組む。

4-2 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されていること。

《4-2 の視点》

4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。

4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施し

ている場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。

4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

(1) 4-2 の事実の説明（現状）

学生への学習支援の根幹は、本学の教育理念や教育目標にあるように、「社会事象を的確に捉え」、そこにある諸問題をみずから読み取り解決する能力を培うところにある。そして、自発的かつ積極的に社会発展に貢献する「心豊かな人材」の育成を理念としている。

学習支援体制は、全学的な視点に立った「教学部」と「教学委員会」を中心に、学部・学科及びいくつかの部局・センターがそれぞれに学習支援を実施している。各学部・学科は所属学生にふさわしい学習指導を行い、それは基準3で示された教育課程・編成方針・教育方法などに則っている。また、「社会総合研究所」や各種教育センターは、資格講座を開講するなど学習上の支援事業を行っている。

学生への学習支援は入学前から実施すべきであると考え、実際、そのような視点に立って行っている。主に、各推薦入試制度によって選抜された入学予定者（平成 19（2007）年度では全入学者の約 77.4%）に対して、各学部・学科が独自の入学前教育を実施している。概ね、小論文あるいは課題図書に関するレポートの提出の形式を取り、所属教員は添削ないしコメントを加えて返却している。入学予定者による提出率は高く、入学前教育として重要な役割を果たしている。加えて、商学部商学科アジアビジネス専攻の学生に対しては、入学直後からの1年間にわたる中国留学を義務づけており、その準備過程として約半年間にわたる体系的な入学前（及び入学時）教育を実施した。

入学時におけるオリエンテーションは、その後の学習の重要な出発点となることから、入学式を含めて3日間にわたって全学的に行われる。本学の教育理念や教育目標を踏まえて、各学部・学科の教育体制、カリキュラム、履修の仕方などについて詳細に説明がなされる。また、学部によっては合宿形式の研修会・親睦会を入学時教育の一環として行っている（平成 19(2007)年度は経済学部政策福祉専攻が実施している）。

入学後の学習支援において、その核として位置づけ重視しているのが1年次から4年次にわたる各種演習（1年次「教養演習」、2年次「基礎演習」、3・4年次「研究演習」）であり、具体的には担当教員による学生への個別的指導である。各教員は、いわば高等学校までの「担任」的な役割をも担い、学習支援に限らず、学生生活全般についてサポートしている。平成 16(2004)年度からは、「学習指導カルテ」制度が導入された。「カルテ」には演習担当教員によって学生の指導履歴、出席状況などが記され、年度が替われば、次の演習担当教員に引き継がれる。さらに、平成 19(2007)年度より、「カルテ」は本学の Web 上で利用が可能となり、学生が履修する科目の講義担当者によって記される履修・出席状況について演習担当教員は即座に把握できるようになっている。

個人指導という点では、「オフィスアワー」（すなわち学生がアポイントメントなしで自由に教員の研究室を訪問し質問あるいは相談を行う制度である）も確立され、学生にはその教員別時間帯の一覧が公表されている。「オフィスアワー」に限らず、学生は研究室を訪ねることによって履修科目について個人的な指導を受けることが可能となっている。

こうした個人指導的な学習支援と関連して、すでに「講義案内システム」(学内 Web)が整備されていることは、教員と学生との双方向のコミュニケーションに寄与している。学生の利便性を高めるばかりではなく、教職員間で学生支援に資する情報の共有が可能となっており、学生への個別的な指導・学習支援が複数の関係教職員の連携のもとで行なわれている。

学生の学習を支援する施設上の要は附属図書館である。閉館日をのぞいて、平日は午前 8 時 30 分から午後 8 時 30 分まで、土曜日は午前 8 時 30 分から午後 0 時 40 分まで開館している。平成 18(2006)年度における総入館利用者数は 55,000 人余りである(数字は学外利用者数を含む)。また、毎年、学生用参考図書および一般図書が購入されている。学生の図書館利用を促進するための各種オリエンテーションも、主に新入学生を対象に毎年実施されている。近年の視聴覚メディアへの学生のニーズにも応え、各種機器・メディアも利用できるようにしている。

学生への学習支援が本学の教育理念及び教育目標に基づいて行われていることはすでに述べた通りである。それを踏まえつつ、とくに資格取得という近年高まっている学生・保護者からのニーズにも応える学習支援事業を行っている部局・センターとして①社会総合研究所、②会計教育センター及び③法学教育センターなどがある。①は主に情報処理関係資格試験に関する講座、②は会計関係資格試験に関する講座、③は法的資格試験に関する講座を開講している。これらは、自主的かつ積極的な学習態度の涵養にも役立っている。

また、資格取得と単位修得とをつなげている正規カリキュラム上の講義科目として、「簿記論Ⅰ・Ⅱ」「中級英語(TOEIC)Ⅰ・Ⅱ」「ファイナンシャル・プランニング A～H」などがある。とりわけ「ファイナンシャル・プランニング A～H」は平成 19(2007)年度に新設されたもので、明確に資格取得を目標とした講義である。

さらに、資格取得に限らず、学生に対して広く学習の機会を提供する各種プログラムが用意されている。「ボランティア・プロフェッサー制度」(経済界のトップによる単位認定講義)、イギリスや中国などへの短期語学研修制度(修了者には単位を認定)、ワイアリキ工科大学(ニュージーランド)への長期「日本語アシスタントティーチャー」プログラムなどである。また、平成 18(2006)年度からは「大学コンソーシアム岡山」(岡山県内 15 大学を核とする事業)が開設され、事業の一つである単位互換制度は、意欲的かつ積極的な学習意欲をもつ学生にとって他大学の専門的な講義を受ける有益な機会となっている。こうしたことに加えて、「インターンシップ」「実践学習」を単位認定の対象とすることによって、自発的な学習へのモチベーションを高めている。

学習支援のなかでも、とくに留学生に対する教育については、平成 19(2007)年度より、入学直後に「日本語能力選抜試験」を実施し、日本語能力が一定の水準に達しない学生に対して集中的な学習プログラムを提供している。

学生への学習支援に対する学生からの意見や要望について、もっとも直接的には、上述の演習担当教員や「オフィスアワー」で訪問した教員とのコミュニケーションを通して汲み上げている。また、「教務課」の窓口における職員の相談業務も随時行われている。しかし、制度的には、「授業評価アンケート」の実施が重要である。アンケートの結果は「教学部教務課」で集計され、「自己点検・評価委員会」を経て、各教員にフィードバックされ、翌年の講義などに生かされている。

なお、本学において、通信教育は実施していない。

(2) 4-2 の自己評価

学生への学習支援事業とその運営について、それぞれ個々の関連する制度や部局は機能しているものの、それらを統括し、一つの全学的なシステムとして構築されるまでには至っていない。

入学前教育についてはそれぞれの学部・学科で工夫され実施されているが、「入れて育てる」方針のもと、基礎的な学力の点で必ずしも十分ではない入学者数の増加が予測される状況にあり、その対応策の検討・実施が課題である。

学生への個別的な学習支援を重視し、個々の教職員による指導や支援が、事務窓口やゼミ演習等を見る限り、学生と教職員相互の意思疎通に良好な効果を生んでいる。しかし、個別指導のあり方については教員や職員間において、必ずしもコンセンサスができていない。また、「オフィスアワー」の利用状況についても十分には把握されていないのが実情である。

退学者・除籍者比率が高い状況において（平成 18(2006)年度、約 7.6%）、その理由の多くは「勉学意欲の喪失」（書類上の扱い）とされている。しかし、実質的には入学当初から勉学意欲を欠いた学生もここには含まれている。実際に勉学意欲があって入学してきたにもかかわらず、それを喪失したという学生について、今後より詳細な分析と適切な対応（学習支援策）が必要である。現在、講義への出席管理の厳格化が進められているが、これに留まらない一層の対応策が求められる。留年する（必要な単位を修得できない）学生についても同様である。

他方、入学時に学力レベルが高く、また学習意欲も旺盛な学生に対する組織的な支援体制は未だ整備の途上にある。ただし、この点と関連して、成績優秀者に対する奨学金制度は、一部において学生の学習への意欲を高める効果をあげている。

資格取得への学習支援がなされているが、それは基本的には、本学（および学部・学科）の教育理念および教育目標に則ったものであり、学問への真摯な態度と情熱を培う一方策として、学習効果をあげている。しかしながら、資格取得の実績は十分とは言えない。この点、正規の講義カリキュラムとの整合性を勘案しながら、分野によって資格取得と講義科目との関連を強める傾向がみられる。

授業アンケート結果の教員へのフィードバックは、FD(Faculty Development)としての効果を持っている。教員は授業改善への参考資料としている。しかし、個人レベルを超えて、そうしたデータを正確に分析したうえで、授業のあり方について問題点を共有し改善する機会がやや乏しい。

図書館の利用状況が芳しくない。その理由として、新規に学生向けの学習用参考図書や一般図書が適切かつ十分に購入されていないこと、また窓口での文献・資料に関する相談・指導サービスが学生に周知されていないことなどが考えられる。学生の図書館利用を促すべき教職員の啓蒙・指導の不足にもその一因があると思われる。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

現在実施されている多様な学習支援事業や、それを運営している制度・部局を全学的に

統括し、より広い視野にたって問題点を検討し、対応策を作成・実施できる機関を早急に設置する必要があると考える。そうした体制下において、以下のような点が改善されなければならない。

- ・ 入学者が大幅に本学入学定員を割り込む状況下、実際に入学する学生の基礎学力の低下が危惧される。「入れて育てる」ために必要な基礎学力を身につけさせるための抜本的な改善策が求められている。従来の「入学前教育」にとどまらない「プレ・スクール」とでもいうべき体系的な基礎教育システムを構築しなければならない。
- ・ 演習担当教員の「担任」制は重要であるが、一つひとつの講義・授業について、基礎学力や意欲に「ばらつき」あるいは格差が広がりを見せるなかで、それぞれの学生に応じた教育上の工夫が制度的に必要である。また、すでに実施されている「講義案内システム」をさらに活用し、教職員の連携のもとでの学習支援体制の充実が必要である。
- ・ 習熟度別のクラスを英語教育においてかつて導入し、改善した経緯があるが、その際、習熟度の基準が曖昧であったという総括がなされている。「到達目標」に至らない学生に対して、場合によっては、習熟度、基礎学力に応じた補助的な支援策を講じる必要がある。その際、大学にふさわしい「到達目標」の一定のコンセンサスについて確立・確認しておく必要がある。現在、経済学部経済学科（とくに経済情報専攻）が実施している正規カリキュラム外の学生の習熟度に応じた「イブニングセミナー」（情報処理関係講座）や学生指導管理の経験も参考になる。
- ・ 資格取得プログラムについて、関連する部局・センターで連携をとりながら、実績を上げる工夫が求められる。また、資格取得と正規の講義による単位の認定との関連が強まる傾向について、各種専門学校とは異なる視点から、すなわち本学の教育理念や教育目標を踏まえて、全学的に再検討し、見直しあるいは新たなコンセンサスを確立する必要がある。
- ・ 様々な学習支援策は、究極的には、「学問と真理に対して謙虚な情熱」を持ち、また、みずから積極的に社会の発展に貢献しうる人物を育てることを目標とするものである。学生の自発的かつ積極的な学習への姿勢を育むことが重要であると考えている。図書館施設の利用の更なる促進の具体策の検討も、その点において、より重要性を増している。
- ・ 学生からの意見の汲み上げを強化すると同時に、そのフィードバックについて一層の改善が求められる。授業改善など FD に向けた研修会などを計画的に企画・実施しなければならない。

4-3 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

《4-3 の視点》

- 4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。
- 4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。

- 4-3-③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。
- 4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。
- 4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

(1) 4-3 の事実の説明（現状）

学生サービスや厚生補導に関する事項は「教学部」を中心に取り扱い、その内容に応じて「教学部」内「学生課学生係」、「同厚生係」及び「同留学生係」が内容ごとに取り扱っている。これらの窓口は、学生の利便性を考慮し、1号館1階カウンターコーナー（ピロティ）に集中的に配置されており、日常的あるいは個人的な学生の要望に的確に対応している。

学生の自治組織としては「学友会本部」「体育会本部」「文化会本部」「大学祭実行本部」などが組織されており、学生自らの福利厚生組織として運営されている。これら本部組織は、組織上は部活動の1つとして専任教員が顧問として助言指導に当たっているが、学生側からは、部活動の統括・管理や「ゼミ幹事協議会」「学生総会」開催などを通じて学生意見の集約組織として機能している。部活動統括の他、新入生歓迎行事、献血、大学祭開催など一般学生向けの行事も自主的に実施している。これら自治活動の資金は、学費納付時に「学友会費」を学生1人ひとりから徴収しており（1人当り入会金2千円＋年会費8千円）、これらの管理・運用はこれら学生自治組織に任されている。年2度開かれる「学生総会」（学友会主催）は、本学学生の意見集約の代表的な場であり、かつては学生側の要求を学校が知る絶好の機会であった。近年は自治活動の低迷からやや停滞気味であるが、学生の自治活動を過度に抑圧しないよう大学は注視する状況にある。

教員組織は、「教学委員会」（旧「学生委員会」、平成18（2006）年度より旧「教務委員会」と統合）が、学生を援助しており、賞罰・処分なども合わせて検討され、最終的には教授会にて審議されている。このように、本学の学生サービスに関しては、「学生課」「学友会」「教学委員会」が、事務、学生、教員の代表機関としてそれぞれに運営され、相互に連携を図りながら活動している。

主な学生サービスについては以下のような取扱いを具体的に実施している。

学生相談： 学生達が抱える諸問題に対して、随時、窓口で職員が対応しており、相談内容によって適宜、個別の相談・指導を行っている。心のケアについては、学内に週1回心療内科医によるカウンセリング室を開設し、専門家の力を借りている。また教員組織として、「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」や「人権教育委員会」が設けられ、必要に応じて開催され、専門的な対応が可能になるよう配慮されている。これら「学生相談室」「保健室」「カウンセリング室」の利用実績についてはデータ編【表4-8】「学生相談室、医務室等の利用状況」にまとめられ、合計で年間約400件程度の状況にある。

健康管理： 「厚生係」に養護職員を常駐させ、事故防止や体と心の健康問題に対応している。定期健康診断は、年度始めに全学を対象に行っており、これらの経費は大学が負担している。検査結果は本人及び保護者に通知し、異常があった場合、養護職員が個別に再検査などの指導を行っている。

保険の加入： 通学も含めた学生生活全般の事故や怪我に備えて学生は「学生災害傷害

保険」に加入しており、経費は大学が負担している。特に危険度の高い体育系のサークルに加入する学生に対しては、「体育会本部」が保険料を別途負担して保険に加入している。これらについては全員加入を「学生課」が指導している。

経済支援： 経済的理由により修学が困難な学生について無利子の学修支援奨励金貸与をはじめ、成績優秀者に対する奨学金、兄弟姉妹が同時に本学に在学した場合の継続学修奨学金などが「岡山商科大学学修奨励制度規程」により制定され運用されている。また、「日本学生支援機構奨学金」をはじめ民間の奨学金制度（地方自治体の奨学金制度など）の紹介・推薦を行っている。代表的な奨学制度である「日本学生支援機構奨学金」については例年 4 月上旬に説明会を開催し（留学生は 4 月下旬開催）、個別に指導している。その他の奨学金については随時個別に指導している。奨学金給付・貸与状況に関しては、データ編【表 4-10】「奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）」にまとめられ、1 件当りの年額支給額も年間 1 万円（「民間宿舍学修継続援助金」）から 60 万円（「特待生奨学金」（入学試験成績））まで多岐に渡っている。アルバイトについては「学生課」窓口で修学に影響の少ない範囲で職種・内容を選別し、情報を掲示している。

課外活動援助： 部活動や学内自治活動の主たる源泉は、先の「学友会費」が大半を占め、これらを自主的に学生らが運用している。加えて大学の「課外活動交付金内規」に基づき、課外活動遠征に対する援助が行われ、交通費と宿泊費のおおむね 30～50% の援助金及び国体参加などの場合は激励金が支給される他、内規により祝い金も別途支給されている。その他、同窓会組織からも、全国大会出場に限り激励金が支給されおり、学生課を中心にもちろん支援が受けられるような体制がとられている。

個々の部活動費は、それぞれが所属する「体育会本部」又は「文化会本部」との協議により自主的に決定されている。活動状況や成績に応じて配分額が決定され、学生が主体的に予算、執行、決算にかかわっている。会計監査も学生自身の手で行われ、「学生課」はそれらが合理的かつ公平に行われているかを指導・監督している。学生の課外活動に対し大学が学友会費と別に、直接的に支援した状況はデータ編【表 4-11】「学生の課外活動への支援状況（前年度実績）」にまとめられ、年間約 210 万円（1 件当たり約 9 万 3 千円）程度であった。

資格取得支援： 諸資格の取得は、学生自身の専門性を高め、勉学に対する意欲や社会への関心向上に寄与するため本学では推奨している。そこで、「社会総合研究所」を窓口として、資格取得を経済的に援助する規程を設け実施している。この「岡山商科大学資格取得支援金補助制度規程」の内容は、本学主催の資格講座受講者に対して、①一定の条件のもと、受講料の一部を補助すること、②主として、国家資格（国またはその認定を受けた機関が認める資格）の合格者に対して報奨金を支給することなどである。この支援策は平成 19（2007）年度から規程の一部改正を行い、実態に沿った見直しを図っている。

その他： 平成 16（2004）年度後期からは、学生専用駐車場（規模 225 台）を大学近隣に整備し、遠方から通学する学生の便を図った。大学は通学に車を使用することを推奨していないものの、地方都市大学の場合、車両を利用する生活場面も多く大学への要望も強かった。管理運営は「学生課」が行い、低廉な価格で適正な駐車場を確保したことにより、現在活発に利用されている（平成 18（2006）後期時点で 214 台の契約実績、稼働率 95%）。

(2) 4-3 の自己評価

本学の学生サービスや福利面については、教員、事務そして学生それぞれに担当組織を持ちそれぞれの観点から、具体的なサービスを実施している。学生からの要望・ニーズは時代とともに変化しており、その要求範囲は多様化の傾向にある。開学当初には施設関連の要望・改善が多かったが、最近では、質的な事項も多く、メンタルヘルスなどの要望などへも広がっている。

これら多様化する学生の要望に応えることに加え、大学や大学生の社会参加や社会貢献も問われる時代となり、より自主的な学生活動を喚起する必要性も高まってきた。このため、学生自身の社会的視野を広め、自主的に行動する学生を育成するためにも、学生サービスや福利のあり方についての検討を柔軟にかつ活発に進めなければならない。

ともすれば大学は講義を受ける場所としてのみとらえる風潮もあり、大学との接点が希薄化する傾向にある。その一例として、部活動加入者の割合はじりじりと減少気味にあり、本学においても休部・廃部のクラブが少なからず存在する。また、部活動に所属しない学生も含めた「学生総会」も次第に低調な傾向にあり、大学の自治を考える重要な転機となりつつある。

本学の建学の精神には、「広い視野をもって社会に貢献しうる人物」や「学問と真理とに対して謙虚な情熱と不屈のファイトをもつ人物」を養成することが示されており、最近の学生における個人主義重視傾向を十分に認識し、若者の人格形成に寄与し、能動的でより良い学生を育成する大学の使命をさらに具現化し推進しなければならない。学生サービスや福利の充実については、利用実績という量のみならず、個々の学生に対応したサービスという質的側面に配慮した方策が今後さらに重要である。

学生サービスをさらに拡充・展開するためには、「教学部」（教務課および学生課）の学生情報整備が基盤となる。教学・学生情報の整備は従来から進められてきたが、学生の補導體制は主に「学生指導カルテ」（用紙）に基づき実施されてきた。この方法では、大量な学生情報の予知・予測、保守更新の負担、多重性を強化した補導や指導などでも改善の余地がある。なお、平成 19（2007）年度 5 月からは、「カルテ」の電子化移行をめざして試行を「教務課」中心に始めている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

「学生指導カルテ」は、今後拡張や運用のための経費を考慮しながら、学内ネットワークや電子化など諸技術を応用して機動性に富み合理的かつ機密性の高い（セキュアな）システム構築をめざしている。その内容も教学情報だけでなく、学生生活や進路指導情報と連動した統合システムに拡充させる予定である。

学生の自主的意欲をさらに伸ばすためには、学内自習（援助）施設の充実などが挙げられる。本学ではすでに、部活動への学校施設開放、図書館の開館時間の配慮や「自習パソコン室」開放などを行ってきた。しかし、自学自習を支援する施設・体制作りを充実させ能動的な人材を養成することは教学面のみならず、人格形成や学生生活の充実にも必要である。今後は機材や施設提供・開放のみならず指導者による指導・援助も含めた施設運営（例：文書指導センターなど）の機能充実も検討していきたい。

自転車置き場、教室間移動への配慮、教室の視聴覚化・IT化推進など学内諸設備の整備課題は、講義後の課外活動をさらに支援、充実させることになるため、今後も継続して取り組んで行く。

また、新しい時代に合致した課外活動や部活動について考え、これまで以上に創部や継続しやすい部活動や課外活動のあり方や形態を検討していきたい。また、部活動に加え、演習などゼミ単位での自主的活動もさらに支援することで、部に所属しない学生についても、より社会参加や実践の機会を多くする必要がある。

4-4 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

《4-4 の視点》

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

(1) 4-4 の事実の説明（現状）

本学における就職・進学に対する相談・助言体制は、1年次から4年次にわたる各種演習（1年次「教養演習」、2年次「基礎演習」、3・4年次「研究演習」）の担当教員による個人指導及び「就職部」等による全学生を対象とした就職・進学指導という2本の柱から構成されている。演習担当者による個人指導は本学では教育や進路指導の核となる柱として位置付けてられている。なお、就職指導に関しては、各学科から選出された教員各1名と就職部長および就職課長補佐で構成される「就職委員会」を組織し、学生の就職指導等に関する事柄について協議している。

本学における就職・進学に対する相談・助言体制の核となる個人指導では、演習担当教員が所属する学生一人ひとりに対して、「学生指導カルテ」に基づき、正規の授業時間や「オフィスアワー」等の時間に、教室あるいは研究室で、就職・進学など進路に関わる相談・助言を行っている。なお、大学院生の就職・進学に関する相談・助言は、研究演習指導教員が主に行っている。

進路指導、なかでも就職指導は、まず就職の意義や職業観の涵養などに始まり、本人の適性把握や進路選択、そして具体的な進路先研究や面接や筆記試験対策などへ移行するため、時期に応じた指導が必要となる。このため、「演習」での教員による個人指導に加え、進路の中で多数を占める就職希望者を対象に、「就職部就職課」を設置しその要望に応えるようにしている。「就職部」は現在、5名の職員（教員1名、正規事務職員3名、嘱託職員1名）が、学科別担当職員が各年次に応じたきめ細かい就職活動支援を行っている。

その主な取り組みとして、①3年次生全員を対象に「就職登録カード」による個人把握、進路適性検査の実施そして進路・就職対策講座の開催、②4年次生に対する「未内定者のための就職活動逆転ガイダンス」の実施と留学生を対象とする就職対策講座の開催、③就職活動を円滑に進めるための「就職資料閲覧室」の設置（各企業の会社案内（3,180社のパンフレットをファイル）、「就職受験報告書」、就職関連書籍、各種就職試験問題集、求人

票、就職活動用パソコン（15 台）などを完備）、そして④「就職部キャリアマガジン」を通じて学生ほか全教員に求人状況情報などのメール提供、⑤その他「新聞の読み方講座」「業界別 OB 座談会」「就職筆記試験対策集中講座」「関西合説バスツアー」「地学地就バスツアー」「就職実践模擬試験」などを挙げることができる。

他方、大学院への進学に関する演習の個人指導をサポートする部署が「教学部」である。「大学院係」職員 1 名と「教務課」職員 1 名が大学院への進学希望者に対する相談に応じているが、これ以外にも本学大学院進学説明会の開催(6 月・12 月とオープンキャンパス開催日)及び他大学大学院学生募集要項等を閲覧できるように保管している。

また、教職や学芸員の資格希望者に対する指導は、「教務課」が窓口となっており、関連する教育課程等の担当教員が個別的に助言・指導を行っている。

本学には、教育課程の一環としてのキャリア教育のための支援体制として「キャリア科目」と「インターンシップ制度」がある。「キャリア科目」としては、①学生の職業倫理を基軸とした円滑な人間関係の形成と職業人としての責任ある行動がとれる人材の育成を目指した「キャリア開発論Ⅰ」、②社会人として必要な「コミュニケーション力」「職業人意識」「ビジネスマナー」「基礎学力」などの「就職基礎能力」を身につける「キャリア開発論Ⅱ・Ⅲ」を開講している。平成 18(2006)年度には、「キャリア開発論Ⅰ」を 91 名、「キャリア開発論Ⅱ」を 148 名、「キャリア開発論Ⅲ」を 139 名が履修している。

他方、実社会での就業体験を通じて、自分の将来の仕事を考える上での手掛かりを掴むことを目的としたインターンシップを平成 14(2002)年度から導入し、「インターンシップ学習講座」を「特別単位認定科目」として単位認定を行っている。インターンシップは、できるだけ多くの学生が職場体験することができるように、国内のみならず海外にも広げている。平成 18(2006)年度は、国内インターンシップとして 11 社 18 名、海外インターンシップとして 1 社 3 名が参加している。なお、学生自身が受け入れ先企業を見つけるインターンシップも「特別単位認定科目」として単位認定を行っている。

また、学士課程教育を補完し資格を身につけるための講座が、「社会総合研究所」「就職部」「会計教育センター」「法学教育センター」そして「商学部」が主幹となって学内で開講している。なお、学生の資格取得への積極的な取り組みを促すものとして、本学主催の資格講座の受講者に対する「岡山商科大学資格取得支援制度」がある。

(2) 4-4 の自己評価

本学における就職・進学に対する相談・助言体制は、演習担当教員による学生の個人指導を核としながら、「就職部」等による全学生を対象とした就職・進学指導体制がそれをサポートするという 2 本柱で構成されている。

演習担当教員による就職・進路指導は「学問と真理とに対して謙虚な情熱と不屈のファイトをもつ人物の養成」と相まってなされ、「キャリア科目」には職業観やコミュニケーション力の育成を授業目的としたものもあり、「中正な思想を涵養し、広い視野をもって社会に貢献しうる人物の養成」といった建学の精神にそった就職・進学体制であると評価できる。他方、「就職部」等による進路指導は、刻々変わる就職情報を収集し分析してより具体的なガイダンスなどの就職指導を学年に応じ実施し、さらに教育課程でも体系的な「キャリア科目」を系統的に開設するなど、「産業の現実に関心を持ち、文化的知性をそなえ、創

造的に社会の発展を指向する人物の養成」に向けて、全学生を対象に計画的及び適正に実施されている。

本学の就職の状況は、データ編【表 4-13】「就職の状況（過去 3 年間）」にまとめられる。これを見るならば、近年の就職内定率はほとんどの年で 93%以上（とくに最近 2 年間は 96%以上）にあり、学部学科間による大きな違いも見られない。これまでの就職指導については、演習指導や「就職部」等の努力が実を結び推移してきたと言える。今後は、就職者の対卒業者比率をさらに向上させるだけでなく、卒業生に占める就職希望者の割合をさらに増加させ、就職未定者の割合を減少させることにも配慮し検討されなければならない。これらの実現には、それぞれの該当者について、その動向、原因などを、今後さらに詳細に分析し、適切な対策を講じなければならない。また、本学内での「学内合同企業説明会」など具体的な就職斡旋や指導についても、学生の就職活動の行事として多大な成果を挙げており、今後ともさらに継続する必要がある。

就職活動が早期化・多様化する一方、就職を希望しない者や就職できない者の割合が少しずつ増加傾向にあるなど就職活動では 2 極化の傾向も見受けられる。多様な価値観や異なった学習能力を持った学生が存在する状況の下で、就職に対する相談・助言体制は、常に的確な状況把握と見直しや改善を図り、さらなる学生支援・サービス向上を目指す必要がある。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

就職活動の早期化・多様化する状況の下で、そして多様な価値観や異なった学習能力を持った学生が存在する状況の下で、今後の進路指導に対する検討には「就職率(就職希望者に対する就職者の比率)」だけでなく「就職者の対卒業者比率」も考慮しなければならない。したがって、就職未定者について、今後さらに詳細な分析を行い、教職員のさらなる連携の下での指導体制の強化や充実が必要である。

また、これまで就職決定者に実施してきた就職活動に関する報告内容を改善し、さらに充実させ就職指導に対する進路指導評価アンケート（仮称）とし、実施した進路指導や支援に対する満足度の調査が必要である。またこれらの知見や成果は、これから就職活動を迎える在學生に適切にフィードバックされなければならない。

この対策は、教学面ですでに実施されている「授業評価アンケート」にみる「学生満足度」と同様に、就職・進学指導体制の見直しと改善を図ろうとするものであり、さらなる学生支援・サービス強化や向上を図る上で、有益な方法として今後実施および有効な活用を検討していきたい。

【基準 4 の自己評価】

入学試験に関して、入学選抜の方針やその詳細は開学以来、印刷物や広報活動、学校訪問、オープンキャンパス、入試説明会などの機会ごとに適切に表現されてきた。これらの実務は「入試部」を中心に、その内容は検討され実践されてきた。明文化したアドミッションポリシーにもとづく入試活動は、平成 18（2006）年度より始まったばかりであり、今後本学の教育理念や教育活動内容の周知徹底をさらに進めなければならない。その際、受

受験および高校、保護者などにも理解されるアドミッションポリシーを明示し、理解される必要がある。

入学した学生へのサービスは、「学生課」を中心に、要望に対する事務システムが確立され対応されてきた。また、「学生総会」や学生自治組織との懇談など大学と学生の協議も定期的に持たれており、大学と学生間の関係は良好である。

学習支援については、教育目標にある「幅広い学習機会の提供」や「社会的人材の育成」のもと、学内諸設備の活用・開放の他、資格取得の援助（資金・講座開設）などを積極的に実施している。

就職や進路支援等の体制は「就職部」「教学部」を中心に実施してきた。特に就職指導に関しては、「就職登録カード」をもとに個々の指導を行いながら、さまざまな就職支援事業（講座やインターンシップなど）を継続的に実施することで、機動的な指導を実施してきた。

しかし、近年の風潮として大学に単位取得のみを期待する傾向も見受けられ、受動的な態度の学生や考え方も散見される。本学の学生指導の対応は、これまで積極的・意欲のある学生向けのものが多く、今後さらに、消極的あるいは意欲を失いつつある学生を早期に発見し、援助することで、本学の教育目標にある「社会での役割を認識し、これに積極的に取り組む」人材に育成するべく改善・発展していきたい。

【基準 4 の改善・向上方策（将来計画）】

本学の学生指導の要点は、単科大学時代の小規模人数重視の視点を継承している。また、教育目標の「社会的人材の育成」を実現するため、学生からの要望には敏感であり、早くから実践的に取り組んできた。

入試については、教育理念や教育目標に基づくアドミッションポリシーをさらに明確化・精密化して、受験生、保護者、学校など社会全般への普及に努め、無目的入学の防止に努める予定である。受験者減少傾向の中、よりアドミッションポリシーを明確化することにより、本学の理念や目標を十分理解した受験者による選抜を実施し、入学前教育や新入生教育を通じて入学者の育成につなげるように計画している。

大学と学生間には定期的な対話も持たれており、その関係は良好である。個別の要望に関しては、「学生課」窓口を中心に行っており、この形式は今後も維持継続するつもりである。また、「学生総会」や学生代表との協議に加え、定期的に全学的な学生実態調査を実施して（直近は平成 18（2006）年度に実施）、学生の生活実態に対する把握を今後も積極的に行う。

学習支援については、これまで学内施設の充実や開放などを進めてきた。この内容をさらに継続するとともに、学生の学力差が拡大する傾向を受け、習熟度や意欲に応じた課外活動支援の充実を図ってゆく。資格取得支援やキャリア教育を教育課程に効果的に導入し、積極的な参加を促していく。関連のセンターも平成 19（2007）年度以降、組織改革を行い、これら学習支援に対応する体制づくりを推進中である。

学生の進路相談は、「研究演習」などでのゼミ指導の他、「就職課」を中心に全学的に実施されている。教学面との連携をさらに図りながら、1人の学生を各課職員やゼミ担当教員が監督・補導する体制をさらに明確化し、発展させる予定である。また、キャリア教育

を教育課程に積極的に取り組むことで、教育目標にある「社会的人材の育成」を進めていく。

内容によってはさらに充実が必要な事項や各部署の連携に欠ける面があるなどいくつかの課題も見られるが、これらは今後の課題として、順次解決するよう努力を続けていく。

また、現在の学生サービスや補導の基盤は、現在書類媒体で実施している学生カルテに基づく基礎情報だが、今後は、これらを電子システム化により統合し、ゼミ教員ほか「教務課」「学生課」さらに「就職課」で速やかに共有することにより、さらに多重性の高い、緊密なシステムへと発展させる計画にある。これらの一部はすでに「講義案内システム」として成果を挙げており、平成 19（2007）年度からは学生指導管理にもその範囲を拡げつつある。この過程で、学生個人のプライバシーに配慮し、機密性を高める暗号化などの措置が重視され、検討されている。

基準 5. 教員

5-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

《5-1 の視点》

5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

5-1-② 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。

(1) 5-1 の事実の説明（現状）

本学の教員配置は表 5-1-1（データ編【表 F-6】「全学の教職員組織／大学の職員数」参照）に示すとおりであり、各学科における大学設置基準上の必要教員数及び大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数を共に満たしている。専任教員 1 人当たりの在学生数は、表 5-1-1 の通り、会計学科 7 人、法学科 16 人、経済学科 18 人、商学科 33 人で、全学で平均 20.6 人となっている。これは本学のモットーである「少人数による血の通った教育」を実現できる体制を保証している。全学部共通の教養科目を担当する教員は各学科に配置しているが、「教養科目」を統括する組織体制は整っていない。大学院については、専任教員 1 人が配置されているが、その他は学部の教員が兼任している。

表 5-1-1 大学・大学院教員配置

学部・学科		専任教員数				設置基準 上必要専 任教員数	専任教員 1 人当たりの 在籍学生数	非常勤 教員数	非常勤 依存率
		教 授	准 教 授	講 師	計				
商学部	商学科	15	10	2	27	15	33	8	22.9
	会計学科	10	4	1	15	10	7	1	6.3
法学部	法学科	11	1	8	20	14	16	9	31.0
経済学部	経済学科	13	1	3	17	14	18	5	22.7
計		49	16	14	79	79	20.6	23	22.5

研究科・専攻		専任教員数				設置基準 上必要専 任教員数	専任教員 1 人当たりの 在籍学生数	兼任教 員数	非常勤依 存率
		教 授	准 教 授	講 師	計				
商学研究科	商学専攻	0	0	0	0			15	
法学研究科	法学専攻	1	0	0	1			8	
経済学研究科	経済学専攻	0	0	0	0			10	
計		1	0	0	1			33	

本学教員の専門分野と担当科目のバランスについて、「専門科目」のうち必修科目に対しては、各学部で科目に応じた専門分野の専任教員が配置されている。また、教員の専門分野と主要担当科目の適性は、教員採用の際に（基準項目 5・2 で後述される）教員資格審査委員会により審査されている。「専門科目」の専任担当率は、表 5・1・2（データ編【表 5・4】「学部、学科の開設授業科目における専兼比率」参照）の通り、商学科で 90.34%、会計学科で 91.67%、法学科で 87.23%、経済学科で 91.26%である。法学科における「専門科目」（特に必修選択科目）の専任担当率が他学科に比べ低くなっているが、全体として兼任（非常勤）への依存率は低い。「教養科目」の専任担当率は全学で 79%前後であり、「専門科目」の専任担当率より約 10%強低くなっている。また、経済学科における必修「教養科目」の専任担当率は 68.83%で、他学科の 100%に比べ特に低い割合となっている。

表 5・1・2 科目担当者専任率

学部 学科				必修科目	選択必修科目	全開設授業科目
商 学 部	商 学 科	専門科目	専任担当科目数	7.27	34.33	162.61
			兼任担当科目数	0.73	5.67	17.39
			専兼比率	90.88	85.83	90.34
		教養科目	専任担当科目数	2	66.05	68.05
			兼任担当科目数	0	17.95	17.95
			専兼比率	100.00	78.63	79.13
	会 計 学 科	専門科目	専任担当科目数	13.33	28	157.67
			兼任担当科目数	0.67	2	14.33
			専兼比率	95.21	93.33	91.67
		教養科目	専任担当科目数	2	66.05	68.05
			兼任担当科目数	0	17.95	17.95
			専兼比率	100.00	78.63	79.13
法 学 部	法 学 科	専門科目	専任担当科目数	3	34	82
			兼任担当科目数	0	12	12
			専兼比率	100.00	73.91	87.23
		教養科目	専任担当科目数	2	73.05	75.05
			兼任担当科目数	0	20.95	20.95
			専兼比率	100.00	77.71	78.18
経 済 学 部	経 済 学 科	専門科目	専任担当科目数	5	56	94
			兼任担当科目数	0	5	9
			専兼比率	100.00	91.80	91.26
		教養科目	専任担当科目数	4.13	70.92	75.05
			兼任担当科目数	1.87	19.08	20.95
			専兼比率	68.83	78.80	78.18

次に、前掲表 5-1-1 から、職位バランスについて見ると、専任教員における教授の割合が、商学部で 60.4%、法学部で 52.6%、経済学部で 76.5%、全学では 62.0%となっており、教授の割合がかなり高くなっている。また、職位バランスと相関して、教員の年齢構成についても、表 5-1-3（データ編【表 5-2】「専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成」参照）から、61 歳以上が約 30%と最も高く、次いで 51 歳～60 歳の約 27%で、51 歳以上の教員が約 60%を占めており、高齢傾向にある。

表 5-1-3 教員の職位・年齢構成

学部	職位	71 歳 以上	61 ～70 歳	51 ～60 歳	41 ～50 歳	31 ～40 歳	26 ～30歳	計
商学部	教授 (人)	4	8	4	3	0	0	19
	准教授 (人)	0	0	2	3	2	0	7
	専任講師 (人)	0	0	0	0	1	0	1
	計 (人)	4	8	6	6	3	0	27
	計 (%)	14.8	29.6	22.2	22.2	11.1	0	99.9
法学部	教授 (人)	2	2	3	0	0	0	7
	准教授 (人)	0	0	0	1	0	0	1
	専任講師 (人)	0	0	0	1	4	2	7
	計 (人)	2	2	3	2	4	2	15
	計 (%)	13.3	13.3	20	13.4	26.6	13.3	99.9
経済学部	教授 (人)	0	4	3	3	0	0	10
	准教授 (人)	0	0	1	0	0	0	1
	専任講師 (人)	0	0	0	1	2	0	3
	計 (人)	0	4	4	4	2	0	14
	計 (%)	0	28.6	28.6	28.6	14.3	0	100.1
専門	計 (人)	6	14	13	12	9	2	56
	計 (%)	10.7	25	23.2	21.4	16.1	3.6	100
教養	教授 (人)	0	5	6	2	0	0	13
	准教授 (人)	0	0	1	6	0	0	7
	専任講師 (人)	0	2	0	1	0	0	3
	計 (人)	0	7	7	9	0	0	23
	計 (%)	0	30.4	30.4	39.1	0	0	99.9

(2) 5-1 の自己評価

大学設置基準上の必要教員数を満たしているだけでなく、各学科で少人数教育が実現できる専任教員数が確保されており、教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されていると評価できる。しかしながら、講義、演習の履修者の数には偏りが生じており、必ずしも少人数教育が徹底されていない状況にある。履修者数の偏りを平準化し少人数による教育効果が大学全体として向上するよう改善が求められる。

大学院においては、学部教員の兼担が中心であるが、専門性、規模の観点から適切であると考えられる。

本学専任教員の職位及び年齢構成がともに上が重い構造になっている。この主な原因は欠員による新規採用が滞りぎみであり、学内における高齢化が進んだ結果である。さらに、新規採用者の職位、年齢ともに高い傾向にあることがこの状況に拍車をかけている。従って、バランスのとれた職位、年齢構成に近づけるための効果的な人事的処置が必要である。

教員の専任・兼任（非常勤）比率については、法学部における「専門科目」担当者（特に選択必修科目担当者）の兼任依存率及び「教養科目」担当者の兼任依存率が他学科のそれに比べて高くなっているが、全体として兼任依存率は低い。これは、兼任教員の依存率を低める努力が近年急速に進められてきた結果である。また、本学では、専任教員の他大学での兼任担当こま数に制限を設けている。これらの方策により、本学では専任教員を中心とした教育体制が確立されていると言える。しかし、一方で不開講科目や隔年開講科目も増える傾向にあり（データ編【表 3-1】「授業科目の概要」参照）、設置科目に対する完備した科目担当者の配置を促進する必要がある。

科目担当者専任率でみると、経済学科の必修「教養科目」が 68.83%と他の学部学科や科目に比べ著しく低い水準にある。これは、主に科目「コンピュータ処理」が必修におかれ、多くの兼任（非常勤）教員を必要とするためである。コンピュータリテラシー向上に対応することは数年前には急務であったが、その後事情は教育課程の面で緩和されつつある。基準 3 の 3-1 の改善・向上方策（将来計画）経済学科にも述べたように今後、経済学部は「情報リテラシー教育偏重傾向に陥らないよう注意を払いつつ実行する」のとおり、この偏重傾向は改善される予定である。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

講義・演習の受講者数における偏りをなくし、少人数による教育効果が大学全体として向上するための方策を講じる。具体的には、必修と選択の科目区分の見直しや、受講者数の制限、講義・演習の時間割の適正化等により、受講者数が平準化するようカリキュラムの整備を行う。これにより、「コンピュータ処理」も「教養科目」としての全学的な視点でバランスのとれた受講者数が実現され、経済学科における必修「教養科目」の兼任（非常勤）依存率も低めることができる。さらに適切な講義開講科目のスリム化を行い、演習担当教員の延べ人数を増やす。

また、本学専任教員の職位及び年齢構成は年齢層の高い割合が多くなっている。さらに最近では、不開講科目や隔年開講科目も少なくない。このような教育課程上の不都合面を少しでも補うためにも、担当教員の年齢構成や担当者数の適正な配分を検討し続けることにする。これらの内容は教育課程及び教員の処遇両面にかかわる問題のため、教育面と人事の両面からの総合的な検討を行い、バランスのとれた解決を目指すことにする。

5-2 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

《5-2 の視点》

5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用され

ているか。

(1) 5-2 の事実の説明（現状）

本学教員の採用についての基本方針は、「建学の精神に基づき、秩序を維持し、熱意と責任感をもって研究・教育・運営の任務を果たすことのできる人物」（岡山商科大学就業規則第3条）を採用するということである。したがって、採用にあたっては研究・教育業績及び人物を総合的に審査する。また、近年では、産業界の実情を教育に生かせるよう、建学の精神「産業の現実に関心を持ち、文化的知性をそなえ、創造的に社会の発展を指向する人物の養成」に基づき、産業界での活動業績をも採用にあたっての評価点として重視している。

教員採用に関する規程は、上記方針に基づき、「教員の採用、任免は、学園がこれを行う。ただし、これを学長に委任することができる」（岡山商科大学就業規則第23条）及び、「教員の採用、任免は所属する学部教授会の議に基づき、これを行う」（同第24条）と定められている。規程運用にあたって必要となる教員採用の手続きに関する細則は定められていない。通例として、学長の承認、各学部「資格審査委員会」の承認を経て各学部教授会にて決定される。

教員の昇任方針については、各学部「資格審査委員会規程」（資料編【資料 5-2】）に明確にされており、教員の昇任にあたっては、この規程が運用されている。

(2) 5-2 の自己評価

教員の採用については採用の基本方針とそれに基づいた規程が定められている。更に、採用に際しての教員資格審査については、各学部資格審査委員会が適正に機能している。しかしながら、採用規程を運用するにあたって採用候補者へのアプローチなどより具体的な内容において科目ごとに違いが見られることもある。また、採用候補者を発見することの困難性や、雇用条件が折り合わないなどの理由により、十全な教員採用がままならない場面もある。このような人事面の停滞を回避するため、教育課程と人事採用計画はともにバランスを取り合いながら調整を続けなければならない。

本学では、教員採用において、公募制による教員募集の実績は少ない。その理由は、公募制では、教育において特に重要と思われる、人柄や学生に対する責任感等、人物評価が十分に判断できないと考えているからである。しかしながら、近年の本学法学部の教員募集に見られるように、教員の獲得が難しい専門分野にあつては、広く人材を募らなければならない場合もあり、人物評価にも対応した公募制度の確立と運用を検討する必要がある。

教員の昇任については、昇任の手続き、昇任の要件ともに各学部資格審査委員会規程に定められており、この規程に基づき適切に運用されている。教員の昇任に際しては、規程に従い、研究業績、本学職務歴及び教育的実績が評価される。本学に対する教員の教育的貢献がますます求められる流れにあつて、教育的実績の評価がより重視される傾向にある。研究業績、本学職務歴については、規程において具体的な評価基準が定められている。しかしながら、教育的実績については、既に評価の対象とされている教育図書執筆等の研究業績に準ずるものの他は、具体的に評価基準を定めていない。その理由は、教育的実績を正當に評価できる基準を定めることは、研究実績のそれに比べて、はるかに困難なこと

あり、短絡的な基準による評価は教員の教育意欲を削ぐものになりかねないからである。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員の採用・昇進の方針は規程に明示されているが、その運用は教育課程とも関連し個々の問題を生じることもある。教養教育を例にすると、資料編【資料 2-4】「教養教育の組織的位置づけ」に明らかなように、多くの教学上の事項の最終判断は各学部教授会で行い、また各学部の諮問機関として「教学委員会」が機能している。また「教学委員会」は「全学共通のカリキュラムの配置・調整する事項」と「学部間兼任科目と兼任教員の配置・調整に関する事項」を教授会へ報告し、実施することが規程上可能である（【資料 2-4】）。このように委員会の実務機能を有効に活用して、「教学委員会」のもとで検討や運用に関する部会を設置するなど、既存の規程を今後更に有効活用することで、教育課程と教員処遇にわたる諸問題を解決するよう推進する。

教員の昇任に関しては、教育的実績が昇任において適切に機能するような評価基準のあり方について検討していく。

5-3 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。

《5-3 の視点》

- 5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。
- 5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA(Teaching Assistant)等が適切に活用されているか。
- 5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源（研究費等）が、適切に配分されているか。

(1) 5-3 の事実の説明（現状）

本学では集中講義等の例外的な講義を除いて、月曜から金曜までの5日間を講義日とし、I 限からV 限までの講義時間（1 授業時間は90 分）を設けている。データ編【表 5-3】「学部の専任教員の1 週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）」における各学部所属専任教員の1 週当たりの教育担当時間の抜粋は、つぎのとおりである。

表 5-3-1 各学部所属専任教員の担当授業時間数（1 週当たり）
商学部（42 人）

区分 \ 教員	教 授	准 教 授	講 師
最 高	8.5 授業時間	7.5 授業時間	5.5 授業時間
最 低	4.0 授業時間	5.0 授業時間	4.0 授業時間
平 均	5.4 授業時間	6.1 授業時間	4.8 授業時間

法学部 (20 人)

区分 \ 教員	教 授	准 教 授	講 師
最 高	7.0 授業時間	7.0 授業時間	5.5 授業時間
最 低	1.5 授業時間	6.0 授業時間	1.0 授業時間
平 均	4.7 授業時間	6.5 授業時間	4.3 授業時間

経済学部 (18 人)

区分 \ 教員	教 授	准 教 授	講 師
最 高	10.5 授業時間	5.5 授業時間	6.0 授業時間
最 低	1.0 授業時間	5.5 授業時間	3.0 授業時間
平 均	5.4 授業時間	5.5 授業時間	4.5 授業時間

講義時間数の最高値や最低値のうち、特に際だった数値が一部にはあるが、これは、データ編【表 5-3】「学部の専任教員の 1 週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）」の欄外に記述している理由によるものである。それらの教員を例外的な事例であると考えれば、本学の一般的な教員が担当している授業時間数の平均値は、多少のばらつきはあるものの 4.5 から 6.5 授業時間の間にある。なお、本学においては TA(Teaching Assistant)等の制度を活用してはいない。

本学では教員が行っている教育研究活動をより効果的にするための支援事業を複数行っている。まず、教育活動をより効果的にするための支援事業には次のようなものがある。

「社会総合研究所」「会計教育センター」及び「法学教育センター」においては、各種の資格取得支援事業を行っている。これらの資格取得支援事業は資格取得そのものが目的であるのではない。本学における資格取得支援事業の目的は、資格取得への関心を契機に学生の勉学意欲を高揚させ、本学での学習をより効果的にするところにある。

また、「地域再生支援センター」及び「情報教育センター」の取り組み、「社会総合研究所」等が実施している各種講演会、「ボランティア・プロフェッサー制度」及び「オープン・カンパニー制度」等の事業も同様の目的で行っている。これらの事業は、時事的なテーマや就職活動などの多様な側面において学生の関心をひくことによって、それを契機に学生ができるだけ広範囲の社会事象に関心をもち、積極的に学習に取り組むことができるよう導くことを大きな目的としている。

各教員はこれらの事業に参加しつつ、自らの研究上の関心に基づいてそれぞれの教育研究活動を行っている。本学はそのような教育研究活動を支援するために、各教員に対して、個人研究費（図書費、消耗品・ソフト購入費、学会調査旅費等）を配分するとともに、共同研究を助成するために、共同研究費を配分している。これらの研究費の詳細については、データ編【表 5-6】「専任教員に配分される研究費（前年度実績）」、同【表 5-7】「専任教員の研究旅費（前年度実績）」、同【表 5-8】「教員研究費内訳（過去 3 年間）」及び資料編【資料 5-7】「研究費に関する規程または資料等」の「2007 年度研究費・学会調査旅費等の取

扱いについて」に示されている。

くわえて、科学研究費補助金などの外部資金を獲得するための事業を開始し、教育研究活動をよりいっそう支援しようとしている。

(2) 5-3 の自己評価

教員の1週あたりの授業時間数は、一部の教員を除いて、ほぼ妥当であると考えられる。しかし、上述のように、本学においては正規の講義科目以外の時間帯で学生の学習支援を行うために、資格取得支援事業等を行っている。本学はそのことが、「社会事象を的確に捉え、分析し、解決する能力を備えた心豊かな人材の育成」という本学の教育理念の実現につながると考えている。

これらの正規の講義科目以外の教育支援活動等は近年ますます増加してきている。そのことは、上述のような理由で教員の教育研究に良い影響を与えることは確かである。しかし、それは同時に、1人の教員が講義内容を豊かにするための準備に充てる時間、講義方法や講義内容の改善を検討する時間、学生への対応（「オフィスアワー」等の学生の質問や相談に応じる事等）に充てる時間、および研究時間等の、教育研究活動の基礎となる活動時間を減少させることもまた事実である。そのような教育担当時間の増加傾向がこれ以上進展すれば、教員の教育研究活動の質の低下を招く恐れがある。

また、研究費に関しては、概ね妥当な金額が配分されていると考えられる。しかし、研究費の予算内における研究費の使用方法や金額割合の柔軟な変更等の、研究費の使用方法の多様性が認められるならば、教育研究活動をより効果的なものにできるかもしれない。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

当面は、正規の科目およびそれ以外の時間での業務負担を明確に把握し、それらが教育研究活動に対して過度の負担にならないよう検討する必要がある。それらの検討には、例えば、役職者や一定の委員会の所属者に対する講義科目数の軽減措置を定めた規程の整備等が含まれよう。そのような負担軽減措置の計画及び実行については、「全学教職員集会」（本学の全教職員による集会）や「岡山商科大学教職員組合」（本学の教職員から構成される組織）等の意見交換の場において活発な議論を行うなど、幅広い観点から検討できるよう配慮する予定である。

また、上述のように、柔軟で弾力的な研究費の使用方法の適否について、学内の議論をよりいっそう深めていくことも検討する。

本学はそのような改善を行うことによって、本学の教育理念の実現にむけた教員の教育研究活動がより効果的なものとなると考えている。

5-4 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

《5-4 の視点》

5-4-① 教育研究活動の向上のために、FD等の取組みが適切になされているか。

5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運

用されているか。

(1) 5-4 の事実の説明（現状）

本学においては、教育研究活動を活性化させるための取り組みをいくつか行っている。例えば、「授業評価アンケート」を毎年決まった時期に実施している。このアンケートは、教員がアンケート結果を参考にして自己の教育方法を改善することを目的として行われている。さらに、講義概要（シラバス）を Web サイト上で公開し、講義内容の改善に結びつく意見を常に求めている。

これらの個々人の改善努力にむけた取り組みと同時に、大学全体規模での取り組みも行われている。例えば、毎年、前期と後期にそれぞれ最低 1 回行われる「全学教職員集会」においては、本学が目指す教育研究の全体的方向性が示され、そのことについて教職員が意見を述べる機会が与えられる等、本学の全教職員が共通の目的意識を共有できる機会が提供されている。この「全学教職員集会」は、各教職員が全体的方向性を参照しつつ、自らの教育活動等を改善する機会を提供することによって、本学における教育研究活動の向上を支えている。

また、「岡山商科大学学会会則」に基づき「岡山商科大学学会」が組織され、教員の教育研究活動を活性化するための支援事業が行われている。「岡山商科大学学会」は学内紀要である『岡山商大論叢』（年 3 回発行）および『岡山商科大学 法学論叢』（年 1 回発行）を発行している。くわえて、「岡山商科大学学会」は「商学研究会」「法律研究会」「経済学研究会」という 3 つの学内研究会に対して、毎年、補助金を支給している。

これらの教員が研究成果を公表する場所の提供に加えて、本学では教員の研究成果に関する評価を資格審査の選考基準に含める等、教員の教育研究活動を活性化させるための評価体制を整備し、運用している。なお、資格審査の選考基準の詳細については、資料編【資料 5-2】「教員資格審査に関する規程または資料」の「岡山商科大学商学部教員資格審査委員会規程」「岡山商科大学法学部教員資格審査委員会規程」及び「岡山商科大学経済学部教員資格審査委員会規程」に示されている。

最後に、「岡山商科大学学則」の規程に従い「岡山商科大学附属図書館」が設置され、「岡山商科大学附属図書館規程」に基づいて適切に運用されている。「岡山商科大学附属図書館」はその図書館機能によって、本学学生の学習活動及び本学教員の教育研究活動を支援している。

(2) 5-4 の自己評価

本学の教育研究活動の向上に向けた取り組みは、概ね妥当であると考ええる。しかし、今後解決すべきいくつかの問題点も存在する。例えば、「授業評価アンケート」結果の活用方法である。現在、「授業評価アンケート」の結果は点数化されたものが一覧表にまとめられて、各教員に配布されている。このように、アンケートの実施はシステム化されて毎年きちんと行われ、そのアンケート結果を活用できる体制を整備してきたが、十分に活用できてはいない。

また、教育活動の効果の最適化に適した受講人数を検討していく必要もある。「多人数クラス」や「超少人数クラス」に関する事柄（何人を超えれば、あるいは何人以下であれ

ば、教育の効果が期待できないか等）は、まだ学内の共通合意が明確ではない。これを明確にしていく必要がある。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

教育研究活動を活性化するための今後の取り組みとしては、次のような体系的FD(Faculty Development)を展開していく計画である。

- ① 本学には従来から学長の講話などを聴く「全学教職員集会」という集会をもっていた。これを「全学的FD」とする。ここでは、建学の精神や教育理念を確認し、今後の方針や将来ビジョンを共有する場とする。
- ② 学生による「授業評価アンケート」も「自己点検・評価委員会」の提案で過去数年実施してきた。これについては、集計結果や記入事項の活用の仕方については懸案事項であったが、平成18(2006)年度に、アンケート集計結果から「学生の満足度」を指標に高得点授業を各学部から選んでもらって、「学内GP(Good Practice)」として、「全学教職員集会」で担当者から発表してもらった。これも「全学的FD」のもう一つの柱として定着させていきたい。
- ③ 本学には、「商学研究会」「法律研究会」「経済学研究会」といった自主的な研究会がある。それぞれの学問の専門分野の研究会というより、商学部、法学部、経済学部のメンバーから構成される研究会といった色彩が強い。教育方法に関する発表も多い。これを「自主的FD」と名付けて体系のなかに位置づけたい。
- ④ そのほか、平成18(2006)年度から年度初めに「新任教員研修会」も実施している。そこでの最初の研修事項は、本学の建学の精神と教育理念である。

以上のような取り組みと並行して、教育研究活動の活性化に適したよりよい評価体制のあり方を模索していくことも必要である。本学はそのような改善が教育研究活動を活性化させると同時に、本学の教育理念の実現を更に促進することにつながると考えている。

【基準5の自己評価】

大学設置基準上の必要教員数を満たしているだけでなく、各学科で少人数教育が実現できる専任教員数が確保されており、教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されていると評価できる。しかし、各学部学科間の専任教員1人当たりの在学生数については7～33人とばらつきも見られ、また、専任教員の職位及び年齢構成については、高い年齢層の割合が多い傾向にある。教員の採用・昇任については採用・昇任の基本方針とそれに基づいた規程が定められている。更に、採用・昇任に際しての教員資格審査は、各学部「資格審査委員会」により適正に機能している。しかし、実際の規程運用において、教育課程との調整を必要とすることも多い。そこで、教授会や各種委員会の機能を更に確認し、下位部会で検討等の有効な方策を実施することにより、教育課程と教員人事の両面にバランスのとれた方法を推進することにする。また、教員の昇任に際して、教育的実績を評価する具体的基準が定められておらず、検討を要する。

教員の1週あたりの授業時間数は概ね妥当であり、教員の教育研究を支援し活性化させるための取り組み（研究費の支給額など）も概ね妥当であると考えられる。しかし、近年、教

育研究活動の活性化を推進するために、正規の講義科目以外の時間帯において教員の負担が増加してきているのも事実である。

そのような教育担当時間の増加が更に進めば、各教員が教育研究に充てうる時間が減少することになり、教育研究の質の低下をもたらす恐れがある。それゆえ、教育担当時間と教育研究のバランスに十分配慮しなければならない。

〔基準5の改善・向上方策（将来計画）〕

学部ごとの担当受講者数の平準化や少人数教育の徹底を目指し、大学全体で教育効果が最適化されるように教育課程及び人事面の両面にわたる整備を行うことにする。

教員の人事については、カリキュラム編成と密接に関係している。各学部の教学に関する検討は「教学委員会」に諮問され、最終的に各学部教授会が決定を行うことになっている。このため、「教学委員会」では全学部にまたがる事項も検討される。これらの決定が教員人事に影響を及ぼすことも大きいため、「教学委員会」への諮問及び各学部教授会で決定する過程を明確にし、必要に応じて「教学委員会」に専門部会等を設置するなどして全学にまたがる人事面と教学面のバランスを、有機的に図るよう機能させることを徹底する。

これまでの運用方針を更に明確化し、より効果ある組織運用を行うことにより、教学上に生じる人事配置に関する諸課題の解決を図っていく。また、教員の昇任については、教育的実績が適切に機能するような評価基準のあり方について検討する。

本学の教育研究活動及びそれに対する支援は概ね妥当であるが、まだ改善の余地は残っており、今後は教育研究活動をより効果的にするための検討を行っていく予定である。具体的な例では、正規の講義科目とそれ以外の業務負担とを明確に把握し、教員が1週当たりに負う業務負担の適正量を検討し、過度の業務負担が教育研究活動の活性化を阻害することのないように努めていく。

このような改善策の実行が本学の教育課程の適切な運営につながり、教育研究活動を活発化させるとともに、本学の教育理念の実現を更に推進することにつながると思う。

基準 6. 職員

6-1 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

《6-1 の視点》

- 6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。
- 6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。
- 6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

(1) 6-1 の事実の説明（現状）

ア. 職員組織の編制

職員の組織編制については「岡山商科大学組織規程」により、「事務局」の中に「総務企画課」「総務係」「企画広報係」「施設係」「会計課」「教学部」の中に「教務課」「教務係」「大学院係」「学生課」「学生係」「留学生係」「厚生係」「就職部就職課」「入試部入試課」の6課並びに「社会総合研究所事務課」「産学官連携センター」兼務）及び「附属図書館図書課」が組織されている。

「事務局長」は「大学の運営方針及び学長の命の下に、事務職員を指揮監督するとともに、事務全般を総括する」（組織規程）こととしている。職員の職制は「事務局長」「次長」「参与」「課長」「参事」「課長補佐」「係長」「主任」「事務職員」および「嘱託」の10種である。平成19年(2007)5月1日現在の職員数は次の図6-1「事務組織体系及び事務職員配置」のとおりである。

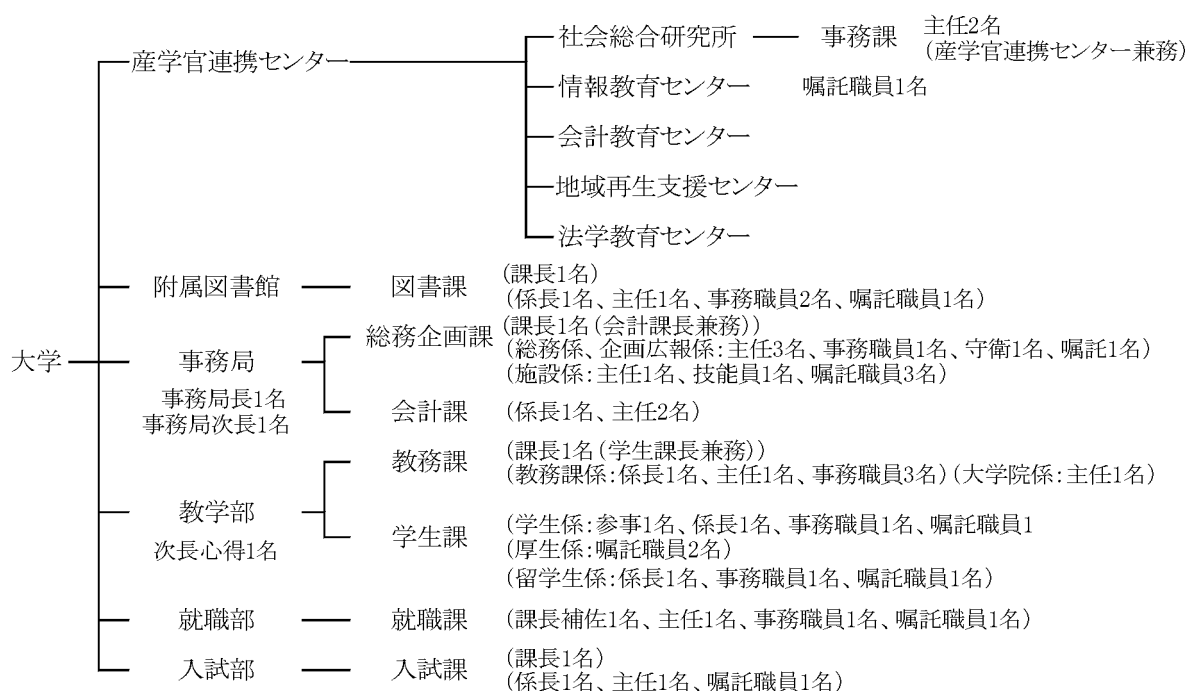


図 6-1 事務組織体系及び事務職員配置（2007 年 5 月 1 日現在）

イ．採用、昇任及び異動

職員の採用は、「理事会」、「大学」の間で必要に応じ、任用計画の調整を行っており、採用は「就業規則」に基づき、原則公募及び試験で行っている。昇進については、「主任」までは経験年数を基準として行っているが、「係長」以上は年功序列を排し、勤務成績、業績等能力主義により厳しく審査している。

異動については、3～5年をめどに行うこととし、多くの経験を積むように配慮するとともに適材適所の配置に努めている。職員の採用等については明文化された規程は定めていない。

少子化時代に向けて、大学の機能や社会的役割も少しずつ変化してきており、大学職員にも新たな職能やより専門的、高度な知識・能力が求められるようになってきている。採用・昇任・異動にあたっては、直属の所属長の意見等を参考にしながら、各部署の業務目標達成に必要な人材の確保・配置に努めている。

(2) 6-1 の自己評価

職員は在学生に対する生活・履修指導、就職・進路支援等のサービス業務はもとより、学生募集、パブリシティ、産学官や地域との連携事業など幅広い業務をこなしていかなければならない。本学の職員配備については、この業務遂行のため、量・質共に配慮されて運営されている。

その組織は十分にシステム化され、異動や昇進についての運用も適切に実施されてきた。各部署はこれまで業務の標準化、事務の省力化、合理化、効率化を進めながら、研修による職員のスキルアップ、適材適所の徹底などを図り、大学の管理運営に努めてきた。おおむね、目的どおり順調に推移してきたと考えられる。

以上から、職員組織は適切に編成されていると言えるが、不測の離職者などにより、一部に業務の集中化などが生じる場合がある。そうした場合は嘱託職員の採用及び正規職員の採用計画を行い、迅速に対応を行っている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の事務組織は、部課制によりシステム化され、分業化されて機能してきた。一方、学生サービスの多様化、複合化などにより、この縦割り組織の弊害も所どころで見受けられるようになってきた。このため定期的な「課長会議」などによって、これらの弊害を生じないように配慮されているものの、今後さらに横の連携を緊密にするため、事務内容により部署を越えて検討することができる組織作りを行っていく。

また、同じ法人に属する「法人事務局」「専門学校」「附属高等学校」の事務組織とは現在別々に運用されており、その交流もわずかである。しかし同一法人内にあって、解決すべき課題や目標にも共通な内容も多い。今後は、法人内の人事交流の活発化をさらに進めることで事務組織の円滑な運用に役立てるようにしていく。

大学事務の「質」の向上のために、時期に合わせた専門的研修の実施や外部からの人材登用・活用により組織の活性化をさらに促進し、部署間の交流をさらに活発化させることなどを進める。

事務組織に求められる要望事項は、より多種複雑化し、スピーディな処理や解決が求め

られている。本学の事務組織も、これらの急速な変化に即応できるよう、今後ともに人事・組織体制の改善や柔軟な運用を継続する。

6-2 職員の資質向上のための取組みがなされていること。

《6-2 の視点》

6-2-① 職員の資質向上のための研修（SD 等）の取組みが適切になされているか。

(1) 6-2 の事実の説明（現状）

職員の資質向上についてはその基本原則は OJT (On the Job Training) であり、仕事に応じた技能習得や改善を行っている。事務組織全体としては、毎年、学生の夏季休暇中の一日を職員研修日に割り当て、マナー研修、文書管理研修、現地視察研修などを実施している。これらのテーマには、タイムリー性も配慮し、大学事務にとって、今注目しなければならない内容を適切に理解・吸収できるように配慮している。また、「職員海外研修制度」が設けられており、留学生増加や大学の国際化に対し、職員の国際感覚を養成し、資質向上に努めている。

その他、平成 18(2006)年 4 月より事務部門全部署において毎朝の朝礼を実施している。輪番制でその日の学校行事の伝達や新聞記事についてのコメントをはじめ、何でも各自が仕事、趣味、世相などを自由に語ることにしており、職場でのコミュニケーションの活発化や表現力や感性の涵養に役立てるよう努めている。

また、年数回、全学教職員集会を開催し、その時々大学の諸課題等について、学長をはじめ、主要役職を務める教職員が講話を行っている。事務職員と教員が大学の当面の課題についての共通認識を持つ良い機会となっている。

日本私立大学協会が主催する各種の分野別研修会等へも積極的な参加を部署単位で促しており、OJT による個人を中心とした資質向上に加え、学内外の先進的な状況の習得や部署としての組織的な対応などにも配慮をしている。

(2) 6-2 の自己評価

このように本学では職員の資質向上については、さまざまな機会をとらえて、実施されてきた。このため、開催頻度、内容ともに大学を運営する職員養成のために適切な実施と考えられる。しかし、地方都市の中小規模の大学を取り巻く現在の厳しい環境を考えるならば、これら職員の資質向上のための取組みの現状は、決して十分であるとはいえない。

全学部署共通の諸問題の啓もうのためには、研修などは効果的だが、各部署個別の問題や将来展望については、担当者や担当部署の独自の発想や問題意識の把握が重要になる場合も多い。職員や部署の能力をさらに活用するためには、トップダウンとボトムアップがバランスのとれた職場として機能するよう、さらに努力を続ける。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

個々の研修の実施や OJT の努力が実り、個々の部署でも少しずつ独創的あるいは現状に
適応した対策が提案され、処理されるようになってきた。現在実施されている「課長会議」
や朝の朝礼などで部署内の意思疎通や職員個人同士の意思統一が図られている。

今後これらの動きをさらに活発化し、部署相互が横のつながりをさらに緊密化し、学内
事務の活性化に繋げていくために、職員資質のさらなる向上及び研修会の充実、そして部
署間の緊密な連携強化のための方策などについて検討を深め、より体系的な取り組みを行
う。

6-3 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

《6-3 の視点》

6-3-① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

(1) 6-3 の事実の説明（現状）

学内における教育支援のための組織としては、平成 18(2006)年度から「教学部体制」を
確立した。これは学生指導における教務機能と補導機能を縦割りの組織で処理するのでは
なく、学生 1 人に対して教務と学生指導・サービスが一体化して事務処理にあたることを
念頭においたものである。事実、受付窓口もそれまで、教務課窓口と学生課窓口がバラバ
ラであったが、この改善により 1 号館ピロティに統合化され、学生の総合相談窓口として
機能している。教職員組織も、この改変にともない「学生委員会」「教務委員会」が統合さ
れ、「教学委員会」が発足し、教務面と学生指導・サービスの両面が検討されることとなっ
た。事務部署では「教務課」と「学生課」も「教学部長」「同次長」の指揮命令のもとに学
生の指導体制を強化した。

学内の研究支援体制は、研究の基盤となる図書館機能と「産学官連携センター」が挙げ
られる。このセンターは、学外との連携を目的とした社会総合研究所と各種センター（「情
報教育センター」「会計教育センター」「地域再生支援センター」「法学教育センター」）を
統括する、社会科学の分野を中心とした社会的要請等に対応するためのセンターである。
平成 19(2007)年 4 月に発足した当センターでは、共同・受託研究など外部資金による研究
活動を推進するため、必要となる外部資金受入のための諸規程の整備を行っている。

その他、研究支援として研究費助成などが挙げられるが、研究者個々への学内研究費の
割り当てに加え、最近ではさらに外部資金の積極的獲得を意図して、科学研究費補助金な
どの申請奨励を積極的に行っている。

「附属図書館」では教育・研究の必要となる最新の図書、和洋雑誌、情報検索データベ
ースの購入を行う他、資格・就職関係の資料を取り揃えるなど、事業計画に基づき購入を
行っている。また、「社会総合研究所」では国や地方の調査機関による刊行物、各種経済指
標資料、統計資料等を収集して閲覧に供し、教育研究活動を支援している。それらの資料
は蔵書検索システムに登録され検索可能であるが、古いものは未登録となっている。

これら関連組織の運営に関しては、事務職員もその審議に深く関わっており、評議会、
教授会、各委員会、学部長会議などに「事務局長」「事務局次長」ほか事務職員が構成メン

バーやオブザーバーとして参加している。

このように、本学では大学運営は教員と職員がそれぞれ両輪のごとく運営に直接携わっており、高校訪問、入試などの入口から教育研究運営、そして就職・進学などの出口まで、教員と職員が同時に同じ視点で運営に携わっている。

(2) 6-3 の自己評価

今後、本学では学力や志望動機、学習意欲などがさまざまな状況にある学生が増大することが予想される。これらは少子化による入学者の多様化や個性を重視した「ゆとり教育」の影響の他、国際化にともなうアジア圏を中心とした留学生の増加など、さまざまな要因が考えられる。

これらの状況に際して、本学では建学の精神「謙虚な情熱と不屈のファイトをもつ人物の養成」を実現すべく、「入れて育てる」教育実践をめざしている。この観点に立脚し、多様な入学者に対し、教育カリキュラムの拡充および関連する事務の複雑化、多重化への対応が求められ、教育および研究に対する支援事務はますます増大することが予想される。

また、事務職員の退職不補充という事務職員の「量」減少の中で、学生サービスをはじめ諸々の機能の低下や「質」の低下を招かないように、研修、OJT などさまざまな手段により、職員一丸となって効率化に取り組んでいる。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

職員の増員は、受験者数・入学者数の減少傾向のもと、大変困難な状況である。そこでより一層の事務合理化を進め、効率の良い大学事務を進めなければならない。また、教育および研究の両面でその要望やニーズはさまざまな面で多様化し、専門化することになる。

これらを支援し大学の発展を考える場合、これまで実施してきた単なる事務合理化としての情報化対策から、学内の複数部署が情報を共有し、1人ひとりの学生や部署活動、そして教員研究者の多様・多重な要望に対応できることを目的とした情報システム化を推進する計画である。これらは、教学部における「学習支援システム」や「附属図書館」における「図書閲覧・検索システム」、大学Webサイトの「総務企画課」管理など、現時点では各部署単位での専権事項であるが、今後はすでに設置されている「学内ネットワークシステム委員会」や「部・課長会議」など教員・職員が合同による協議により、学内に面的に広がりを持ったシステム化を進めることになる。

また、事務職において、目的を明確化したメリハリのある人員配置や適切な欠員補充が、これら新たな大学事務への要望に対応するためには不可欠であり、企画戦略部門を中心として、より効率を重視した、新しい対応・人事考課を進めていく。今後、定年退職者の見込み、職員の年齢階層のバラつきなども配慮しながら、新規卒者及び経験者を対象に採用計画に基づく人員確保を行う。

〔基準6の自己評価〕

現在、厳しい財政事情の中で、事務処理の省力化等をすすめながら、業務改善やシステム化に取り組んでいる。現在の業務遂行に必要な職員数はおおむね確保され、適切に配置

されている。今後は、個々の能力開発とともに、部署間を横断化した業務連携や事務の合理化を推進する。

職員の資質向上対策はすでに様々な機会を捉えて実施しているが、さらに取り組みを強化して「質」的な向上を進める必要がある。教育研究支援のための体制は整備され、社会（学外）との連携もセンター組織改革によりさらに前進した。今後も職員は学生および教員の支援活動を積極的に展開する。

〔基準 6 の改善・向上方策（将来計画）〕

学生数確保を迫られる今日、多様な層の学生を個性的に伸ばす工夫が大学に求められている。従来までの学生・教員に対するサービスの充実のみならず、多様な学生層とともに今後は、地域とさらに連携し外部から資金調達が可能な大学としての役割が強く求められている。

そこで、学生募集、パブリシティ、産学官や地域連携事業などさまざまな場面で、さらに多面的な取り組みが求められている。今後本学の事務組織は、これまで経験したことのない多様な対象者からの多様な要望に対応しなければならない。

このため、各部署ならびに大学として、日常の情報収集や OJT の充実を部署別に強化するとともに、職員個々の能力向上に努める。また、大学組織として、組織的・体系的な研修の実施などに取り組み、21 世紀にふさわしい大学人、事務職員の養成を推進していく。

基準 7. 管理運営

7-1 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

《7-1 の視点》

- 7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。
- 7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

(1) 7-1 の事実の説明（現状）

法人全体の管理運営は、「学校法人吉備学園寄附行為」に基づき行われている。平成 16 年(2004)度私立学校法改正に合わせて理事定数を改定した。本法人役員の現況は、理事 8 名、監事 2 名であり、議決機関として「理事会」がある。また、諮問機関として「評議員会」(現員 16 名)を設けている。

監事は、財産の状況に限らず業務報告により法人全体の業務を監査する。「理事会」は、寄付行為に規定する議案の議決を行う定例会と、随時、臨時会を開催している。「評議員会」は、理事会から諮問を受けた事項について協議する。

「学校法人吉備学園寄附行為」(昭和 25(1950)年 12 月 27 日制定)第 3 章において、その第 6 条から第 22 条にわたり、役員の定数、任期、資格要件、解任、退任等について定めており、理事定数は 5 名以上 10 名以内とされている。寄付行為第 8 条において、理事のうち 1 名は「この学園の創設者又はその縁故者のうちから理事会においてこれを選任する」とされている。この他、第 11 条において資格を規定しており、その内容は以下のとおりである。

- (1) この法人の設置する学校の長の中から互選で定められた者 1 名以上 3 名以内
- (2) 法人設立前の学校、旧法人の設置した学校並びにこの法人の設置する学校の卒業生であって、この法人の評議員の職に在る者の中から 1 名又は 2 名につき評議員会が推薦した者
- (3) この法人の設置する学校の奨学会又は後援会の役員若しくは役員であった者で、評議員の職に在る者の中から 1 名又は 2 名につき評議員会が推薦した者
- (4) この法人に関係ある学識経験者で前 3 号及び第 8 条の理事が過半数をもって選任した者 1 名又は 2 名以内

監事定数は 2 名であり、監事は、「この法人の理事、職員〔学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。〕又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と定められている。

評議員の定数は 11 名以上 21 名以内とされており、第 18 条で以下のとおり選任区分が定められている。

- (1) この法人の職員(この法人の設置する学校の教員その他の職員を含む。)のうちから 4 名以上 6 名以内
- (2) 法人設立前の学校旧法人の設置した学校及びこの法人が設置する学校を卒業又は在学した者で年齢 25 歳以上の者のうちから 5 名以上 10 名以内
- (3) 旧法人の設置した学校及びこの法人の設置する学校の奨学会又は後援会の役員若しくは役員であった者のうちから 1 名以上 2 名以内
- (4) 旧法人及びこの法人に関係ある学識経験者のうちから 1 名以上 3 名以内

(2) 7-1 の自己評価

法人が設置する岡山商科大学、専門学校、附属高等学校及び法人事務局についてはそれぞれ管理運営に関する基本的事項を定めた学則ほかの諸規程が整備され、この諸規程のもと、適切な管理運営が行われている。また、役員等の選考や採用に関しても、「学校法人吉備学園寄附行為」などで明確に示されている。

本学を取り巻く諸環境は、急速にかつ大きく変化しつつある。このような状況の下、これらの変化に対応するためには、設置者の管理運営体制の改善と経営透明性の確保が重要である。

(3) 7-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学が掲げる教育理念の実現のためには、(1) 特色ある教育・研究をさらに推進すること、(2) 自立的かつ機動的な経営を堅持し続けること、そして(3) 大学のステークホルダー（利害関係者）に対する情報開示と説明責任を貫徹することなどを基本的な骨子とするUSR(University Social Responsibility)の確立をめざしている。これらの運用は「学校法人吉備学園寄附行為」を基本として諸規程に明文化されており、今後もこれら諸規程の運用細則については、時代変化を注視しつつ改善を継続する。

7-2 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

《7-2 の視点》

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

(1) 7-2 の事実の説明（現状）

「学長」は教学部門の最高責任者であると同時に、理事会など法人部門の構成員でもある。本学では、学長は学校法人の理事長も兼務している。そこで、学校法人吉備学園理事長としての学長は理事会の意見を統合し、法人の経営を統括している。また、学長は、教学をはじめとする大学の管理運営の最高責任者として大学を統括している。

大学には「評議会」が設置されている。評議会は最高議決機関として位置づけられており、学長、副学長、各学部長、附属機関の長やその他必要と認められる教職員で構成され

ている。評議会の主な任務は、大学の機構に関する事項や事業計画案及び予算案のほか、大学の運営に関する重要事項の審議を行っている。また、各学部には「教授会」が置かれ、主として教育・研究に係わる各般の重要事項の審議を行っている。

学長、副学長、各学部長、事務局長等からなる「将来構想検討委員会」（旧学部長等連絡会議）を定期的（おおむね毎週）に開催し、各学部「教授会」での教学面に関する意見や理事会・評議員会等での経営管理面の意見などを大学の主要役職者が共有するように努めている。

教学部門と管理部門は、両者の利害が相反することや、相違することもしばしば発生するが、それぞれの会議での各々の立場から、活発な意見を交換することにより、内部調整や連携の強化に努めており、これまでの運営は円滑に推移してきている。

（2） 7-2 の自己評価

本学の前身は短期大学・単科大学であり、その発展形として現在の体制が構築され、整備されてきた。そのため現行の大学制度でも、「学長」が「理事長」を兼ねており、教学面と経営面の判断や決断が比較的容易に行われる利点を有している。また、この決定に至るまでには「将来構想検討委員会」など主要役職者が構成員となる会議を経ることにより、諸課題の細部にわたる調整などが図られ、「評議会」において各学部や部署間等の最終的な調整が行われて最終決定がなされ、各関係部署に伝えられている。このような流れによりおおむね円滑な大学組織の運営がなされており、当面する課題については管理部門と教学部門は適切に連携されている。

（3） 7-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の組織は、十分に組織化されているが、大学を取り巻く環境や状況の激変にともない、民主的な制度ゆえの多様な意見の調整などの複雑性・困難性や決定までに至る迅速性の欠如などの組織的な弱点もいくつか見られるようになっている。

また、教学面と経営面の利害が相違する場面もしばしば見受けられ、大学組織の長として教学面の「学長」と経営面の「理事長」の兼務が困難な場面もいくつか見受けられる。このように、教学面と経営面の独立性かつ連動性を維持し、バランスのとれた検討や決定を実施するためには、今後管理体制の分散化や協同化をさらに進める必要もある。また、特定の役割に負荷が集中することを避けるため、「学長」を補佐する体制を整えなければならない。

このため、「学長」のもとに「副学長」をおき、この判断を補佐する体制をすでに設け、この制度は「副学長」を2名に増員する合議体制へと拡充し進展してきた。また、教学面と大学事務の連携については、「学長」と「事務局長」が相互に補佐する体制が整っており、教学面と管理面の連携や協調を強化してきた。これらは学内の経営、教育そして事務の観点が合議的協調する体制として運営されている。今後も、組織の明確なガバナンス制度を確立することをめざして、これら学内体制の整備・拡充を継続することにする。

7-3 自己点検・評価等の結果が運営に反映されていること。

《7-3 の視点》

- 7-3-① 教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために、自己点検・評価活動等の取組みがなされているか。
- 7-3-② 自己点検・評価活動等の結果が学内外に公表され、かつ大学の運営に反映されているか。

(1) 7-3 の事実の説明（現状）

大学の自己点検・評価活動の取組みについては、まず、学則第2条に次のように規定している。

「本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条(大学設置目的)の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うため、本学に自己点検・評価委員会を置く。

3 自己点検・評価委員会に関する規程は、別に定める。」

これを受けて、平成 5(1993)年 6 月に「自己点検・評価委員会規程」を設けた。

自己点検の評価項目は、教育の理念および目標からはじまり、自己評価体制までの 14 区分、104 項目としている。これに基づき、「学長」を委員長とする「自己点検・評価運営委員会」並びに「同実施委員会」を設置した。なお、この 2 委員会は平成 14 (2002) 年度に「自己点検・評価委員会」に統合され現在も継続されている。

本学では、この委員会組織に先立ち、平成 4(1992)年 9 月に「岡山商科大学の教学の現状」(岡山商科大学自己評価報告書Ⅰ)を作成しているが、この報告書の改定作業を自己点検・評価として位置づけ、平成 6 (1994) 年 6 月に「岡山商科大学自己評価報告書Ⅱ(岡山商科大学の教学の現状と自己評価実施状況)」として取りまとめた。引き続き、平成 8(1996)年 9 月(報告書Ⅲ)、平成 11(1999)年 3 月(報告書Ⅳ)と現状把握に努めた。平成 15 (2003)年 3 月には、「岡山商科大学教学の現状と課題」として、それまでの現状把握に加えて、各学部・学科の教育体系、進路・就職状況、保護者アンケートによる大学の諸問題など、一部課題と将来の改善・改革に向けた方向などについても検討を加えた。また、平成 16 (2004) 年度には、ワーキンググループにより、勉学環境から入試広報まで 7 つの項目について、現状の見直しと短期的改善策及び長期的改善策について検討を行っている。

一方、元の「自己点検・評価実施委員会」(現在は「自己点検・評価委員会」が担当)において実施されてきた、授業アンケート他の「学生満足度調査」や教学体系の見直しなど不断の点検・見直しを行っており、平成 18(2006)年には教職員等に対して、各学部の代表者による授業の進め方についての実践発表会も行っている。

これらの報告書に係る内容の咀嚼と改善の取り組みは、それぞれの部署、委員会、また個人自らの取り組みに委ねられている。また、理事会・評議員会等に配布し、本学の課題と改善の取り組みへの理解を求めている。

(2) 7-3 の自己評価

各種委員会による検討や実践発表会などによる不断の努力の積み重ねや平成 18（2006）年度に開設（正式には平成 19（2007）年 4 月 1 日規程を制定し本格発足）した学長、副学長、学部長などで構成する「将来構想検討委員会」においても、将来へ向けての学部再編の協議のほか、入試制度から教学体制全般にわたる改善・改革について広範囲に議論を行っている。

これらのうち、短期的に取り組める内容を中心にして、「評議会」、「教授会」に諮り、実践しており、真摯な取り組みを行い、いずれも教育研究活動の改善及び水準の向上に一定の役割を果たしている。最近では、主な内容が授業評価を中心に行っており、さらに幅広い点検・評価を今後も定期的に継続しなければならない。

(3) 7-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、学内組織での自己点検評価や学生の満足度調査、学外からの本学への評価・認識度調査などに取り組み、恒常的に課題の把握とその改善策の実施に取り組む。また大学を取り巻く状況はますます急激に変化している。このため、これら諸課題の明示、検討、解決はさらにスピーディに実施されなければならない、取り扱う内容も多数の部署の連携を欠かすことのできないように複雑化している。このため中長期にわたる課題については関連する諸委員会へ諮問し順次検討を重ねるなど、状況を踏まえ適切に対処しなければならない。

【基準 7 の自己評価】

管理運営のための頂点の組織である「理事会」をはじめとする組織体制やそれらの運営を担保するための諸規定は明示されている。また、「学長」は大学の管理運営の責任者として大学「評議会」ならびに「学部長等連絡会議（現在は将来構想検討委員会）」の議長も兼ねている。

関係教職員とともに管理運営及び教学にかかる喫緊の諸問題から長期的課題にいたるまでその把握と改善方向について共通認識を持ち、組織としての意思統一に努めている。自己点検・評価活動についても、真摯に取り組んでいる。

【基準 7 の改善・向上方策（将来計画）】

今後も、「将来構想検討委員会」での議論を基調として、学内組織の連携体制の確立を図り、本学の抱える直近課題並びに将来課題への対応について、全学的な取り組みを継続していくことにしている。

特に、平成 20（2008）年度は現在の 3 学部体制（新カリキュラム）の完成年度を迎えており、少子化時代における、地方でありかつ小規模大学の果たすべき役割、また特に、本学が岡山県内唯一の私立社会科学系総合大学であることなどの位置づけや役割、建学の精神の再確認や普及啓蒙など、原点に立ち帰って検討してゆきたい。さらに「産学官連携センター」（「基準項目 10-2」参照）「孔子学院」（「特記事項 4 国際交流」参照）等の新たな取り組みも含めて、その位置づけと役割強化の検討を深める。そして、これらの成果は、

教職員ほか学生に広く公示する仕組みをさらに拡充・推進し、大学を構成する者すべての共通認識の醸成に資するよう、今後共にその意義・目的、対象範囲、内容に関する吟味を続けていく。

基準 8. 財務

8-1 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

《8-1 の視点》

8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

8-1-② 適切に会計処理がなされているか。

8-1-③ 会計監査等が適正におこなわれているか。

(1) 8-1 の事実の説明（現状）

本学はこれまで、18～22 歳を中心とした学部学生によりその多くが構成されているために、18 歳人口の減少傾向をはじめとする志願者や入学者減少の影響を大きく受けている。このことから帰属収入の中で最も大きな割合を占める学生等の「納付金」収入が減少している。

また、留学生、奨学生が増加により、実収入はさらに減少傾向にある。しかし、これらの傾向に見合う直接的な経費削減には至っておらず、また、経費削減を実施することは、大学本来の教育研究に少なからず影響を及ぼすことになる。一方で、帰属収入の減少を抑えるために科研費をはじめとする補助金や外部連携による外部資金調達の確保に努めているが、これまでの採択は極めて少なかったのが実状である。

本学の平成 18(2006)年度決算（資料編【資料 8-4】「予算書、決算書、監査報告書、財産目録等（最新）」参照）における資金収入の主なものは、授業料等の学生生徒等納付金収入 17 億 9,400 万円、手数料・寄付金収入 3,800 万円、国からの補助金収入 1 億 4,400 万円などとなっており、平成 18 年度の資金収入の合計は 21 億 1,400 万円となった。

支出の部では、人件費支出 13 億 2,200 万円、教育研究経費支出 3 億 3,500 万円、管理経費支出 1 億 2,500 万円、設備関係支出 3,400 万円等となっており資金支出の合計 19 億 500 万円となっている。単年度ではあるが、教育目的達成のための収入支出のバランスは比較的良好である。

平成 18 年度消費収支決算額の消費収入の部は、帰属収入合計が 21 億 1,400 万円となり、帰属収入から基本金組入額 900 万円を控除して算出した消費収入の部の合計は 21 億 500 万円となった。消費支出の部合計は 19 億 3,200 万円となり、差し引きすると 1 億 7,300 万円の消費収入超過になった。

予算執行の手順概略をまとめるならば、まず、その責任者である「事務局長」が、各担当部署からの要求書をもとに「予算編成会議」で「会計課長」「総務企画課長」とともに調整を行う。この各課の要求書は当該部署から年間の業務計画とその予算計画により策定される。その後、「学長」とともに折衝を行った後、予算原案を作成し、「理事会」で決定される。本学は、学校会計基準による予算と、経費を中心とした事業計画別予算の 2 種類の予算を編成している。

予算成立後は、各部署の責任者に事業計画別の予算決定額を通知し、予算管理と執行を

各部門の責任者に任せている。予算執行に際しての予算の流用・増額は認めていないが、事業計画追加等、学内における起案書を提出して学長（理事長）承認を得たものに関しては、補正予算の対象として認めている。

会計年度終了後、2 か月以内に決算書案を作成し、公認会計士による監査と監事監査を受け、「決算理事会」で事業報告書と決算書案の承認を得て、財務情報公開用の資料を「法人事務局」で作成している。本学園では、①公認会計士と税理士による会計監査と②監事による監査を行っている。

①公認会計士と税理士による会計監査は年間を通じ行われ、学園全体で 420 時間の監査契約を結んでいる。概ね毎月、各部内別に契約内容、支払い状況等について、会計帳簿書類、振替伝票、領収書、預金通帳等により監査を受けている。②監事による監査は、監事 2 名（うち 1 名は税理士）による監査を行っている。決算が終了した後、理事長及び法人事務局の責任者、公認会計士による「監査報告会」を開催して、意見交換を行っている。

(2) 8-1 の自己評価

本学も地方の小規模大学として、少子高齢化の影響を受け、志願者、受験者、入学者ともに、暫時、低減傾向が続きつつある。平成 19(2007)年度の入学者については、若干ではあるが上昇したものの、予断を許されるものではない。引き続き、教育・研究、教学面の特色づくり、学生の満足度の維持向上等は当然のことながら、経費の効率的な配分と冗費の削減、費用対効果の測定など財務管理についても、絶え間ざる努力が求められている。

消費収支計算書から見た財務比率等についても、帰属収入の減少を受けて、それぞれ懸念すべき兆候等も散見されるところである。

平成 18(2006)年度の決算値から見た本学の数値と平成 17(2005)年度の他大学の平均値等を比較してみると

①まず、人件費比率、人件費依存率は平成 16(2004)～17 年度は中国地区平均値とほぼ均衡が取れていたものの、平成 18(2006)年度は 10 ポイント近く上昇している。永年勤続者の定年退職による退職金支出の増加という要因もあるものの、教職員の高年齢化と言う現実が如実に押し寄せている。教育は人とは言え、このまま看過できないと思われる。

②教育研究費比率については、現状の維持に努めているもののこれは、全国、中国の平均から見て 10 ポイント弱低くなっている。

③管理経費比率 6.7%、借入金利息比率 0.5%については、近年の本学の数値の推移、全国平均値等も含めておおむね良好である。

④帰属収支差額比率は急速に低下しつつあり、また、当然のことながら基本金組入率も低下しており、日本私立学校振興・共済事業団からの「私立大学等経常費補助金」以外の補助金や寄付金などいわゆる外部資金の獲得努力が強く求められている。

会計処理は平成 15（2003）年度から 2 つのシステムを導入している。1 つは、「総務企画課」を中心にして立案・執行される経費予算執行システムであり、予算要求、文書管理に基づくシステムである。このシステムは、学校会計基準に基づく会計システムとの併用により、適正な会計処理と予算管理を行っている。

予算執行、会計処理については、過去の会計処理に比べ、迅速性が向上し、また、各部署での予算管理を行うことで部署としての意識改革が高まる傾向にある。しかし、一方で

は、自部署を重視する姿勢が増して、個々の部署にとらわれすぎる意識や傾向も見受けられ始めた。

(3) 8-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、学校会計基準による予算管理と、経費を中心とした事業計画別の予算管理の 2 本立てにより、全体を把握すると同時に、各部署における事業計画に基づき各部署で予算執行を管理している。

2 つの会計方式を融合・併用することにより、用途に応じた柔軟な会計システムを堅持してゆく。また、部署別予算方式は、予算執行の効率化、即時対応に大きく寄与したが、自部署への依存体質に陥り易い。この事業計画に基づいた予算執行により、本来それぞれの部署としてやらなければならないこと、それに付随して発生する経費の額、そして、それに対する効果の把握をするという収入と支出のバランス感覚を持ち、これによりそれぞれの部署との連携が見えてくる目を養える効果があり、教職員それぞれが全体を見る目を養うことにより、重複した経費執行を抑え効率よく事業執行（予算管理）が行える。今現在は、それぞれとの連携を把握せず各々の予算執行だけの管理しかできていないところがある。このため「事務局」などが中心となって、各部署との連携や説明をより緊密に行い、各部署の予算執行が大学全体の収支バランスで成り立ち、そして運用されるべきとの意識づけを職員や教員に十分周知するように努める。

また、統括的に管理する視点と個別事業・業務の位置づけとのバランスを十分に取りながら、全体として学校会計の透明性をさらに高める。

8-2 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

《8-2 の視点》

8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

(1) 8-2 の事実の説明（現状）

情報公開法施行にともない平成 17 (2005) 年 4 月からの私立学校法も一部改正された。本学でも、公共性を有する法人（大学）として説明責任を果たし、関係者の理解と協力をより得られるようにしなければならず、この点から、本学の利害関係者から財務情報の閲覧請求があった場合は、拒むことの正当な理由がある場合を除き、閲覧が可能となるように定めている。

この閲覧に際しては、法人事務局が「学校法人吉備学園財務情報公開規程・細則」を作成し、情報関係書類として財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事による監査報告書などの諸書類を備え置いている。

大学はこれまでも、学生や保護者等に大学広報誌である「岡山商科大学学報」や本学「Web サイト」に収支計算書の概要を記載することにより、関係者へ財務情報を公開している。

(2) 8-2 の自己評価

公共性を有する法人としての説明責任を果たすため、法改正に伴い規程を整備するなど一定のレベルでの公開を実施しており、この定めおよび運用については適正に実施されていると考える。しかし、これまでの方式は、直接の閲覧や広報紙という、主として紙媒体での公表で対応してきた。様々な情報を公開し、保護者等関係者をはじめ一般の人々に理解と協力を得ていくためには、財務情報公開手段をさらに考慮しなければならない。

(3) 8-2 の改善・向上方策（将来計画）

様々な情報を公開し、保護者等関係者をはじめ一般の人々に理解と協力を得ていくためには、インターネットでの財務情報公開も検討していくことが課題であり、より積極的な情報公開に努める必要がある。

8-3 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

《8-3 の視点》

8-3-① 教育研究を充実させるために、外部資金の導入（寄附金、委託事業、収益事業、資産運用等）の努力がなされているか。

(1) 8-3 の事実の説明（現状）

寄付金収入は、在学生の保護者等で組織されている「岡山商科大学後援会」からの寄付金を中心である。その他には、在学生が卒業する場合の寄付金もあるが、入学者や卒業時を除く在校生・関係者からの募金活動は現在、行っていない。このため会計上、寄付金収入の帰属収入に占める割合はわずかな割合となっている。

事業収入としては、補助活動収入が中心であったが、平成 15（2003）年度より「社会総合研究所」を窓口公開講座事業「夕学講座（せきがくこうぞ）」を行うことにより、外部資金の導入が促されている。ただし「夕学講座」も実施初年度には、衛星受信のための初期費用を必要としたが、今後は安定的な軌道に乗せて事業収入としての確保を図る必要がある。

施設設備利用料収入は、公共機関や関係団体（商工会議所など）を中心に一般向けに施設開放をしているが、地域への協力や貢献の意味を含むため、その費用は廉価で利用させている。その他、学生向けのサービスの 1 つには、学生専用の駐車場を設け、安価で利用させている。学生駐車場については、基準 4 の 4-3「学生サービスの体制」に関する箇所利用実績などを示している。

外部資金の導入については、その内容や組織については基準 10 の各節に詳述しているが、平成 19(2007)年 4 月に、「産学官連携センター」を設立した。これは企業・団体等との共同研究や受託研究などの推進及び地方公共団体、財団等の公的研究助成金への応募を推進し、外部資金の受け入れを窓口として機能するものである。受け入れのために必要となる規程も順次整備を行い、ほぼ整備を終えている。科学研究費補助金に関しても規程を整備し、同センターで申請を奨励するよう働きかけを行っている。教育研究を充実させるためには、文部科学省の GP など特別補助の申請、科学研究費の申請、個人教員の民間か

らの補助金申請を数多く行ない、その資金獲得をめざしている。

(2) 8-3 の自己評価

学校法人の経営基盤を強化し、充実した健全なる学校経営を行えるようにするためには、寄付金収入や事業収入等の外部資金の導入により、学生生徒納付金や国からの補助金収入以外の資金導入を考える必要があるが、現状では十分な額は得られていない。

科学研究費補助金（科研費）に代表される外部資金導入については、これまでは申請を奨励するに留まっていた。学内助成制度には「社会総合研究所」の「学内個人・共同研究助成制度」を設け、活用を促進してきたが、諸事情により採用件数が低迷する傾向にあった。このため平成 18（2006）年度末でこの制度を打ち切り廃止した。

代わって、平成 19（2007）年度からは、「産学官連携センター」の設立により、外部資金導入のための窓口が統一され、本学の受け入れ態勢が整備された。科研費についても申請数を増加させるべく広く学内への呼びかけ、学内説明会開催などの努力が続けられている。いずれにしても、本学において外部資金導入を積極的に推進する機運は、最近であり、その活動は始まったばかりといえる。

(3) 8-3 の改善・向上方策（将来計画）

外部資金導入については、社会科学系大学という特性から、企業提携による多額の寄付金には期待できない。今後は「産学官連携センター」を中心として、学外との共同研究や受託研究及び外部資金の受入れを積極的に行う。すでに創立当初からあった企業等からの相談には対応を行っており、本年度（平成 19(2007)年度）は 5 件以上の共同研究あるいは受託研究の成立に向けて努力する。また、科研費の申請については、教員研究をさらに促進し科研費申請数を増加させ、採択向上を組織的に検討・研究する必要があるため、各学科で申請目標数を定め、努力を行う。

今後ともこの機運を学内における研究ならびに事務処理に浸透させ、外部資金導入に向けて活発な大学活動を継続していくこととする。

〔基準 8 の自己評価〕

少子化及び入学者の減少による納付金収入が減少しているが、教育及び管理運営については適正に行われている。また、会計処理も適切になされており、監査も行われている。

財務情報の公開は、これまでは諸規程を定め、「学報」などへの公開を進めてきた。今後は電子媒体への迅速な公開などを考慮し改善しなければならない。

研究財源確保の観点からも、これからの本学では外部資金の獲得にも配慮されなければならない。このために科研費申請・採択の奨励をこれまでも行ってきたが、十分とはいえない。また、「産学官連携センター」設立や附属センター組織の一部改変など組織改革も実施されたところであり、外部資金導入に向けて教員、事務の意識改革も進めていかなければならない。

これら社会における大学の意義が時代と共に変わりつつある現実をしっかりと受け止め、学内の意識改革や組織強化をさらに進めなければならない。

〔基準 8 の改善・向上方策（将来計画）〕

大学の発展のためには、健全な財務状況とこれらの情報の適正な公開が不可欠である。これまで、本学は安定した入学生・在校生の学費資金により安定経営を進めてきた。しかし、近年の少子化による受験生・入学生の減少、社会科学系大学への敬遠傾向など、経営の舵取りは困難を極める時代となってきた。このような時代背景にあつて、本学に必要なことは、しっかりした中期・長期計画に基づいた経営計画（ビジョン）をもって弛まぬ努力が求められている。長期的な展望に立脚して将来像を見据えた経営を実現しなければならない。

そのためにも、より明確な目標が必要であり、その目標に向かって教職員が一丸となつて行動できる体制づくりに努める。具体的な例として、本学の財務体質も従来は学費の他、補助金に依存する傾向にあつた。しかし、補助金は次第に縮小傾向にあり、代わって外部資金導入を考慮することなどが求められている。本学の財務面にも競争原理を導入する傾向が見られ始めた。しかし、これらの取り組み、組織整備は学内で始まったばかりであり、今後も整備・充実を継続しなければならない。財政的な課題にも積極的に取り組み、社会や社会の変化に呼応した大学づくりを積極的に推進しなければならない。

基準 9. 教育研究環境

9-1 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

《9-1 の視点》

- 9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。
- 9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

(1) 9-1 の事実の説明（現状）

ア. 校地・校舎の概要

校地面積及び校舎面積はデータ編【表 9-1】「校地、校舎等の面積」に示されるとおり、いずれも設置基準を十分満たしている。その概要については次のとおりである。

校地の西側にはサッカーやラグビーを行うことができるグラウンドと弓道場、また南側にはナイター設備を備えた野球グラウンドを含んだ総合グラウンドがある。体育館の1階は武道関係の道場や学生が自由に使用できるトレーニングルームやシャワールーム、2階はバスケットコートをもつ2面取ることができる屋内体育施設となっており、授業をはじめ課外活動、各種イベント会場として活用されている。また各種サークルの部室として、体育館と隣接した地下1階、地上4階の第2学生会館があり、音楽系サークルの練習場や剣道場も備えられている。

また、大学から1キロ程度離れた場所には「錬成館」がある。これは柔道場と卓球場を備えた建物であり、中四国で有数の実力を誇る柔道部と卓球部の活動場所となっている。

（資料編【資料 F-8】「アクセスマップ、キャンパスマップ等」参照）

イ. 附属図書館

附属図書館は大学の「知的シンボル」として、教員の教育・研究に関する要求に対応すると同時に学生の教育に応えうる学術サービスを提供するとともに、ひいては卒業生、保護者をはじめとして社会一般の方が利用しやすい環境、設備そしてシステムを整備している。

閲覧室は、社会科学系総合大学である本学の特色を反映させ、同分野の専門書をひとつのフロアーに集め、利用者が探しやすくしている。建設時にバリアフリーにも考慮したこともあり書架と閲覧机との間隔を広くとることで、障害者が車椅子を使用できるよう配置を行っている。

蔵書については、社会科学系総合大学として同分野の資料を体系的に収集し、33万5千冊の蔵書及び4,000種の雑誌種数を持ち、加えて判例集等の電子データベース等を導入している。これらの図書及びデータベースについては、年度ごとの事業計画により購入・整備を行い、学生や教員の要望に応じて適切な整備を行うよう努めている。現在、蔵書点検作業を進めており、平成18(2006)年度から平成22(2010)年度までの5ヶ年計画で、全資料の点検を行い所在確認することで、本学が採用している蔵書目録検索システム

OPAC(Online Public Access Catalog、オンライン図書目録の略称)の検索精度を向上させ、サービス向上につながるよう順次作業を行っている。

最後に、図書館利用に関しては「利用案内」の作成はもちろん、新入生に対しての図書館利用促進を目的とした「教養演習」(1年生のゼミ)ごとのオリエンテーション、図書館所蔵のデータベースを有効活用するため、毎年秋に全学生を対象とした「スタディ・スキルズ」を開催し、利用方法の説明を行うなどしている。しかし、学生の利用状況はほぼ横ばい状態が続いているのが現状である。

このほか、貴重資料として「宮田文庫」(※)を所蔵し、学生の閲覧・貸出に応じているほか、社会科学関係の資料を体系的に収集しており、歴史的資料である「笠岡・浅野家文書」(弁才船建造用木材の購入記録)は代表的な貴重資料の一つである。当該資料は外部へ貸出・展示なども行われた。

※宮田文庫…岡山県出身の経済学者 宮田喜代蔵氏の蔵書。経済関係の書籍は 3,000 冊以上。その他分野の書籍も多数所蔵している。

ウ. 学内ネットワーク環境

本学の学内ネットワーク(学内 LAN)は平成 9(1997)年から稼動・運用している。

基幹機器を中心とした学内 LAN (Local Area Network) 環境の保守(データ編【表 6-2】「業務委託の内容」参照)及びセキュリティ対策には、毎年予算の計上を行い確実に対応している。近年は機器の老朽化に対応するため毎年予算計上し、将来来るべき高度ネットワーク情報社会に対応するためそれに見合った性能や能力を有する基幹機器を中心に整備を順次行っている。また、外部との接続(WAN 回線、Wide Area Network)速度の増設についても、見直しを定期的に行い、その向上に努めている。

外部からはパーソナルコンピュータ(以下 PC と略す)サポートの業務を行うための技術者を週 2 日受け入れ、PC の操作指導や設定・維持管理業務にあて教職員の要望に応えている。また、学生向け PC 環境については、附属図書館や社会総合研究所には貸し出し用 PC を常備し、学生の要望に応じ随時貸し出しを行っているほか、PC 自習室「パソコン自習室」を設置している。

平成 17(2005)年度 4 月には、映像・音声にも十分な配慮がなされた PC 教室「マルチメディア教室」を新設した。高度な PC 環境に加え、聴覚・視覚にも訴える環境を提供している。その他、平成 18(2006)年度には、留学生宿舎として利用している第 3 学生会館に LAN 配線工事を行い、入寮者のインターネット環境の整備を行っている。

エ. 施設管理・整備

手狭な構内を有効利用し、講義の合間に学生が憩うことのできる環境の整備に努めている。2 号館 1 階に喫煙と禁煙を分離した「学生談話室」を 2 部屋設けたほか、平成 17(2005)年には 2 箇所にある学生食堂の内装等の整備を行った。図書館 1 階のピロティには、学生同士が自由にグループなどで話し合うことのできるフリースペースを設けており、中庭の整備も順次行っている。その他、学生駐車場を平成 16(2004)年後期に、駐輪場を平成 18(2006)年に整備して、学生の便をはかっている。

一方、健康増進法などの施行を受け、社会的に嫌煙の機運が高まったことから、平成

16(2004)年 4 月から食堂など学内の一部を禁煙スペースとした。平成 19 (2007) 年度からはその方針を推し進め、本学建物内での指定場所以外での喫煙を全面禁止とした。

ゴミの分別については、徹底して行っている。資源ゴミ・ペットボトル・空き缶・鉄くず等を分別し、リサイクルによるゴミの減量化に取り組んでいる。

また、空調設備や電気・水道については機器の設置や器具の選定によりエコノミー対策を行い、経費の削減を図るとともに、地球温暖化に係る CO2 排出量の削減に少しでも貢献できるよう努力している。

(2) 9-1 の自己評価

ア. 校地・校舎の概要

校地面積及び校舎面積はいずれも設置基準を十分満たしており、教育研究施設として適切な環境を備えているといえる。

イ. 附属図書館

「Web-OPAC」(オンライン蔵書目録)の公開や外部図書館等との相互利用システムの充実により、利用者が満足できる学術情報を提供している。特に、「Web-OPAC」は本学図書館の蔵書を学内のみならず学外からも検索できるシステムで、利用者の利便性に大きく寄与しているといえる。またこれらの図書館システム(「Web-OPAC」やインターネットを利用したシステムなど)の保守は毎年予算を計上して安定した運用に努めており、適切に管理できている。

蔵書やデータベース等については、社会科学系の図書館として必要とされる継続した資料を備えるとともに、現在のニーズに沿ったデータベースの整備や電子ジャーナルへの移行といった電子媒体の導入を図って、必要図書の本整備は適切になされており、本学の「建学の精神」を学術情報面から支えているといえる。しかし、継続的な図書が購入図書の大半を占めている現状にあり、新規の購入要望に必ずしも応えることができていない状況もある。また、CD や DVD をはじめとする電子媒体による資料等の購入は、教員及び学生の意見を採り入れながら、今後の継続的な充実が必要である。

学生利用者は毎年、ほぼ横ばい状態が続いている。オリエンテーション等を行っており一定の結果が得られているようであるが、学生に対する図書館利用の促進については、検討しなければならない。また、館内の施設で「グループ学習室」「LL 教室」は利用頻度が低いので、その改善を検討する必要がある。

ウ. 学内ネットワーク環境

学内ネットワーク環境について、特に基幹部分の機器については、将来的な展望に基づき年次ごとに更新を行っており、計画的に整備が進められている。

教室等で使用する PC 機器については老朽化が進行しており、その更新計画が必要とされ、平成 19 (2007) 年度は、「文部科学省」及び「日本私立学校振興・共済事業団」へ整備のための補助経費申請を行い、321 教室の設備更新の検討を進めている。更新にあたっては、将来的な計画に基づいた整備が必要とされるが、その具体的な例として講義風景のオンデマンド配信やライブ配信等を企画し、その実現化に向けて試行している。

「パソコン自習室」については、午前 9 時より午後 7 時の間、常時管理者(学生アルバイト 3 名及び情報教育センター職員)を配置し、交代勤務により利用者へ必要に応じたア

シスタントを行い、円滑な運営、管理をしている。機器については、一部の老朽機器について更新・入れ替えが必要となっている。

エ. 施設管理・整備

施設整備については、学生がくつろぐことのできる環境整備を行い一定の成果を得ることができた。屋内と屋外にそれぞれ配置されたスペースは憩いの場と時間を提供できおり、目標を達成できたといえる。今後も学生のニーズに応じた保守と改善の継続が必要である。

喫煙については、社会的な動向に対して段階的に禁煙スペースの範囲を広げており、本学的確に対応しているといえる。しかし、今後はそれと連動させて、学生を中心とした喫煙のマナー向上についての指導も取り組む必要があると思われる。また、ゴミの分別やエネルギーの省力化についても同様の取り組みを行っており、経費節減及び環境への配慮もなされている。

最後に、事務室が、現在数箇所に分散しており、学生サービスを行ううえで必ずしも効率的な配置とはいえない部分がある。統合化を含め、将来的に改善を検討すべき問題である。

(3) 9-1 の改善・向上方策（将来計画）

ア. 校地・校舎の概要

校地面積及び校舎面積はいずれも設置基準を十分満たしており、教育研究施設として適切な環境を今後も継続して維持してゆく。

イ. 附属図書館

図書館資料、学習用資料、基本的資料の購入するため、限られた予算での厳選した購入、教員研究費による購入の促進などで充実させる。そのために現在購読している継続図書、学術雑誌、加除式図書などの見直し、利用の少ない資料や不必要な資料の整理を行う。また、利便性をさらに向上させるため、特色ある資料群を形成し、また電子データベース等を整備して、多様な最新の学術情報にアクセスできる環境整備に努める。

学生の図書館利用促進を図るための対策を行うほか、現在利用度の低い「グループ学習室」「LL 教室」が演習などの授業で活用できるよう環境の整備を行う。

ウ. 学内ネットワーク環境

大容量データ送受信を伴う将来的な企画（学内からの講義風景のオンデマンド配信、ライブ配信等）への対応が必要とされる。今後も引続き学内ネットワーク環境の整備（学内回線速度 100Mbps へ増速済み）を目指すとともに、一部授業棟においてはさらなる高速化（ギガビット対応）も検討していきたい。また、「パソコン自習室」については、機器更新を順次計画的に行う。

エ. 施設管理・整備

学生がくつろぐことのできる学内環境を、順次整備しており、一定の結果は得ているが、十分な空間や環境が提供できているかといえば、改善の余地はあるだろう。今後は、学生ニーズに即したより快適な空間を目指して、順次整備を継続していきたい。

エネルギー削減対策やゴミ処理については、今後も社会状況の変化や要請を考慮しながら、継続したエネルギー削減対策を行っていく。

最後に、事務室の位置については、現在分散している事務室を統合し、学生対応の効率化・サービスの向上をさらに図るべく検討を進めていきたい。

9-2 施設設備の安全性が確保され、かつ、快適なアメニティとしての教育研究環境が整備されていること。

《9-2 の視点》

9-2-① 施設設備の安全性が確保されているか。

9-2-② 教育研究目的を達成するための、快適な教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

(1) 9-2 の事実の説明（現状）

ア．施設の安全管理

施設設備の安全性については、主として総務企画課施設係において日常的に点検を行い、安全確保に努めている。

貯水槽の清掃（年 1 回）、給水設備の安全性の確保、高圧受電設備の月 1 回の点検及び年 1 回の停電点検並びにエレベータ及び図書館の昇降機の月 1 回の点検、消防設備の年 1 回の点検など、主要学内設備は定期的に点検を行っている。夏季冷房用のクーラーはシーズンイン・オフの点検を、冬季暖房用ボイラーはシーズンイン・中間・オフ点検を実施し快適な室内環境で教育研究が行うことができるよう点検を実施している。その他建物については、担当者が屋根防水、非常階段塗装・手摺の溶接、壁クラック等を目視により適宜点検し、必要に応じて修理等の対応を行っている。

また、修繕工事等を行う際には、講義の妨げにならないよう、安全に十分配慮しながら行っている。アスベストについては平成 17(2005)年に調査を行い、使用されていないことが判明している。その他、平成 16(2004)年に整備した「学生駐車場」については、外部委託により定期的に点検を行い、安全確保に努めている。

イ．学内保安

平日昼間は守衛を常駐させるほか、夜間及び土・日・祝祭日などの休業時の学内安全管理については、外部委託により警備員を守衛室に常駐させ、学内の安全確保等にあたっている。また、万一の火災に備えて、事務職員による学内消防の自衛団を組織しており、不定期ではあるが消防訓練なども行ってきた。

ウ．バリアフリー

平成 9(1994)年度の附属図書館の増改築にあたり、施設のバリアフリー化に取り組み、建物出入口のスロープ化、自動扉の設置、エレベータの設置、トイレの改修などを行っており、障害者にも使いやすい環境の整備に努めている。また、他の施設のバリアフリーについても 7 号館（平成 2（1990）年完成）・8 号館（平成 9（1997）年完成）は障害者に配慮した設計となっており、平成 18(2006)年度の夏季休暇中には、中庭に新たにスロープを設置するなど、順次バリアフリー化に取り組んでいる。

エ．構内整備

構内には中庭を中心として緑を多く取り入れており、これらは職員によって維持管理されている。ここ数年では中庭の整備や、殺風景になりがちな旧浄化槽周辺の緑化に取り組んだ。校門から構内へ続く道路には歩道を兼ねた石畳が敷かれているが、これも職員により整備された。

また、女子学生の割合増加に伴い、平成 6(1994)年にトイレや休憩室を備えた女性専用の「レディースルーム」を完成させている。

その他、本年度から学内の清掃業務について、従来の外部業者委託をやめ本学学生によるアルバイトで対応している。自分が学ぶ空間を、自らの手で清掃作業を行うことの教育的効果も期待しながら始めた取組みであるが、人数や時間的な制約などもあり、従来ほどの清掃効果があがらないのが実状である。

(2) 9-2 の自己評価

法定点検も含めた日常的な安全点検は確実に行われており、安全性を確保した学内施設環境という観点からは十分な対応を行っているといえる。また、必要に応じた学内施設の整備も順次行い、快適な教育研究施設としての環境整備を行うよう努めている。以上の点から、施設設備が適切に維持、管理されているといえる。

バリアフリー環境について、施設の一部にとどまっていることについては、今後の改善が必要とされる。

また、本年度から行っている学生アルバイトによる学内清掃作業については、まだまだ不十分な点が見受けられ、改善を行う必要がある。

(3) 9-2 の改善・向上方策（将来計画）

施設の点検・整備については、今後も確実に継続して行い、教育研究施設として適切な安全性を確保された環境整備に努める。

清掃業務については、まだ取組みが始まったばかりであり、十分に行き届かない点が見受けられることから、引き続き改善を行って快適な環境を維持する。

また、バリアフリー環境については、必要性を考慮しながら、順次整備を検討する。

〔基準 9 の自己評価〕

校地や校舎の規模は十分確保できており、教育研究及び課外活動等を行うためのスペースと施設は基準を満たしたものと考えられる。また、日常の保守・管理は十分行われており、環境整備も必要に応じて行われている。今後、施設の老朽化への対応及び必要な環境整備については、個々に判断し、適宜改善・整備を行う。

一方、学内ネットワーク環境については平成 9（1997）年から導入し、学生や講義など時代の要請に応えてきた。老朽化した基幹機器については順次予算を計上して計画的に保守・更新を進めており、外部との接続速度も含め将来的に映像も含めた高度化したネット環境にも配慮している。しかし、講義室等の PC 機器等の老朽化対応や入れ替えなどについては、今後検討が必要とされる。

附属図書館については、施設環境としては十分整備されているといえる。今後は蔵書・

データベース等の全学的な視点に立った整備が求められており、その利用促進とあわせて検討の必要がある。

〔基準 9 の改善・向上方策（将来計画）〕

学内の施設・設備の環境については、一定水準を満たしたものが整備されているといえる。今後は、学生にとって、より便利で、より快適な空間の提供が必要とされることはもちろん、より精神的な洗練も促す環境の整備が必要とされる。このことについては「平成 19(2007)年度の事業計画」の「(1)本学の緊急重要課題」の「5. 将来へ向けての教育環境の整備」（資料編【資料 F-6】「事業計画書（最新のもの）」7 ページ）で指摘しており、この方針に従って今後の環境整備を計画的に行うことになる。

基準 10. 社会連携

10-1 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

《10-1 の視点》

10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

(1) 10-1 の事実の説明（現状）

ア.「社会総合研究所」の活動及び「産学官連携センター」の設立

社会との関わりを「建学の精神」や「教育理念」等に掲げる本学は、早期から社会との連携を模索してきた。昭和 47 年には現在の「社会総合研究所」の前身である「附属経営研究所」を創設、社会との連携を行ってきた。平成 19(2007)年度に「産学官連携センター」が新たに設置され、当研究所はその一翼を担う機関として、地域社会との連携事業を更に推し進めていくことになっている。

現在、「社会総合研究所」では大学の地域貢献の中心的存在として、次のような各種公開講座や事業を展開している。

①「オフキャンパス・セミナー」の実施

本大学の各教員が、自らの専門分野からテーマを設定し、地域社会からの様々な求めに応じて講義を実施している。県内の各種団体、市町村、商工会議所等を通じて募集を行っており、公共団体や企業での講義実績が多い。

②「暮らしの教養アカデミー」の実施

一般市民を対象として、教養全般から、語学、健康、情報リテラシ等の講座を企画し、共通テーマで複数回の講座を行っている。これまで健康問題・近代文学等をテーマとして開講した。

③「公開研究報告会」の実施

本大学の教員が、日頃の研究成果を地域に還元することを目的として、学内研究助成によって成された研究成果を地域一般の方々への公開の場としている（平成 19 年(2007)度で終了）。

④公開講演会の実施

地域の一般市民を対象に、各界の著名人を講師とした公開講演会を年 1～2 回開催している。

⑤「商大レビュー」の刊行

本大学の活動を地域の方々にも周知していただくために、「商大レビュー」という刊行物を年 1 回発行している。掲載内容は、公開講演会の抄録、研究報告など学術的なトピックスから、高大連携・産学連携、学生生活に関することまで幅広い。イベント時などにおいて、希望者に無料で配布している。

⑥「おかやまコーディネータ連絡協議会」への参加

産学連携に関する情報交換を行い、大学の知的資源の活用についても教示を受けている。

⑦「産学官連携センター」の設立

平成 19(2007)年 4 月、教育研究活動を学外へ提供する窓口として「産学官連携センター」を設立した。これは「社会総合研究所」その他を包括するものであり、詳細については「基準項目 10・2」に述べている。

イ.「出前講義」

本学の教員が高校へ出向いて講義を行うもので、大学の講義に実際に触れて将来の指針としてもらうことを目的とし、平成 14(2002)年度から実施している。平成 18(2006)年度には 50 以上の講座を開講して、高校からの要請に応じた。専用の冊子を作成し高校への周知を行うほか、ホームページからも講義内容が確認でき高大連携事業の一環として好評を博している。

ウ.「経済学特殊講義」

本来は本学学生を対象とした講義であるが、一般への開放も併せて行っている。身近なテーマを設定して一般の方にも興味を持っていただけるよう配慮しており、土曜日開講とすることで足を運びやすくしているのが特徴である。

エ.「岡山商科大学学会学術講演会」

本学学会が学外から講師を招いて年 1 回公開講演会を行っている。各学科が 1 年交代で担当して講師を選定することで、テーマの多様性を確保しており、本学の学生・教職員はもちろん一般の方にも公開し、無料で聴講いただいている。

オ. 特設講座等の開設

「中国税理士会」との連携により「税理士特設講座」を「大学院法学研究科」に開講している。平成 13(2001)年の法改正により税理士に出廷陳述権が認められ、より高度かつ専門的な知識の修得が必要となったことに伴い、「同税理士会」が本学に当講座の開設を要請したもので、平成 16(2004)年に中国地方では初、全国でも 5 例目となる講座として開講された。受講者は、本学科目等履修生として受け入れ、単位を認定している。

また、「行政書士法学研修講座」及び「行政書士特設講座」の二つの行政書士のための講座を開催している。

「行政書士法学研修講座」は、「岡山県行政書士会」等との連携により、法学部に開設している。行政書士の実務法律家としてのスキルアップを目的として、同会の要請により平成 16(2004)年 10 月に開設された。続いて平成 17(2005)年度には「大学院法学研究科」に「行政書士特設講座」を開設し、より高度な要望にも応えている。これらの講座は中四国で本学のみが開講しており、県内外から受講者を集めている。

カ. 企業従業員の教育支援

「岡山県信用金庫協会」と、地域の発展と人材育成・輩出に資することを目的として、同協会に属する職員及び同協会に属する信用金庫の取引企業従業員の社内教育支援を行うための協定を、平成 19(2007)年 2 月に締結した。今後は本学教員を研修会等へ講師として派遣して支援を行っていくこととなる。

キ.「附属図書館」

開館当時から一般への開放を行っている。近隣の他大学生及び一般の社会人に対する学習支援を目的に図書館を開放し、資料提供、図書の貸出しを行っている。社会科学系の資料が豊富にそろっているためか、他大学生の利用も見受けられる。一般社会人の利用は少数だが、固定の利用者がおり、新聞コーナー、書庫、閲覧室と多岐に利用している。また、

夏季休暇には地域の高校生を対象とした図書館開放をアナウンスし、積極的な利用を促しているが、利用者は伸び悩んでいる。

(2) 10-1 の自己評価

ア.「社会総合研究所」の活動及び「産学官連携センター」の設立

本学の教育理念は「社会事象を的確に捉え、分析し、解決する能力を備えた心豊かな人材の育成」であるが、本学はその理念を実践すべく、社会との連携を図ってきたといえる。

教育研究活動を学外へ提供する機関として「産学官連携センター」が設置されたことにより、学内の教育研究成果への学外からのアプローチが行いやすくなったと言え、本学の学術的資源をより活発に学外へ提供することができるようになった。

イ.「出前講義」

本学の人的資源を高大連携の一環として還元することができる取組みであるといえる。ただし平成 14(2002)年度から行っている本事業の実施件数は近年横ばい状態であり、高校からの要望に沿ったテーマの充実を行い、依頼件数を増加させる必要がある。

ウ.「経済学特殊講義」

昨年度は外部から 22 名が受講しており、一般の講義を外部へ公開した目的は十分達成されている。

エ.「岡山商科大学学会学術講演会」

講演内容にもよるが、毎回学外からも数十名の受講者があり、大学の資源提供の観点から言えば、その目的は達している。平成 18(2006)年度は本学の教員が講師を務めたが、50 名程度の外部受講者があった。

オ. 特設講座等の開設

「税理士特設講座」は、法律の改正という、社会的要請に即座に対応し、設置したものである。受講生は、本学科目等履修生として受け入れられており、その修了には一定の評価に基づいた単位認定を受ける必要があることから、能力養成の観点から十分な内容を伴っている。受講生は必ずしも多くはなくその点に関しては今後の対策が必要と思われるが、充実した講座であることには変わりない。

一方、「行政書士法学研修講座」については、行政書士会からの要請を受け、いち早く本講座を開設しており、社会の要望に対する資源の提供という観点から十分に評価に値する。その一年半後にはすでに「行政書士特設講座」を「法学研究科」に開設しており、より高度な要求に応じた教育支援体制を整備した。ただし「行政書士法学研修講座」については、科目が毎年ほぼ同じであることもあり、受講者は減少傾向にある。受講者の要望に応じた科目や講師の選定、講義内容については今後の検討課題である。

カ. 企業従業員の教育支援

「岡山県信用金庫協会」との協定により、本学の教員を派遣する基礎が定められており、今後の相互支援体制の一步を踏み出すことができた。

キ.「附属図書館」

学外利用者は図書貸出し冊数や図書館の利用等に一部制限があり、本学学生と同様の利用内容ではないが、館内閲覧や利用時間については同様に利用でき、また、必要な情報、資料提供が適切になされている。高校生を対象とした図書館開放については、来館者数の

増加の見込がない。このため夏季休暇中に図書館開放していることを、周辺地域及び高校生へアナウンスする方法や、高校生が訪れやすい環境作りを考え直す必要がある。

図書館の開放により学外利用者が社会科学系の資料を容易に利用することが可能になった。この分野の資料は県内の他大学では少ないこと、また充実した資料群を備えていることから利用者の満足度は高い。

(3) 10-1 の改善・向上方策（将来計画）

ア.「社会総合研究所」の活動及び「産学官連携センター」の設立

公開事業の案内・募集にあたっては、「社会総合研究所」後援会会員等にはダイレクトメールを発送しているが、それ以外の一般市民に対しては、必ずしも周知されているといい難い。受講生を活用した広報活動を展開していくなど、これまで以上に幅広い広報活動に取り組んでいきたい。

なお、「産学官連携センター」については、「基準項目 10-2」に詳述している。

イ.「出前講義」

高校から多数要望が挙がっているテーマについての講座を設定し、充実した講義を提供できるものとしていきたい。

ウ.「経済学特殊講義」

学外からも多数の受講者があり、受講者にも概ね好評を得ている。今後も継続して行っていく予定である。

エ.「岡山商科大学学会学術講演会」

内容や広報の方法などを工夫し、より多くの外部の方が聴講する講演会としていく。

オ. 特設講座等の開設

今後も、それぞれの受講生や連携機関の要望に応えながら、教育内容を充実させていきたい。特に「行政書士法学研修講座」での受講生が減少傾向にあることは、開講科目が学問体系の性格上極めて限られたものであるため致し方のない部分ではあるが、開講科目等については受講者の要望に対して柔軟に対応し、受講者を増加させたい。来年度（平成 20(2008)年度）から「行政書士会」の要望に対応して、「民事訴訟法」を開講科目として復活させ、さらに「著作権法」の開講も検討している。

カ. 企業従業員の教育支援

今後は、「岡山県信用金庫協会」との協定に基づいて運用を行い、活発な交流を行っていくことにしたい。

キ.「附属図書館」

資料をより充実させることで、学外者の利用頻度の向上を図るほか、利用者のニーズに合わせた図書館の活用方法を提案し、様々な利用方法を知ってもらえるように地域との連携を強化する。

また、夏季休暇中の高校生を対象とした図書館開放については、利用者数をより一層確保したい。地域の高校生にもっと利用してもらえる図書館にすることは、大学の魅力にもつながる。

10-2 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

《10-2 の視点》

10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

(1) 10-2 の事実の説明（現状）

ア. 「産学官連携センター」の設置

本学ではこれまで、地域、産業、高等学校等、この「基準 10」で言及されるような連携活動を行い、既に各担当部局での成果として集計されてきた。しかし、それらが全学的な成果としての集計がなされていない現状があったため、地域貢献活動の窓口を統合するために、平成 19(2007)年「産学官連携センター」を設置した。

同センターは商学、法学、経済学の社会科学系のセンターとしての特徴を発揮するために、現在就業人口比率が 60%を超えている第 3 次産業すなわちサービス産業における問題を中心にして、教育・研究の成果に基づいて連携活動の推進を行うことを目的とし、それに伴う外部資金の受け入れのための各種規程、資金運用のための規程等を現在整備しているところである。すでに数社の企業から相談の依頼を受けており、順次、対応を行っているところである。

同センターは「社会総合研究所」「情報教育センター」「会計教育センター」「地域再生支援センター」「法学教育センター」を統括する組織構成となっており、研究所及び各教育センターはそれぞれ独自のプログラムにより学外連携を図っていくこととなる。

（同センターの取り組みの概要については次ページ図 10-2 を参照）

イ. 海外提携

海外の多くの大学と協定を締結し、相互交流を行っている（データ編【表 3-6】「海外提携校と単位互換」参照）。特に中華人民共和国の大連外国語学院大学とは親密な交流を実施しており、ほぼ毎年「招へい准教授」として本学の中国語担当教員を招へいするほか、編入留学生の受け入れや語学研修での学生派遣を行っている。平成 19(2007)年度から商学部の新設された「アジアビジネス専攻」においては、同大学への 1 年間の語学留学をカリキュラムに組み入れているほか、近々本学に設置予定の「孔子学院」においては、同大学の全面的な協力を得て、中国文化や中国語に関するプロジェクトを推進していくことが決定している。

ウ. 企業、機関等との連携

「基準 10-1」で詳述のとおり、「税理士会」や「行政書士会」との提携のもと大学院に「特設講座」等を設置して、現役の税理士や行政書士の資質向上のための講座を開講している。

また、「中国税理士会岡山県支部連合会」と協定を結び、同連合会所属の会計事務所で本学学生がインターンシップを行い、将来会計関連の職業を志望する学生を中心に、職場体験を行うことができるほか、「基準項目 10-1」でも述べた「岡山県信用金庫協会」とは、同協会に属する職員等の社内教育支援並びに本学学生の社会人になるための事前教育及び就職活動の支援を行うことを目的とした、相互教育のための協定を締結している。

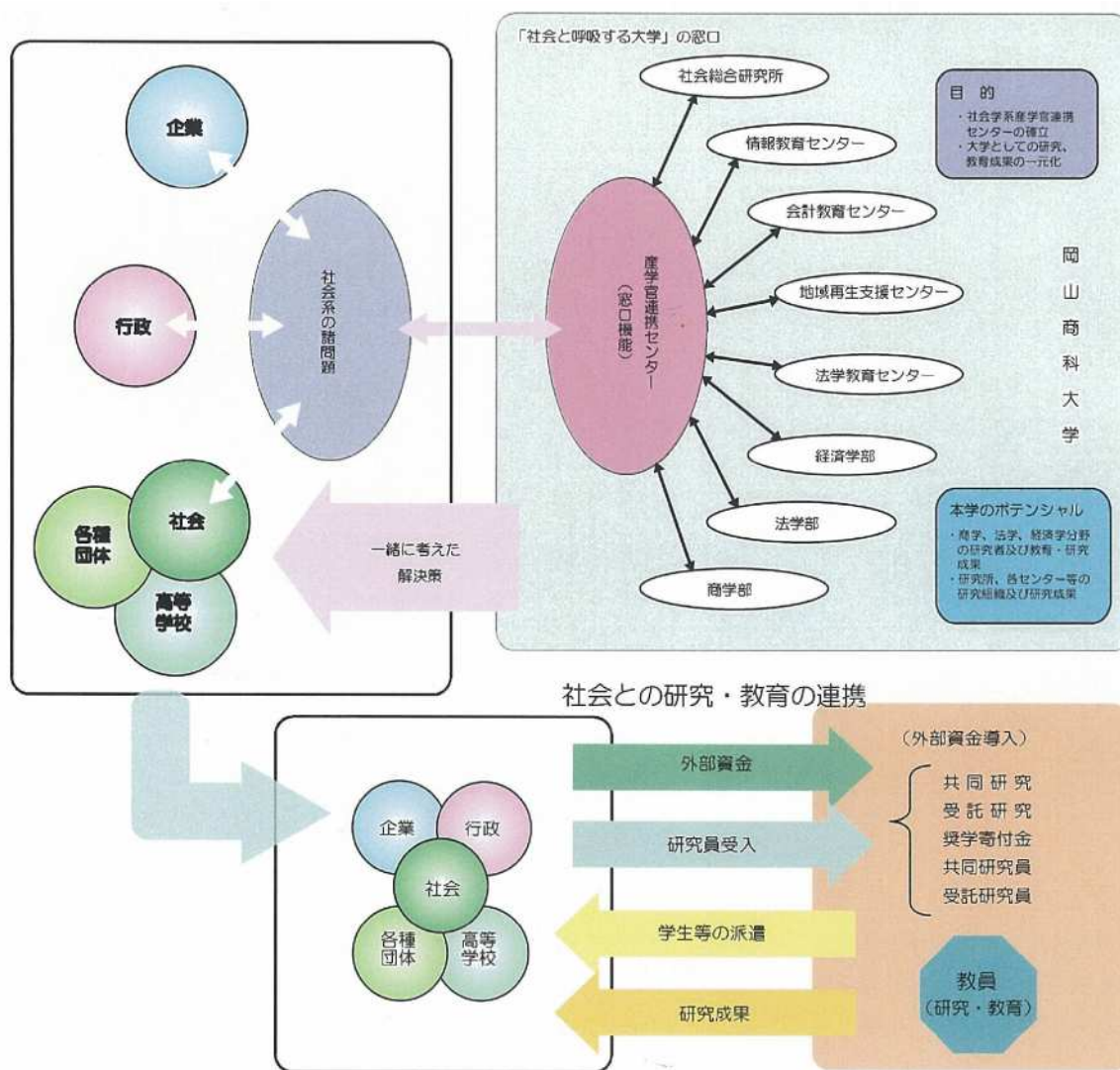


図 10-2 「産学官連携センター」 取り組みの概要

エ. 「慶応 MCC 夕学講座（せきがくこうざ）」

社会人（主にビジネスマン）教育活動の一環として、「慶応 MCC 夕学講座」を実施している。本講座は、慶應義塾の社会人教育機関である「慶應 MCC」と連携し、東京丸の内で行われるビジネスマン向け講座を、通信衛星を通じて本学で受信し、社会人向けに提供している。「岡山県商工会議所連合会」を通じて企業を中心に広報活動を行っており、年間で延べ約 2,000 人が受講している。企業における人事研修の一環として幅広く活用されている。

オ. 他大学との連携

平成 18(2006)年 4 月から「コンソーシアム岡山」が発足、本学も参加している。市内の私立大学とは従来から協定を締結して相互の単位互換交流を行っていたが、「コンソーシア

ム岡山」に引き継がれて、現在県内 15 大学との連携が実施されている。本学においては単位互換生の受け入れと社会人教育を目的とした講座への講師派遣を行っている。

このほか、本学商学部は「松山大学」及び「甲南大学」と単位互換協定を結び、相互交流を行っている。

カ．「附属図書館」

県内の大学図書館で「岡山県大学図書館協議会」を組織し、相互協力協定を結んでいる。詳細は「基準項目 10・3」に記載しているので、ここでは詳述しない。

(2) 10-2 の自己評価

ア．「産学官連携センター」の設置

本学では、上記の図 3-1 で示したように「各学部」「各研究科」「社会総合研究所」「情報教育センター」「会計教育センター」「地域再生支援センター」「法学教育センター」で、教育研究を推進しており、同センターの設置により、学内の教育研究成果への学外からのアプローチが行いやすくなり、企業や団体等とより適切な関係をさらに構築することができる。

イ．海外提携

従来の海外提携については、実質的に編入学生を中心とした関係であったが、「アジアビジネス専攻」や「孔子学院」の開設に伴い、「大連外国語学院大学」との相互交流の動きが活発化しており、深い友好協力関係を築くことができているといえる。特に、「アジアビジネス専攻」における中国留学プログラムは、すでに本年度（平成 19 年度）その一期生を派遣しており、順調に進行している。

ウ．企業、機関等との連携

上記「産学官連携センター」のほか、主として教育を目的とした提携関係を、企業等と締結し、それぞれにおいて事業が推進されており、各締結機関との関係が適切に構築されているといえる。

エ．「慶應 MCC 夕学講座（せきがくこうざ）」

「慶應 MCC 夕学講座」については、受講者の半数以上がリピーターとなるなど、企業及びその従業員からも高い評価を受けている。

オ．他大学連携

「コンソーシアム岡山」の構成員として、単位互換学生の派遣と受け入れを行うほか、社会人対象の講座への講師派遣などを行っており、他大学と適切な関係が構築されているといえる。単位互換制度については多くの学生が利用しているとはいえない現状にあるが、毎年、数名の学生の受入れ及び派遣を行っており、一定の成果を得ている。

(3) 10-2 の改善・向上方策（将来計画）

ア．「産学官連携センター」

関連諸規程の整備は完了したことから、具体的な受け入れ態勢を早急に確立するとともに、設置当初から依頼のあった企業等からの相談に対しては、その対応を並行して行い、目標値を定めながら共同研究・受託研究の成立に向けて事業を進めていく。また、本学の学生が外部の企業等で実践教育を受けることができたのは従来インターンシップ制度のみ

であったが、共同研究、受託研究等の締結により、将来的に研究を中心とした課題で企業等での教育・研究の場の確保が可能となり、本学の高度な学生教育・研究の場を確保することができる。

イ．海外提携

本学の将来構想を考慮しながら、現在ある関係を基礎として発展していくことになる。

「アジアビジネス専攻」及び「孔子学院」設立においては、「大連外国語学院大学」との適切な協力体制の構築は当面の課題であり、その実現に向けて取り組んでいるところである。

ウ．企業、機関等との連携

それぞれの締結に基づいて、適切に運用を行っていく。

エ．「慶応 MCC 夕学講座（せきがくこうざ）」

「慶應 MCC 夕学講座」の受講者は、リピーターが多く企業からも一定の支持を得ているものと思われるが、新規受講者を開拓していくことが、今後の課題となる。参加者の口コミや広告のほかに、企業への直接的な働きかけにより、研修の場として活用してもらえよう努めていきたい。

オ．他大学連携

今後も「大学コンソーシアム岡山」の構成員として、県内私立大学では唯一の社会科学系総合大学としての役割を果たしていくとともに、その他、県外大学との協定については、今後も滞りない実施を継続する。

10-3 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

《10-3 の視点》

10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

(1) 10-3 の事実の説明（現状）

ア．「社会総合研究所」

岡山県からの受託事業である「岡山県生涯学習大学」を、毎年、本学教員及び施設を活用して開講している。また、学内で開講している一般市民向けの講座については、「岡山県生涯学習大学」の単位が認定されるよう連携講座としての申請を行っている。

当研究所には後援会を設置し、公開講演会や公開講座に参加した地域の方々に入会をお願いしている。入会後は、大学からの各種講座の案内や機関誌の提供を行っている。後援会の役員には地元経済界などで活躍されている方に委嘱しており、年一回「岡山商科大学社会総合研究所後援会理事・幹事合同役員会」を開催し、大学に対する要望・提言をいただいている。

その他、岡山県内の各種団体の会員として、日常的に情報交換を行っている。主な会員団体は下記「表 10-3」のとおりである。

表 10-3 「社会総合研究所」加盟団体一覧

システムエンジニアリング岡山、ジェトロ岡山、岡山経済調査協議会、岡山県国際経済交流協会、岡山経済研究所

イ.「地域再生支援センター」

「地域再生支援センター」は、岡山県内を中心とした地方公共団体への政策提言を行うことで、地方分権時代の行政改革を支援して地域社会の発展に貢献するとともに、あわせて本学の研究教育の進展に寄与することを目的としており、平成 17(2005)年 4 月に設立された。シンポジウムの開催や、岡山県「新庄村」との包括協定締結などを行い、地方公共団体への政策提言等を行っているところである。

「基準項目 10・1」でも触れたように、「産学官連携センター」の設立により、「地域再生支援センター」は「産学官連携センター」の構成組織となった。今後はより広い視点での地域との連携が可能となった。

ウ.「孔子学院」

現在中国の国家プロジェクトとして進行している「孔子学院」の設立についてはすでに「基準項目 10・2」で述べたところであるが、現在その設立準備を進めているところである。これは中国語や中国文化の普及を目的としたもので、語学講習やシンポジウム等の開催や、中国進出企業の支援などをその事業として計画しており、「当学院」はその性格として地域との関わりを強く持っていくものである。

エ.「附属図書館」

県内の国公立大学図書館で「岡山県大学図書館協議会」を組織し、相互協力協定を締結して、各図書館資料の貸出、文献複写等のサービスが利用できる。この協議会に置かれた委員会では、図書館員の連絡やスキルアップのため研修会などが開催されており、本学も参加している。

また、県内公共図書館で構成される「岡山県図書館横断検索システム」「岡山県図書館相互貸借システム」に平成 17(2005)年度から参加し、学生・教職員だけではなく地域社会の要望に応じている。

オ. その他

その他講演会・講習・イベントなどを随時行い、社会への還元を行っている。定例的なものとしては、県内外の高校生及び本学学生などを対象とした「バスケットボール教室」を開催していることが挙げられる。平成 17(2005)年から始められたこの行事は、講師に国内最高峰のバスケットボールリーグである JBL の選手を講師に招き、同年の地元で開催された国体を目指した県勢の実力アップ及び県内の学校におけるクラブ活動の活性化を目指した。大変好評を得たため、平成 18(2006)年は高校生と中学生を対象とした教室をそれぞれ 1 日ずつ、計 2 日間行い、参加者は両日で 300 名にのぼった。

平成 18(2006)年度には、本学と関係の深い江西省の中国雑技団の公演を、岡山県と提携して行い、地域の方々に無料で開放した。その他、単発的に地域住民参加のイベントを行ったり、学内で講演会等を行うなど、地域への開放を行っている。

(2) 10-3 の自己評価

ア.「社会総合研究所」

岡山県からは、「生涯学習大学」の講義を、毎年委託されるなど、協力関係が構築されている。各種団体等に関しても、会員として登録するなど、積極的な交流を心がけ、適切な情報提供協力関係にあるといえる。

イ、「地域再生支援センター」

センターの主要事業は、3 事業である。第 1 に、政策提言事業であるが、さしあたり、モデル事業として新庄村との連携事業の中で様々な提言を行っている。第 2 に、人材育成事業であるが、毎年、著名な先生をお呼びして、行政関係者や NPO 関係者、地域住民などを対象にシンポジウムを開催している。第 3 に、自治体や地域住民からの受託調査事業であるが、随時、多くのご相談が寄せられている。概ね、所期の目的は、実現されているといえる。

ウ、「孔子学院」

「孔子学院」は地域との関わりの中で成立していくものである。地域の住民や企業の要望に応えることのできるよう、現在事業の詳細な検討を行っている。

エ、「附属図書館」

「岡山県大学図書館協議会」で締結している相互協力協定は、図書、雑誌、その他資料の閲覧・複写・貸出についての事柄が主な内容である。閲覧については、各大学図書館が定める学外利用者規定のとおりとしている。複写・貸出については、この協定はあるがほとんどの大学が国立情報学研究所の ILL サービス（図書館間相互貸出）を利用しているので、相互協力の制度自体あまり周知されておらず、利用者が限定されている。

その他、県内の公共図書館との連携を結んでいるが、これにより学生・教職員だけではなく地域社会の要望に広く応えており、学外利用者数も確実に増加している。

オ、その他

「バスケットボール教室」はこれまで 2 回開催しているが、多数の参加者を集めて好評を得ており、定例事業として定着が予想され、地域との連携がなされているといえる。また、地域との連携の性格をもった単発の事業も適宜行い、地域社会との関係を構築するための努力がなされている。

(3) 10-3 の改善・向上方策（将来計画）

ア、「社会総合研究所」

後援会会員の登録者が伸び悩んでいる。できるだけ多くの人に知ってもらい、参加してもらうために新規開拓及び積極的な広報策が必要と考えている。そのために、地元マスメディアの積極協力を得ていく。また、インターネットも活用する。

イ、「地域再生支援センター」

センター活動は、センターの主要 3 事業のうち、これまで、新庄村との連携事業をモデルとした政策提言事業に重点を置き、人材育成事業と受託調査事業をサブ事業として、展開してきた。今後は、新庄村との連携事業で蓄積したノウハウを生かし、他の自治体への政策提言事業を増やすと同時に、大学の本来の使命である人材育成事業を充実させていくことを考えている。

ウ、「孔子学院」

今秋の「孔子学院」設立に向けて、現在事業計画を具体化する作業を行っている。社会科学系総合大学である本学独自のプログラムを盛り込みつつ、広範な中国文化の普及、語学プログラムなどを行っていくことになっている。

エ、「附属図書館」

「岡山県図書館横断検索システム」を活用し、県内公共図書館との連携強化を図るとともに、「岡山県図書館相互貸借システム」を利用しての多岐の要望に応えるため本学図書館の資料を充実させ他館からの依頼数の確保、増大を目指す。本学からの利用者に対して制度の宣伝や説明を行い、図書館活用方法の選択肢の一つとして認知してもらう。

また、「岡山県大学図書館協議会」を充実させることにより、学生が利用しやすくなるよう県内の大学図書館と連携を図る。

【基準 10 の自己評価】

本学の「建学の精神」や「教育理念」等で明示されているように、本学は社会との関わりをその創設当初から意識している。「社会総合研究所」の前身である「附属経営研究所」創設もそういった使命を具現化したものであり、同研究所はもとより、その他様々な事業を通じて地域社会に貢献する大学として様々な取り組みが行われてきたことは、すでに述べた。大学コンソーシアムへの参加はもとより、本学は今年度（平成 19(2007)年度）から「産学官連携センター」を新たに設置するなど、更に広範な社会連携を目指しているところである。

以上の点から「建学の精神」等で謳われた「社会との連携」がなされてきたといえ、「孔子学院」の設立は、国際的視野までも含んだ社会的貢献ということで、新たな取り組みの一つといえる。

【基準 10 の改善・向上方策（将来計画）】

「産学官連携センター」を通じた社会との連携を強化し、研究・教育活動の向上を目指す。そして社会との連携で得たノウハウや社会的要請を吸収し、教育システムにフィードバックすることができる全学的な組織を構築し、社会的要請に基づいた教育カリキュラムの構築をすることができる全学的体制の構築を行う。

また、地域に存在する大学として、これまで以上に地域経済団体等との連携や、地域住民や近隣学校等を対象とした地域連携事業にも積極的に取り組んでいく。

基準 11. 社会的責務

11-1 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

《11-1 の視点》

11-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

(1) 11-1 の事実の説明（現状）

「学校法人吉備学園寄附行為」及び「岡山商科大学学則」に基づき様々な規程が定められている。

就業に関しては「岡山商科大学就業規則」において服務における基本的事項が定められ、詳細な取り扱い等については別途規定しているほか、「学校法人吉備学園文書取扱規程」「岡山商科大学事務分掌細則」「岡山商科大学公印使用手続」（内規）などに基づいて日々の業務を遂行している。

その他組織倫理に関わる規程としては次のように個別に規定し、委員会を設置するなど対応を行っている。

- ア. セクシュアル・ハラスメントについては「岡山商科大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、当規程に基づき「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」が設置されている。教職員から相談員を任命し、万一の場合の相談体制を確立するとともに、啓発のためのリーフレットを作成した。
- イ. 個人情報の保護については「岡山商科大学における個人情報保護方針」「岡山商科大学個人情報保護規程」を制定しており、学内掲示や本学 Web サイト（ホームページ）及び学生便覧などで周知を行っている。職員研修においても当該問題に関する研修を行い、理解を深めた。
- ウ. 「科学研究費補助金」に関しては「岡山商科大学科学研究費補助金に係る内規」及び「岡山商科大学科学研究費補助金内規取扱」を規定し、補助金に係る厳正な取扱を定めている。その他委託研究、共同研究などの外部資金の受入れに関しては、本年度設置した「産学官連携センター」で関連諸規程を整備し、今後の運用に備えている。
- エ. 人権教育に関しては「岡山商科大学人権教育委員会規程」により「人権教育委員会」を設置し、人権に関する教育や啓発に配慮している。
- オ. 「岡山商科大学教職員の懲戒に関する規程」及び「岡山商科大学教職員懲戒委員会規程」に基づき、万一、本学教職員の服務に関する問題が発生した場合、その事実認定及び必要に応じて懲戒処分を行うことになっている。

(2) 11-1 の自己評価

本学の組織倫理に係わる規程については、ほぼ整備されているといえるが、問題が散見されるものがある。

個人情報やセクシュアル・ハラスメントに関しては、社会の状況に応じて規程の整備を行っており、教職員の認識を喚起する役目を果たしている。ただし、個人情報やハラスメントに関しては制定以降、認識の向上について継続的な取り組みが払われているとはいえない。また、本学はセクシュアル・ハラスメントに関する規程しか設けていないが、現在ではハラスメントのもつ意味も拡大しており、それらの整備がなされていない現状は認識する必要がある。

学内ネットワークに関しては、「岡山商科大学学内ネットワークシステム委員会規程」を設け、「学内ネットワークシステム委員会」を設置しているが、ネットワーク全体を包括する規程（利用倫理やセキュリティなど）は設けられておらず、ネットワークが発達した現在においては、明文化されたガイドライン等を示して、今後の指針とする必要があろう。

「科学研究費」を始めとする研究費等の受け入れに関しては、本学は全学的な受け入れ態勢が構築されていなかったが、「産学官連携センター」の創設で本年度から順次、規程整備を初めとする受け入れ体制の整備を進めている。現在その結果について判断するときではないが、「科学研究費」をはじめ共同研究・委託研究等の受け入れに関する規程については整備を終えているので、近い将来適切な運用がなされることが予測される。

「人権教育委員会」は現在あまり活発な活動行われているとは言えない。

懲戒に関する規程は適切に整備されている。

(3) 11-1 の改善・向上方策（将来計画）

社会状況の変化に応じて組織倫理のありかたも大きく変貌を遂げている。とりわけネットワークに関する包括的な規定は、早急に整備する必要があり「岡山商科大学学内ネットワークシステム委員会」で検討を行う。また、ハラスメントの定義拡大に伴い、それに対応した規定の検討も今後は必要となろう。

その他の組織倫理に係わる各委員会（「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」「岡山商科大学人権教育委員会」）では意識向上を継続して取り組む体制の構築を行う。

11-2 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

《11-2 の視点》

11-2-① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

(1) 11-2 の事実の説明（現状）

ア．保険の加入

学生活動全般の事故や怪我に備えて、大学が費用を負担して学生は保険に加入している。また、危険性の高いスポーツに関しては別途保険の加入を義務付け、費用は体育会本部（学生自治組織）が負担して加入をしている。

イ．学生相談

学生生活の相談については、「学生課」を窓口として適宜対応し、学生のトラブル等に備えている。また、留学生の増加に伴い、留学生を中心に対応する担当部署を設け、「学生課留学生係」がその対応を行っている。日本の文化等に不慣れなことから生じるトラブルを

回避するため、入学時「生活習慣勉強会」を行うとともに、学生生活を円滑に過ごすことができるよう生活全般にわたるサポートを行い、勤務時間内はもちろん、勤務時間外のトラブルにも迅速に対応できるよう配慮している。中国からの留学生が圧倒的多数を占める現状に鑑み、中国人の専任職員を配置している。

心のケアについては、専門の「心療内科医」を本学嘱託職員として採用し、週 1 回カウンセリングにあたっている。

イ. AED の設置

平成 19(2007)年から守衛室に AED（自動体外徐細動器）を設置し、学生や教職員の突発的な怪我や病気等に備え、早期の救命処置に対応した。

ウ. 警備員の配置

夜間と祝祭日には、警備員を常駐させて学内の警備にあたらせ、安全管理を行っている。

エ. 被災者ボランティア協定

岡山県と平成 15(2003)年 3 月に「災害時における被災者支援ボランティアに関する協定」を締結し、県内で大規模災害が発生した場合に、被災者の生活再建のための各種支援をおこなうボランティア活動に協力することになっている。

オ. 自衛消防団の設置

学長を隊長とする「自衛消防団」を組織し、災害時の消防活動の指針を示している。火災訓練は適宜行っており、非常の対応に備えている。

カ. 個人情報の保護

学生、教職員に個人情報については、上記「基準項目 11・1」で述べたとおり、「岡山商科大学における個人情報保護方針」「岡山商科大学個人情報保護規程」を制定して情報漏えいに対応している。学生名簿には学生の問い合わせに関する対応について明記し注意を喚起するとともに、特に問い合わせが集中する「学生課」では、共通認識のもと厳重に対応している。教員の連絡先等については、原則として応じないよう認識を共通化している。

キ. 麻疹対策

平成 19(2007)年度、爆発的に流行した麻疹に対しては、同年 5 月 17 日（木）に学生 1 名の罹患が確認された時点で、教学部を中心として全学的意思統一の下に、罹患者拡大時を想定した休講等の対応策を検討した。同年 5 月 18 日（金）には学長を本部長とする「対策本部」を正式に設立して感染者の拡大に備え、2 例目の罹患が確認された同年 5 月 30 日（水）には、当該「対策本部」が召集され、翌 30 日（木）から 6 月 8 日（金）までの休講及び学生の構内立ち入り禁止措置を講じた。当該情報については本学ホームページ等で学生及び関係者へ周知し、「講義案内システム」では電子メールによる案内通知を送付した。また、保護者へも詳細な対応についての案内文を郵送し、その徹底を図った。

施設関連の安全管理については、「基準項目 9・2」でその詳細を述べているため、ここでは省略する。

(2) 11-2 の自己評価

本学の危機管理体制は、上述のような対応を行っており、それぞれの事例において必要な危険回避のための措置はとられていると言える。例えば、学内には 24 時間体制で警備体制が敷かれており学内の安全について措置されている。しかし、近接地に所在する学生寮・

学生駐車場など、さらに安全対策の向上を図る必要がある。また、各事例への対応は現状として個別的対応となっており、これを統括的に管理する総合的な方針等が必要である。

(3) 11-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、より迅速かつ適切に対応できるよう危機管理に対する包括的な規程・方針等を策定する必要があることは第一に挙げられる。その上で個々の個別事項についても、さらに対応策の充実を図る。

最近、岡山市内の大学で PC 機器盗難により個人情報的大量に紛失するという事態が発生した。盗難は個人情報保護の観点からも対策が重視されなければならない。物的盗難防止のみならず、いざという事態に備えた教学関係をはじめとする学内の個人情報・機密情報への二重、三重のアクセス防止対策を講ずるほか、受配電機器、PC 等の電子機器等の緊急対応等について検討する必要がある。

11-3 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

《11-3 の視点》

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

(1) 11-3 の事実の説明（現状）

ア. Web サイト（ホームページ）

学内の出来事を外部へ広報する手段としてまず挙げられるのは、本学 Web サイト（ホームページ）である。トップ画面の「News and Topics」では最新の行事予定や学内ニュースを要約して伝え、教員のプロフィールのページには各自の研究業績成果等を要約して掲載している。学内発行物も PDF 形式（アドビ社の文書ファイル形式）でサイトに公開しているが、一部の公開に留まっているのが現状である。

イ. 『岡山商科大学学術研究叢書』

本学教員の学術研究の奨励と発展に寄与することを目的とし、本学では『岡山商科大学学術研究叢書』を刊行している。これは本学教員が執筆して年 1 回叢書を刊行するもので、刊行に当たっては「同研究叢書刊行規程」に基づき学内審査を経て執筆者を決定している。完成した同叢書は学内教員へ配布するほか、他大学の図書館及び公的研究機関へ寄贈することが規定されている。

ウ. 各種論叢

「岡山商科大学学会」では、『商大論叢』『法学論叢』を定期的に発行しており、それぞれの専門分野に関する本学における研究成果について学外へ公開する役割を果たしている。『商大論叢』は年 3 回、『法学論叢』は年 1 回、定期的に刊行を行っており、学内教員への配布及び外部関連機関約 200 箇所への送付を通じて広く研究成果を公表している。

エ. 「岡山商科大学学報」

本学の教育研究活動を分かりやすくその概要を伝えるのが「岡山商科大学学報」である。

年 4 回、1 回につき約 5,000 部を発刊し、そのうち 3,000 部程度は外部の企業や他大学等及び学生の保護者に送付している。残りは学内で配布されるほか、学生募集のために使用されている。PDF ファイルにより Web サイトにも掲載しており、卒業生などを含め学内外に広く周知している。

オ.『岡山商大社会総合研究所報』・『商大レビュー』

「社会総合研究所」では『岡山商大社会総合研究所報』（以下『所報』と略す）及び『商大レビュー』という冊子を発刊している。『所報』は本学で行われる研究のうち、「同研究所」の研究助成を受けた研究活動の報告が主な内容となっているおり、本学の学際的な性格を有したものである。「同研究所」の後援会会員をはじめ希望者には無料で配布するほか、全国の大学図書館を始め、研究機関への配布も行ってきた。なお「所報」は今年度から各種論叢に統合することとし、廃刊となっている。『商大レビュー』は公開講演会の抄録、各教員の研究報告など学術的なトピックから高大連携・産学連携、学生生活に関することまで幅広く広報するための冊子である。本学でのイベント・講演会時の配布を行うなど、主として外部への配布を通じて本学の教育研究活動を広く公開する性格を有している。

カ.「ニュースリリース」

平成 18（2006）年度から毎週学内の行事予定について、「ニュースリリース」を作成し関係諸機関にファクシミリ等で送付している。本年度からはトピックを絞り込み、より詳細な内容の「ニュースリリース」を作成して、その都度関係機関に配布、教育研究活動の取り組みの公開を促進している。

(2) 11-3 の自己評価

ア. Web サイト（ホームページ）

本学の Web サイト（ホームページ）は、大学の顔として最新の活動状況を提供することを目的としてシステム化（事務から簡単にデータの更新が行えるシステム）の整備を行っており、現在一定の結果が得られている。また、最新の情報を伝えるために、トップ画面の「News and Topics」の更新には、「総務企画課」を中心として情報の収集及び提供を呼びかけている。

イ.『岡山商科大学学術研究叢書』

若手教員の学術研究を奨励するとともに発展に寄与することを目的にしているが、例年執筆希望者は若干名である。予算状況等からみて毎年の刊行を続けていくのは厳しい状態になっている。

ウ. 各種叢書

『商大論叢』及び『法学論叢』は、学内の関係者及び関係諸機関に配布しており、本学の研究活動について、適切な広報が行われている。

エ.「岡山商科大学学報」

「岡山商科大学学報」の刊行は本学「総務企画課」で行っている。評議会や教授会の事務を担当する「総務企画課」が担当となり、学内情報を適切に収集することができており、発行にあたっては学生、教職員、他大学や企業、高校、保護者など広範な対象に配布・発送を行っている。本学報の性格として学内の情報を分かりやすく広範に伝えることを目的としており、それに照らして的確な公開がなされているといえる。

オ.『岡山商大社会総合研究所報』・『商大レビュー』

大学内の教育研究成果は『岡山商大社会総合研究所報』及び『商大レビュー』を通じて、適切に広報されている。

「所報」については上記のとおり今年度から刊行が中止されることとなったが、「商大レビュー」は学術的なトピックスを広範囲に広報することを目的としており、所掌する部署だけでなく、対外業務を司る複数の部署を通じて広く配布されて、適切な広報体制が敷かれている。

カ.「ニュースリリース」

本年度（平成 19(2007)年度）から「ニュースリリース」の送信について、重点的なものをピックアップして取り上げることとしたので、本学の取り組みがより明確に伝わっている。

キ. 公表

上記全ての事項の作成、公開にあたっては、それぞれ定められた手続により内容を検討し、最終的に学長（理事長）又は事務局長の決裁をもって公表している。刊行物の配布については、学内のみならず学外の関係諸機関へも広く配布している。以上の点から概ね適切に広報活動を行う体制が整備されてはいるが、更に各種情報の発信・伝達に努める必要がある。

(3) 11-3 の改善・向上方策（将来計画）

学術情報については、それぞれが発刊する機関誌により外部への教育研究成果公開を行ってきており、それぞれに十分な役割を果たしている。しかし、「岡山商大社会総合研究所報」は本年度（平成 19(2007)年度）から刊行が中止となっているほか、本学の研究成果発表の大きな柱ともいえる「学術研究叢書」についても、執筆希望者が少ない現状にある。今後はそれぞれの役割を再度検討、整理したうえで、刊行内容に応じた統合等も将来的に必要となるのではないだろうか。

広く外部へ公開する意味からも、刊行物の電子媒体化と公開のためのシステム及び関連規程の整備を検討する必要がある。

また、より一層のパブリシティ活動の充実に努める必要がある。

〔基準 11 の自己評価〕

本学の「基準 11」の各基準項目における措置は、それぞれ個別には十分な対応がなされているといえるが、残念ながらそれぞれを包括的に規定する条文や方針、事業計画が不足しているため、各々の取り組みが統一性にかかる感は否めない。「組織倫理」「危機管理」及び「広報活動」においてそれぞれ柱となる基準を策定するとともに、組織的な統一を必要としている。

〔基準 11 の改善・向上方策（将来計画）〕

今後は、「組織倫理」「危機管理」及び「広報活動」のそれぞれの分野において、包括的な規程の整備を順次行い、組織的な共通認識の基で各分野における統一された方向性を見出す必要がある。

IV. 特記事項

1. 「3つのM」運動の展開——「心豊かな人材の育成」のために

(1) 岡山商科大学の教育理念と実践形態

——社会科学系総合大学としての教育理念と「3つのM」

岡山商科大学の教育理念は、本報告書の冒頭に纏められているとおり、建学の精神を具体的に表現したものであり、若干ながら軌道修正を経ながらも、現在の社会科学系総合大学としての発展を企図するものになっている。すなわち、「社会事象を的確に捉え、分析し、解決する能力を備えた心豊かな人材の育成」を教育理念として掲げるところには、建学の精神を厳然として継承するところであるといえる。ただ、環境変化の目まぐるしい現代社会にあって、教育理念の実現に向けては、ある程度具体的な行動規範の確立が不可避となり、「3つの M」運動の提唱をもって岡山商科大学の建学精神を尊重し、その具体的実践に向けた体制を構築することができると考えたのである。

平成 12(2000)年度において、商学部では学部教育の目標・方針を具体化する取り組みが展開され、「3つの M ガイドライン策定分科会」、「英語能力向上計画策定分科会」、「情報教育向上計画策定分科会」、「FD（教授法開発）計画策定分科会」、「実学教育計画策定分科会」および「平成 14 年度商学部入試対策分科会」をもって構成される「商学部計画推進会議」が設置されている。そこでは、平成 13(2001)年度後半に向けて再三の討議が重ねられ、多くの問題が検討されてきた。なかでも、「3つのM」運動は、とくに時間をかけて論議されることになったものであり、評議会において全学的教育視座として承認され、推進されるに至ったものである。

(2) 「3つのM」運動の基本的内容

「3つのM」運動は、現代社会倫理の実践に向けて、モラル(Moral)、マナー(Manner)、モチベーション(Motivation)を重視する運動である。近代社会における相対的倫理の枠組みにおいては、もちろん「善(good)とは何か」「正義(right)とは何か」に対する解答は、必ずしも容易に得られるものではない。ただ、社会と直結する高等教育機関として、しかも社会科学系総合大学の発展を目指す本学にとって、同時代の社会的な「善」「正義」(社会倫理)とされるところを的確に洞察し、その心的態度を養成し、これに則した教育実践の在り方を模索し提示することは必要である。「3つの M」運動は、そのように社会的に是認される価値体系の実践に向けた道徳的基盤と規範的行動基準を確認し、その周知徹底に向けての「誘因」「動機付け」あるいは「やる気」を学生自身に喚起・鼓舞させるものとして提起されているのである。

社会科学系総合大学としての発展を目指す本学の「教育の理念」に照らして、少なくとも社会的価値体系に則した教育的視座を備え、健全な市民感覚を身に付けた人材を輩出するところに重大な使命があることを認識しなければならない。自由奔放の気風が尊重されたかつての高等教育環境も、今日では、いっそう緻密な社会関係の構築に至り、ともすれば安易な放任教育につながったり、反動的に過度に厳格な強要教育であったりしかねない不安を抱えている。岡山商科大学は、「社会と呼吸する大学」として、社会的価値基準を的

確に判断し、現代の道徳的精神基盤を模索し、最低限度の行動規範に準拠するところをもって、社会倫理に則した教育実践の場を確保し、これをもって学生の時宜に適う学習姿勢を鼓舞することができると考えているのである。「3つのM」運動は、全学的に叡智を結集し、本学の教育理念を実現させる具体的姿勢を標語化して提示しているものなのである。

岡山商科大学学報

題字：宮中長 故丹尼 裕

2001 SEPTEMBER 65

2001年(平成13年)9月27日発行
発行所 岡山商科大学
〒700-8801
岡山市津島京町2丁目19-1
電話 (086)252-0642【代】
山陽印刷株式会社

3つのMの意味

本学では、本学学生の理想とするあるべき基本姿勢を「3つのM」に集約し、全学を挙げた取り組みを今年度後期より行っています。ここでいう「3つのM」とは、モラル(Moral)・マナー(Manner)・モチベーション(Motivation)の頭文字で、目的意識を持つこと・礼儀をわきまえる姿勢を涵養

モラル・マナー・モチベーションの確立 全学を挙げ「3つのM運動」に取り組む 学生一人一人が主役としての自覚を！

では実社会へ一歩踏み出すと、実力と、社会的マナーを身につけた、即戦力となる「優秀な人材」が求められています。しかも今日では組織のアウトプットの成果が問われ、組織の存在意義もそのアウトプットの善し悪しによって判断される時代となっています。

本学も今一度創設理念である、「社会に有用な人材の育成」に向けて、学生・教員・職員三者が一体となり「3つのM運動」の理解とこの成就に向けて惜しみない努力を払いたいものです。

即戦力が求められる時代

大学時代はとかく校則の厳しい高校時代から開放された「自由な」時ですが、大学卒業後の実社会にはそれなりの社会人としてのルールがあります。今日



構内のあちこちに掲示が...



「岡山商科大学学報」第65号に掲載された「3つのM運動」(平成13(2001)年9月)

(3)「3つのM」運動の展開

大学を取り巻く環境変化は、情報化・グローバル化、バブルの崩壊、少子・高齢社会の到来等の社会環境の不確実性に大きく影響されるものとなっている。大学教育に対するニーズの多様化・高度化とともに、旧来の知識吸収型高等教育の観点のみによっては十分に高等教育の役割を果たすことはできない。変化の時代における社会的価値基準の不安定性は、社会関係に大きな歪を生み出してきており、高等教育の場においても環境変化の不確実性に根ざす最善の教育の模索に多分の不安を認識させられるところとなっている。

そのような社会的価値観の不安定性に対して、社会科学系総合大学としての発展を企図する本学は、明確な教育的視座の提示をもって対応することが必要とされる。

当初の商学部での取り組みは、まずは卑近な「喫煙問題」「受講態度」あるいは「携帯電話マナー」に関するものを中心として検討されてきた。現段階では、すでに推進されている「キャンパス環境美化改善運動」とも歩調を合わせ、喫煙規制の厳格化、受講態度の多面的改善へと拡張・発展させるものになってきている。ちなみに、「喫煙問題」は、建物内の喫煙を全面的に禁止するものとされ、社会的マナーの動向との整合性を保ち、「受講態度」についても、瓦解しつつある伝統的「受講姿勢」を今日的に再吟味し、「私語」「飲食」「携帯電話の使用」「教材の不携帯による受講」「遅刻・早退、教室への勝手な出入り」「着帽(特別な場合を除く)」及び「その他受講者として望ましくない行為」が禁止事項として掲記されるに至っている(今日では、各学部『学生便覧』(【資料 F・5】)表紙裏に記された、教学部長から学生に向けられた「受講態度の改善に関するお願い」に継承されている)。

時の経過とともに社会的な「善」「正義」の概念も相応の変化を辿るのは常なることであり、その動向に注目し、社会的に妥当とされる学生姿勢の涵養に向けて、効果的手法の検討・吟味が繰り返されなければならないのである。このように、「3つのM」運動には、新たな問題への着手に向けて、社会動向の監視・分析的視座が必要とされるのである。

以上のように本学において展開された「3つのM」運動は、教職員と学生が「建学の精神」や「教育理念」に注目し、その価値観を共有するのに寄与した。なかでも、「文化的知性」(建学の精神)や「心豊かな人材」(教育理念)に、注意を喚起した。したがって、基準項目 1・2 の事実の説明を補足するものとして、特記事項とした。

2. 本学におけるキャリア教育の展開

本学では平成 14(2002)年度より低学年次からの早い段階にて、将来のキャリア形成を踏まえた指導を実施してきた。具体的には、就職部主催のガイダンスとして、1・2 年次には「進路・就職講座」、3 年次には「就職対策講座」を体系的に行ってきた。

またそれに先立ち、平成 13(2001)年度からは就職部の提案により「キャリア開発論Ⅰ・Ⅱ」が開講された。この講義では、元伊藤忠商事・秘書室長の塚谷正彦氏が講師となり、近年問題化してきた大卒就職者の早期離職問題や企業側が即戦力の学生を求める傾向があることをいち早くつかみ、それらを踏まえた内容において、職業人意識やビジネスマナー、コミュニケーション能力などを講義してきた。

その後、「厚生労働省」が若年者就職基礎能力支援事業「YES プログラム」を開始した。カリキュラム内容としては、職業人意識・ビジネスマナー・コミュニケーション能力・基礎学力等であり、従来から本学で実施してきた「キャリア開発論Ⅰ・Ⅱ」と内容がほぼ合致していることから、内容として不足している基礎学力を強化する科目として、「キャリア開発論Ⅲ」が開講された。これにより、「キャリア開発論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」として厚生労働省へ「YES プログラム」としての講座認定申請を行い、平成 17(2005)年度から中国地方の大学としては初めて認定講座となった。次いで、これらについては、開講当初から「特別単位認定科目」として設置してきたが、学生へのキャリア教育の徹底を考え、キャリア開発論の受講者増の方策について就職委員会で検討してきた。その上で、キャリア開発論の正規科目化が必要との結論となり、平成 19(2007)年 4 月から正規科目として設置されることとなった。

これらのキャリア教育の取組みに対する発展版として、「文部科学省」・「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」（「現代 GP」）の実践的総合キャリア教育の推進への申請がある。「現代 GP」における本分野での公募は、平成 18(2006)年度が初年度であった。就職部としても、平成 18 年度「社会のしくみ発見プログラム—産業教育とキャリア教育との連携—」をテーマとして、「キャリアを伸ばす・地場企業を見る・社会を学ぶ・キャリアカウンセリング・仕事を知る」を 5 つの核とした体系的なプログラムとして申請した。しかしながら、文部科学省からは学外との幅広い連携の中での教員の役割や、評価結果を教育プログラムの改善に反映してゆく仕組みの検討が十分とは言えないとの理由から不採択であった。なお、この指摘を踏まえ、平成 19 年度においては「ビジネスエキスパート育成プログラム—営業・販売職を中心としたキャリア実践教育—」をテーマとして、「ビジネスエキスパート育成・営業販売職分野、5 つの力評価システム・地学地就・産学同連携」の 5 つのキーワードをもとに申請していたが、6 月末に不採択の連絡があった。今後は、採択はされなかったものの、本学として実行できるものは積極的に取り組んでいきたい。

なお、この「現代 GP」申請を通して、学内におけるキャリア教育への認識・理解が深まったのは確かであり、当初はキャリア教育についての共通理解が得られなかったが、平成 18(2006)年度の「現代 GP」申請を契機として、キャリア教育、とりわけ「キャリア開発論」の必要性が学内において改めて認識されることになり、関係機関において議論され、前述のように正規科目化へとつながった。

このような点から、文部科学省が現代 GP を活用した大学教育改革の一つに提示されて

いる「競争的環境」においての「学内における活発な議論と実践（インセンティブ）」の一つの成果であると考えられる。今後においても、文部科学省の大学教育改革におけるプログラム等への積極的な参加を通じて、本学のキャリア教育の充実に努めていくことが必要である。

3. 産学官連携センター

本学と学外の企業、地方公共団体、各種団体、高等学校等との教育研究による連携活動の窓口組織として、既存の「社会総合研究所」「地域再生支援センター」「会計教育センター」「法学教育センター」「情報教育センター」を統括して「産学官連携センター」を設置した。「産学官連携センター」の主要な業務は、本学の研究組織、研究成果を外部の要望に対して、マッチングさせ、共同研究、委託研究を推進し、社会貢献を推進することである。その際、卒業研究の学生、大学院の学生が企業等と共同研究テーマで研究を推進できるよう配慮している。

1. 学外との連携活動

(1) 産学官連携センター

全国的にも数の少ない商学、法学、経済学の社会科学系のセンターとしての特徴を発揮するために、現在就業人口比率が60%を越えている第3次産業即ちサービス産業における社会科学的な問題を中心にして、本学の教育・研究の成果を統合して企業等が抱える問題に対する解決の支援を推進していく為、産学官連携センターを立ち上げた。

産学官連携センターの業務は、企業、地方公共団体、その他団体等からの依頼の課題に対して、解決策を支援する過程に、本学の教員、大学院生、学部学生が参画し、共同研究、受託研究として、成果を上げることである。その為に研究のための費用を依頼先から外部資金として大学に納付するための各種の規程、受け入れた資金の運用規程等の整備も行っている。

共同研究、受託研究の制度を活用して、企業の方々を本学に受け入れ、研究テーマを通して企業人の専門職としての高度な人材育成も可能である。また、本学学生が外部の企業等で教育を受けられるのは、インターンシップ制度のみであり、大学院生、4年次生が共通の研究テーマを通して企業の方々に指導を受けることで、教育の高度化に寄与することができる。

本年3月、地元金融機関「おかやま信用金庫」により開催されたビジネス交流会に参加し、本学のブースを訪問した企業等と、直接話をする事で、社会科学分野での問題解決支援に対するニーズがあることが解り、センターの必要性を確信した。

現在、設置当初から依頼のあった企業等からのマーケティング、ビジネスモデル、地域特性、生産管理等のキーワードでの相談に対して、センターで要望を聞き、何件かは対応教員を選定して、具体的に課題について話し合いを進めている。また、企業に出向いての打合せも始めている。

(2) 社会総合研究所

社会総合研究所は、社会科学分野に関する研究を通じ、地域社会の発展に寄与することを目的に設立されたものである。学外との関わりを通じてその目的を遂行するために、一般社会人により構成される後援会組織を設置し諸行事に参加していただくと共に、その役員には「岡山商工会議所」会頭等産業界で活躍している方に就いていただき、産業界からの意見も聞くこととしている。また、地域研究を推進するために、研究助成制度を設け、

毎年数名の個人、又はグループに対して研究費の助成を行ってきた。その研究成果は『社会総合研究所報』として発行し、公表を行ってきた。

社会人教育のためには、慶應義塾の社会人教育機関である「慶應丸の内シティキャンパス」が行う通信衛星講座「夕学五十講」を受信し、「岡山商工会議所連合会」との連携により、県下企業人に対し講座の提供を実施している。また、岡山県からの委託を受け、岡山県生涯学習大学を開設しており、本学教員を講師として登壇させ、広く県民の参加をいただいている。加えて、本学教員を講師として派遣する出前講座事業「オフキャンパスセミナー」を実施し、企業や各種団体の求めに応え、地域に出向いて講座を提供している。

(3) 地域再生支援センター

本センターは、地方自治体、企業、地域住民の地域づくりを支援することを目的に設置した。特に「平成の大合併」が一つの節目を迎え、これからの地方自治体が「行政改革」を断行し、地域住民が将来を託することのできる「地域ビジョン」を策定し、住民の協力により、地域を再生する仕組みを構築することを支援する。

特に、「岡山県真庭郡新庄村」とは、平成 17(2005)年「包括契約」を締結し、本学の研究費支援の基に、具体的な地域づくり支援として、21 世紀をリードする地域づくりのモデルを構築し、全国に発信する事業を推進している。「新庄村」は、人口約 1,000 人の自治体であり、地方分権時代に、小さな自治体が「単独の道」を選択したことは非常に重い意味を持ち、支援の意義は極めて大きいものである。

(4) 会計教育センター

本センターは、会計職業人を育成すると共に、本学の会計教育・研究の進展に寄与すること、地域との連携を図ること（高大連携を含む）などを目的として設置した。

平成 19(2007)年、「中国税理士会岡山県支部連合会」と協定を締結し、社会人教育、学生教育等種々の連携活動の実施を可能にした。

(5) 法学教育センター

本センターは、法学部で対応していた学外からの要求を、産学官連携センターの設置に合わせて実施組織として設置したものである。特に、社会人のための講座として、「岡山県行政書士会」の依頼により、平成 16(2004)年から「行政書士法学研修」、平成 17 年から大学院レベルの内容の「行政書士特設講座」を開催している。前者は、毎年 50 名から 100 名前後、後者は 25 名前後の岡山県内外の行政書士が受講している。

(6) 情報教育センター

本センターは、平成 13(2001)年から「法経学部」（当時）有志で始まった高大連携活動を全学的な活動として位置付けるために設置された。そして、高大連携を推進するために教員 5 名、職員 6 名からなる「特色 G P 推進委員会」を設置し、活動を行った。

2. 学生教育支援活動

(1) 「社会総合研究所」

本研究所では、学生の各種資格の取得に対するガイダンスができるように職員を配置し、年間を通じて相談できる体制をとっている。そして、学生への資格についての関心を高め、準備している資格の種類を伝えるために、毎年「総合資格講座案内」を発行している。

現在取り扱っている資格講座は、12種類である。これらの講座の内コンピュータに関連する講座は本学と同一法人の「専門学校デジタル・メディカルカレッジ岡山」と、「日商簿記試験講座」については会計教育センターと、「行政書士講座」については「法学教育センター」と連携して実施している。また、「通信教育講座」についても、(1) I T・パソコンスキルを向上させる(9コース)、(2) 資格取得を目指す(48コース)、(3) 成果につながるビジネス能力を高める(18コース)、(4) 自らのマネジメント能力を伸ばす(12コース)、(5) 幅広い教養を学習する(8コース)を選定し、学生の幅広い要求に対応できる体制にしている。

特に「国家試験講座」を最後まで受講し、国家試験を受験した学生に対し、資格取得に要した費用(受講料)の一部を支援する制度を確立している。

資格試験の受講者数は、平成 16(2004)年 310 名、平成 17(2005)年 328 名、平成 18(2006)年 190 名であり、平成 19(2007)年度は、景気の回復もあり、就職市場の好転により、学生の資格取得に対する意気込みが後退していることから、講座受講生の減少が予測される。講座別に見ると、コンピュータ関連資格講座への受講生は、ある程度確保されている。

(2) 地域再生支援センター

本センターは、地方自治体が「行政改革」を断行し、地域住民が将来を託することのできる「地域ビジョン」を策定し、住民の協力により、地域を再生する仕組みを構築することを、本学の研究者及びその成果で支援することを目的にしている。

地域再生研究の取組の中で、学生の地域に対する視点の育成のために、平成 17(2005)、18(2006)年度に住民と学生が自然、地域で直接交流することにより、地域の価値を実感する事業を計画した。対象地区は、「平成の大合併」を見送り、単独で生き残りを決断した人口約 1,000 人の「岡山県真庭郡新庄村」である。本学は、平成 17 年に「新庄村」と包括協定を締結し、地域づくりの支援研究を開始している。

平成 17 年度は、学生に「新庄村」に関する提言をさせるために「新庄村学生フィールド調査」事業を 10 名の学生の参加で実施した。そして、「新庄村」における地域資源、人づくり、「新庄村を売り込む」ことに関して具体的に提言をまとめ、報告書を作成した。平成 18 年度は、学生に地域に対しての想いを抱かせる「商大生新庄村まるごと体験ツアー」事業を 12 名の学生の参加で実施した。そして、自然、地域づくりの中での子供達、村の人達との交流から、「商大生から見た新庄村」及び「新庄村への『想い』」をまとめ、報告書を作成した。

(3) 会計教育センター

「日商簿記検定」の受験対策講座として、平成 18(2006)年度より簿記検定塾「1 日 1 問会」(1~3 級)をほぼ毎日開催している。昨年度は 3 級 3 名、2 級 6 名の合格者を出した。平成 19(2007)年度の受講生は、3 級 13 名、2 級 8 名、1 級 2 名である。

「税理士試験受験対策講座」(簿記論、財務諸表論)を「大栄教育システム」と提携して、

同教育システムの講義の一部を本学学生用の割引料金で受講できるようにした。

日商簿記検定・税理士の検定試験の受検を希望する学生が多いことから、毎年「日商簿記検定・税理士試験等の説明会」を実施している。

(4) 法学教育センター

本センターは、平成 19(2007)年度 4 月に設置され、これまで法学部で行っていた学生・社会人に対する各種の講座を統括して行うようにした。

学部学生に対する資格講座として、「行政書士講座」を法学部の教員が担当して開講している。期間は、5 月の連休明けから試験日の直前までであり、週 2 回講座を開催している。講座の内容は、基礎法学、憲法、行政法、民法、政治・経済・社会、文章理解である。当講座の受講生は、例年 15 名程度である。

センター独自の講座としては、公務員の志望者の多いことから、「公務員公開講座」を平成 14(2002)年から開講している。講座は、夏季休業、冬季休業、春季休業の期間に、90 分の講義を 60 回開催している。本講座には、近隣の岡山大学、岡山県立大学からの参加者もあり、特色ある講座となっている。平成 16(2004)年度 37 名、平成 17(2005)年度 51 名、平成 18(2006)年度 36 名の受講者であり、受講生の多い講座となっている。平成 18 年度本講座を受講した本学学生 10 名が、公務員試験に合格し、希望している公務員として就職をした。

(5) 情報教育センター

本センターは、高大連携活動に取り組んでおり、高等学校商業教育における教育ビジョンの提示、学科改編の助言、教員研修や、教材開発の支援、大学教員の出張授業、大学生・高校生の交流、地域を指定しての情報技術による支援活動を実施している。

そして、具体的な活動として、本学の学生 20 名と高等学校の学生 80 人による、岡山市の特定の商店街の町おこし支援活動として、高校生による対象店舗のデータ収集、大学生によるマーケティング調査、経営分析に基づいて活性化支援活動を行った。

4. 国際交流の推進

1. 国際観光学科の開設を端緒とする取り組み

本学では、平成 9 年(1997 年)に商学部国際観光学科を設置した。当時定員 100 名に対して 30%、つまり 30 名の留学生を受け入れることを要件として設置認可を受けた。これは、当時の文部省のアジア諸国からの 10 万人の留学生受入れ施策に則ったものであった。

岡山県、岡山市などの行政や民間国際交流団体などが、アメリカ合衆国内の諸都市などと並んで、かねてから中国政府及び各地域などと密接な連携・友好関係にあることに鑑み、さらに、本学にゆかりのある経済人の仲立ちなどを経て、本学では、まず、「国際観光学科」設立に向けて、平成 8(1996)年 11 月に中華人民共和国遼寧省の「大連外国語学院大学」と「友好交流協定」を締結した。

これは、在学生の相互派遣、教員の相互派遣、図書の交換、「大連外国語学院大学」の日本国内での広報、本学「国際観光学科」への中国人留学生学生募集への協力など、相互の平等互惠の原則のもとに締結したものである。

その後、留学生の相互受入れ、教員の派遣など「国際観光学科」を中心に、10 年を超える実績を積み重ねてきたところである。また、「大連外国語学院大学」との交流成果等を踏まえ、同じく中国の「江西師範大学」や「洛陽大学」とも提携を結び、それぞれの大学から交換留学生、正規編入学生を受け入れているところである。このようにして、アジア諸国からの留学生の 10 万人受入れのほんの一助としての本学の役割を果たしてきた。

しかしながら、国際観光学科については、当初の開設目的とカリキュラムとの間の齟齬、資格取得実績の低迷など、さまざまな隘路が生じ、結果として、残念ながら志願者数等も停滞し、平成 16(2004)年度をもって募集を停止した。小規模大学の最大の利点・長所であるところの全学あげての新設学科のサポート体制が万全でなかった点なども反省材料であろう。本学は、この国際観光学科の募集停止に至る経緯を反省点として、厳粛に受け止めるなければならない。

今一度、原点に立ち返り、新たな大学の国際化への真摯な取り組みが求められているところである。

いみじくも、内閣総理大臣を議長とし、伊藤元重東京大学大学院教授を座長とする「アジア・ゲートウェイ戦略会議」では、平成 19(2007)年 5 月 16 日に最重要項目 10 を提示した。

その 3 には「アジア高度人材ネットワークのハブを目指した留学生政策の再構築」があげられ、その中で「～(中略)～ こうした観点から「10 万人受入れ計画」策定から 4 半世紀が経過し、国内外の状況も大きく変化したことも踏まえ、産官学の力を結集して、下記の「新たな留学生戦略策定に向けた基本方針」を踏まえ、今後の取り組みを早急に具体化し、新たな留学生戦略を策定する。～」としている。

この中で言及されている「下記の～基本方針」の中には

(1)留学生受入れシェアの確保:世界の留学生市場の急拡大(2015 年には 500 万人、2025 年には 700 万人規模との試算もあり)を踏まえ、世界への知的貢献・影響力を維持するため、質の確保との両立を前提に、今後とも、少なくとも現行の受入れシェア(5%程度)の確保を目指す。

(2)日本人の海外学習機会の拡大:世界で活躍できる日本人を育てる観点から、大学のオフショア・プログラムや短期留学プログラムの開発、若手研究者の派遣制度の充実、青少年交流の拡大、戦略的に重要な国への派遣等を推進する。(以下略)

などが唱えられている。

大学の淘汰がなされていくであろうこれからの時代、本学では既述のごとく、ここ 10 年来、大連外国語学院大学をはじめとする中国、韓国の著名大学と友好交流協定を締結し、教員の招聘や学生の交換留学など様々な交流事業を展開している。今後はこれらの素地の基に、さらに提携関係を深め、国家戦略である「アジア高度人材ネットワークのハブ」を目指した取組みに沿って、本学なりの交流施策・事業を展開してまいりたい。

2. アジアビジネス専攻の開設

21 世紀はアジアの時代と言われている。通貨危機後のアセアン諸国の経済復興や、中国の経済大国としての台頭は、アジアの潜在成長力の高さを改めて実証した。日本の社会もこのアジアの激変に巻き込まれつつある。かつての「アジアと日本」は今や「アジアの中の日本」と言う水平的立場へと変化している。

少子高齢化の中で人口減少の事態の日本でも、すべての社会局面をオープンにしていけば、アジアや世界の活力を取り込むことができる。アジアの国々と協力して有能な人材の育成を強化し、日本の中に彼らの活躍の場を提供すること、また、大学教育をはじめとして国内教育のこれまでの「欧米一辺倒」の姿勢から「アジア重視」への戦略的転換を図ることも重要な課題となっている。

こうした背景や、これまでの取り組みへの反省も踏まえ、本学においては、まず新たな第一歩として、本年度から商学部商学科に「アジアビジネス専攻」を開設するべく、昨年来、諸準備を進めてきた。

本学は「地学地就」を標榜し、どちらかと言えば、中央へ遍く人材を輩出というよりは、地元の中堅・優良企業への安定的な人材の供給という役割を担ってきた。そうした観点から見ても、地場の企業のアジア、とりわけ中国との取引の拡大、現地への進出という動向を座視しているわけにはいかない。地元産業界から地元大学に求められているのは「アジアを中心とした国際ビジネスの場で活躍できる人材」である。

「アジアビジネス専攻」は、こうした要請に応えるべく、「実学」の視点から、中国語の語学力と貿易・金融・証券などの国際ビジネス知識を組み合わせたカリキュラムを導入している。入学初年度に、このプログラムの協力校である大連外国語大学に 1 年間留学し、ビジネスツールとなる中国語を完全習得することになっている。また、2 年次からは中国語と英語による商学分野の専門領域の学習を進める。

このようにして、中国語に堪能なだけではなく、中国の生活文化や中国の人々の思考回路まである程度理解できるようなビジネスパーソンを、地元企業に送り出したいと考えているところである。幸いにして、本専攻の第 1 期生 9 名は、現在大連外国語大学において、ハードなカリキュラムを元気にこなしており、1 年後、さらには彼らが社会人となる 4 年後が大いに期待できる。

3. 孔子学院の開設

孔子学院は、中国語と中国文化を普及するために、中国政府が行っている国家プロジェクトで、全世界に設置がすすめられており、先ごろ、中四国地方ではじめて、本学が孔子学院を開設する事の認可を得た。

孔子学院制度は平成 16(2004)年に始まり、現在、54 の国・地域にある 150 の教育機関が、中国政府の認可を受け設置している。国内では平成 17(2005)年以降、立命館大学や桜美林大学などに続き、この 4 月に早稲田大学、そして今回、国内 8 番目として本学に設置認可がおりた。

吉備真備から岡崎嘉平太氏に到るまで、郷土の先覚たちは、隣国中国の文化・学術を重んじ、人々と敬愛の念をもって友好関係を結んできた。また、現在は、岡山県、岡山市なども中国江西省、洛陽市などと友好提携を結び、行政サイドの交流事業はもとより、日中懇話会など民間交流団体が主導する、様々な市民交流も活発に行われている。さらに、本学においては、既述の如く、大連外国語学院大学、江西師範大学、洛陽大学などと学生・教員の相互派遣、留学など様々な提携実績を挙げており、これらの地域社会の背景と本学の取り組みとが相俟って評価されて、今回の設置認可となった。

中四国では初の認可であり、地理的に有利な条件などを活かしながら、中四国を包括的なエリアとする中国語・中国文化のセンターとしての役割と機能を担っていきたい。

また、躍進めざましい中国国家並びにその経済の隆盛は、わが国経済にも多大な影響を及ぼしている。岡山はもとより、中四国においても、中国への進出企業、合弁会社の設立なども進んでおり、貿易、通商の面でもその交流・連携の度合い深まっている。

本学が法・経・商のビジネス系学部からなる大学であること、これまでの中国各地との連携による人的ネットワーク、こうしたポテンシャルを最大限に活用して、従来型の孔子学院に加えて、中四国と遼寧省を結ぶ、日中経済情報センター的機能も付加していきたいと考えている。なお、これらの機能の付与にあたっては、県内及び近隣の経済団体との連携・協力、機能分担が不可欠となる。

当面、提携大学である大連外国語学院大学との協議を進め、理事会、学院役職者等の選定を行う。また、中国政府への申請書に記載の如く、下記の業務に逐次取り組んでいくこととしている。すなわち

- ①マルチメディア及びインターネットを含む多様な方法を使用し、中国語教育を行う。
- ②大学のために中国語教師を育成訓練するとともに、小・中学校、高等学校のための中国語教師を育成訓練する。
- ③中国へ留学する意向のある人にコンサルティングサービスを提供する。
- ④中国語能力検定試験及び中国語教育能力検定試験を実施する。
- ⑤社会各界の人々のために、多類型、多領域にわたる中国語コースを開設する。
- ⑥学術活動並びに他の中国語及び中国文化と関連のあるコンクールを開催する。
- ⑦中国映画とテレビ番組を上映する。
- ⑧中国進出企業或いは中国進出予定企業に対するコンサルティングサービス及びそれらの企業間の交流促進を行う。
- ⑨教育界及び他の職業の人々に参考資源を提供する。

なお、今後、これらの内容の具体化を詰め、遅くとも秋には、正式開設としたい。